

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂

令和4年3月

射水市

目次

第1章 はじめに

1. 1 第2次計画改訂の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	3
1. 7 計画の構成	4

第2章 地域概況

2. 1 自然的概況	5
2. 2 気候	6
2. 3 人口	7
2. 4 市街地・集落の状況	10
2. 5 土地利用の状況	11
2. 6 産業の動向	13
2. 7 観光	14
2. 8 将来計画	15

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現状と課題	17
(1) ごみ排出量の推移	17
(2) ごみ処理体制の状況	22
(3) ごみの減量化・資源化の状況	25
(4) 収集・運搬の状況	28
(5) 処理・処分の状況	32
(6) ごみ処理費用の状況	37
(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況	38
(8) 課題の整理	48
3. 2 ごみ処理基本計画	50
(1) 基本理念	50
(2) 基本方針	50
(3) 計画目標（数値目標）の設定	52
(4) 基本方針に基づく施策の展開	54

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	75
(1) 水環境に関する状況	75
(2) 生活排水処理施設の種類	78
(3) 生活排水処理の必要性	80
(4) 生活排水処理の現況	81
(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況	95
(6) 課題の整理	102
4. 2 生活排水処理基本計画	103
(1) 基本理念	104
(2) 基本方針	105
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	105
(4) 生活排水の処理体系	105
(5) 生活排水の処理計画	105
(6) し尿・汚泥の処理計画	111

第1章 はじめに

1.1 第2次計画改訂の趣旨



射水市（以下「本市」という。）では、平成29年3月に射水市一般廃棄物処理基本計画書（平成29年度～令和8年度）（以降「第2次計画」という。）を策定し、今年度に前期計画（平成29年度～令和3年度）の最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、ごみの4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組んできました。

しかしながら、第2次計画策定当時の経年推移をみると、一般廃棄物の年間総排出量は38,503t（平成27年度）から35,855t（令和2年度）に減少しましたが、資源ごみを除いた家庭系1人1日あたり排出量（原単位）は537g/人・日から561g/人・日に増加しており、ごみの減量化が計画どおりには進んでいない状況です。

また、集団回収量や分別収集による資源ごみ量、事業者間で行われている事業系資源化量については、年間量や原単位がいずれも減少していることに加え、クリーンピア射水の溶融スラグ製造休止等も影響して、リサイクル率（再生利用率）は31%から21%に減少、最終処分率（排出量に占める埋立処分量の割合）が5%から10%に増加する等、循環型社会を形成していく上での課題が残されています。

また、廃棄物を取り巻く状況も変化しており、国において平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面に加え、新たに経済的側面及び社会的側面の総合的向上が掲げられ、それを踏まえた「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、市民生活にも感染拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、ワーク・ライフスタイルともに大きな変化が生じてきています。

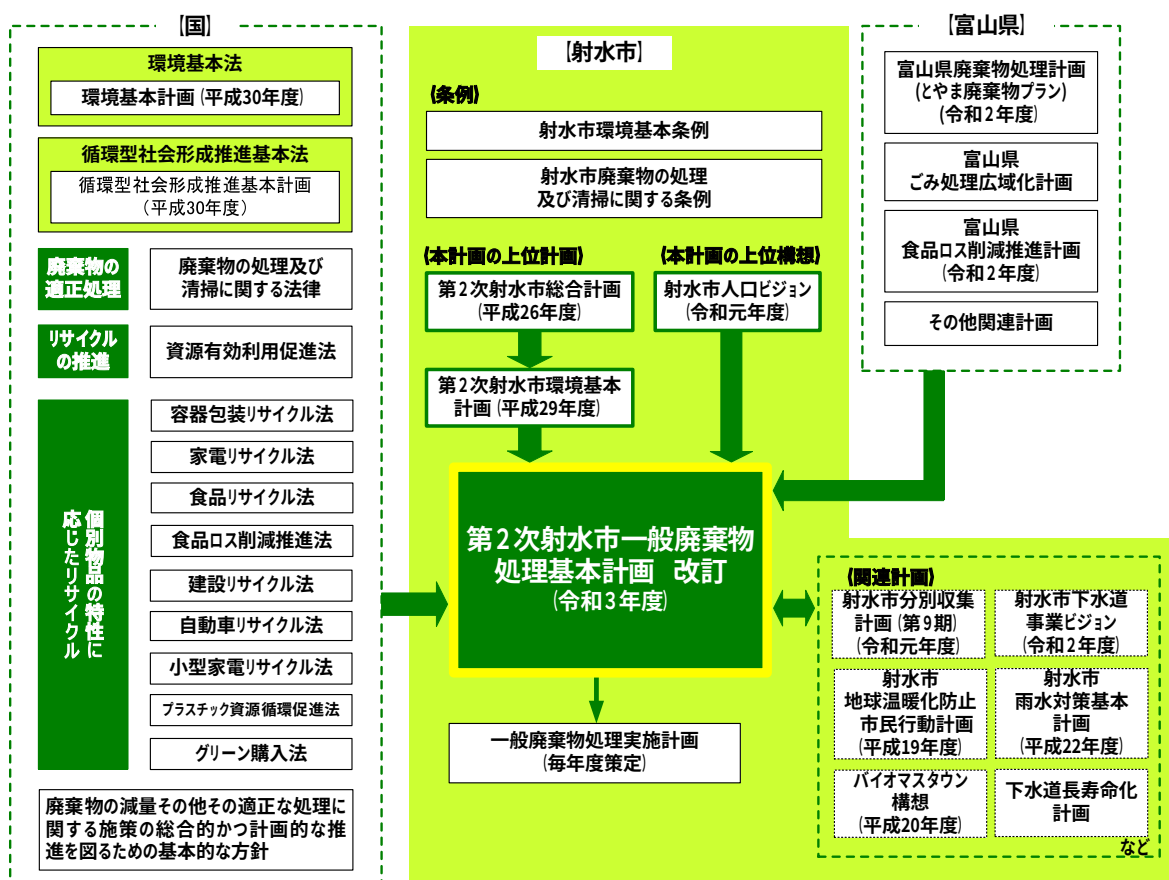
このような状況を踏まえ、第2次計画の後期計画（令和4～8年度）の見直しを図り、ごみ排出抑制や循環的利用及び適正処理に適切に対応していくことで、今後も市民・事業者・行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を進めていきます。

1.2 計画の位置づけ

第2次計画の後期計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

図1-2-1. 本計画の位置づけ



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.5 計画の期間



平成29年3月に策定した第2次計画の計画期間を表1-5-1に示します。

このうち、前期計画は令和3年度に満了を迎えることから、後期計画（本計画）の計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、当初計画を見直すものです。

また、本計画の目標年度は令和8年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけの見直しを行います。

なお、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画を柔軟に見直すものとします。

表1-5-1. 本計画の計画期間と目標年度

項 目	平成29年度 (2017年度)	…	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	…	令和8年度 (2026年度)
一般廃棄物 処理基本計画 (第2次計画)	← 前期計画 (期間満了) →			← 後期計画 (本計画) →		

1.6 将来指標 (将来人口)



本計画の将来人口は、第2次計画策定時の推計方法と同様に、住民基本台帳人口を基に、「射水市人口ビジョン 令和2年3月 射水市」の将来人口の増減率を用いて設定します。

表1-6-1. 将来指標 (将来人口)

実 績	将来見込み
	後期目標年度
令和2年度	令和8年度
92,130	90,022

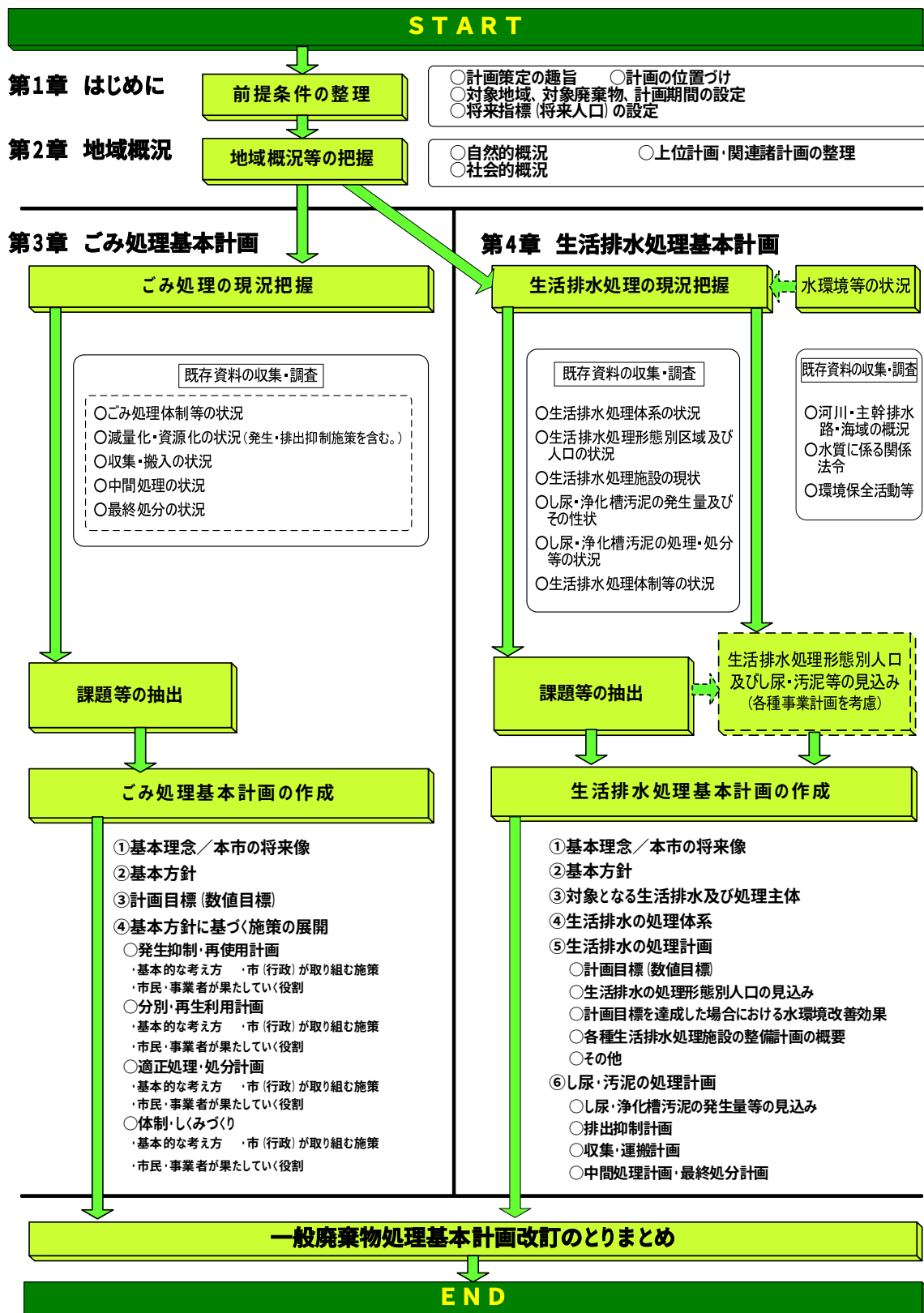
注記1) 令和2年度は、住民基本台帳人口（令和3年3月31日現在）。

注記2) 令和8年度は、令和2年度人口に「射水市人口ビジョン 令和2年3月 射水市」の将来人口の増減率を用いて設定した人口。

1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順



第2章 地域概況

2.1 自然的概況



本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県のほぼ中央に位置し、北は富山湾、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。また、本市は、富山県を代表する一級河川の神通川と庄川との間に広がる射水平野の大部分を占めており、県内有数の肥沃な農地となっています。

市内では、陸上の交通面として北陸自動車道小杉インターチェンジが、海上の交通面として国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）が整備されており、陸・海の両面にわたる交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

図2-1-1. 本市の位置図



2.2 気候



本市は、海に面していることから、比較的温かな気候となっていますが、冬季は全国的にみても日照時間が少なく、雪の日が多くなっています。

気温は、夏季が高温、冬季が低温となっています。特に3月下旬から5月上旬にかけて乾燥した温かい南風が卓越する際には、フェーン現象によって急激に気温が高くなり、農作物等の生育への影響が懸念されることもあります。

本市に最も近い伏木特別地域気象観測所（高岡市伏木古国府地内）の令和2年における気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 伏木特別地域気象観測所の気象概況 [令和2年]

月	降水量(mm)			気温(℃)		
	合計	最大		平均 日平均	最高	最低
		日	1時間			
令和2年1月	241.5	38.5	7.5	6.0	14.6	-1.0
2月	139.5	21.5	6.5	5.4	17.3	-5.0
3月	143.5	22.0	5.5	8.3	24.0	-0.7
4月	139.0	36.0	8.5	10.5	24.9	3.4
5月	36.0	12.0	6.5	17.7	30.0	8.7
6月	180.5	57.5	19.0	22.3	31.7	16.1
7月	369.0	70.0	26.5	23.6	32.9	19.4
8月	82.5	29.5	29.5	28.3	38.0	22.6
9月	221.5	49.5	39.5	24.3	37.3	15.4
10月	76.5	26.0	8.0	16.9	25.9	7.1
11月	136.0	24.0	5.5	12.2	27.2	3.6
12月	299.5	32.5	8.5	5.6	15.2	-2.4

月	風向・風速(m/s)		日照	雪(cm)	大気現象
	平均	最大風速	時間	降雪	雪日数
	風速	風速	(h)	合計	
令和2年1月	2.8	11.9	63.3	--	8
2月	2.6	9.7	96.9	22	15)
3月	3.2	11.4	166.7	--	5
4月	3.3	11.4	181.2	--	0
5月	2.7	9.7	207.2	--	0)
6月	2.6	8.1	200.4	--	0)
7月	2.2	8.4	63.0	--	0)
8月	2.3	7.4	247.7	--	0
9月	2.5	12.1	160.1	--	0
10月	2.5	10.9	141.8	--	0
11月	2.5	9.5	140.7	--	0
12月	2.6	10.8	53.4	65	13)

注② 「)」値は、統計上の対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値と同等に扱う準正常値であることを示す。

出典：気象庁ホームページ／伏木特別地域気象観測所の2020年（月ごとの値）主要要素

2.3 人口



(1) 人口の経年推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

令和2年度における人口は92,130人、世帯数は36,125世帯、1世帯あたりの人数は2.55人となっています。

また、平成23年度から令和2年度までの過去10年間の経年推移をみると、人口は4%の減少、世帯数は10%の増加、1世帯あたりの人口は12%の減少となっています。

表2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

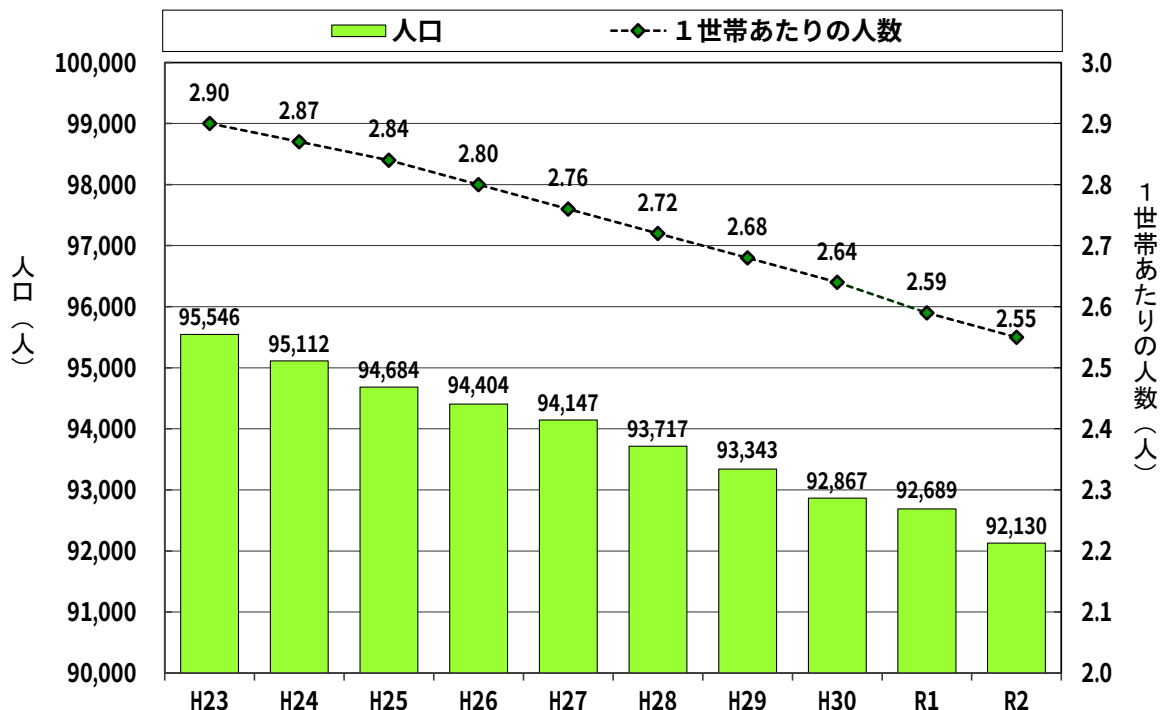
項 目		単位	年 度									
			平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和 2
人口	射水市	人	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
	H23を「100」としたときの割合	—	100	100	99	99	99	98	98	97	97	96
世帯数	射水市	世帯	32,975	33,186	33,390	33,764	34,077	34,462	34,768	35,225	35,809	36,125
	H23を「100」としたときの割合	—	100	101	101	102	103	105	105	107	109	110
1世帯あたりの人数	射水市	人	2.90	2.87	2.84	2.80	2.76	2.72	2.68	2.64	2.59	2.55
	H23を「100」としたときの割合	—	100	99	98	97	95	94	92	91	89	88

注記1) 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値。

注記2) 人口には外国人登録人口を含む。

出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度は外国人登録人口を含む。）射水市オープンデータ

図2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕



(2) 人口動態及び分布

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、令和2年度における若年人口の割合は12.3%、労働人口の割合は57.3%、高齢人口の割合は30.4%となっています。

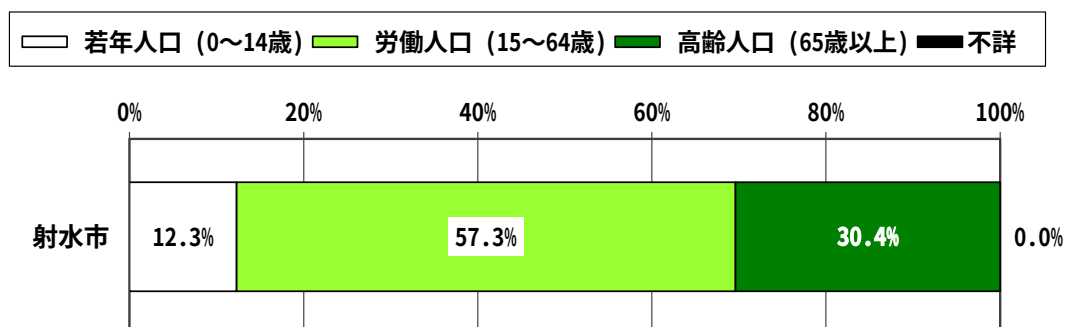
表2-3-2. 年齢3区分の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕

項 目	人口（人）	全人口に占める割合（%）
若年人口 0～14 歳	11,371	12.3%
労働人口 15～64 歳	52,780	57.3%
高齢人口 65 歳以上	27,979	30.4%
不詳	0	0.0%
全人口	92,130	100.0%

注記 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

図2-3-2. 年齢3区分の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕



住民基本台帳による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

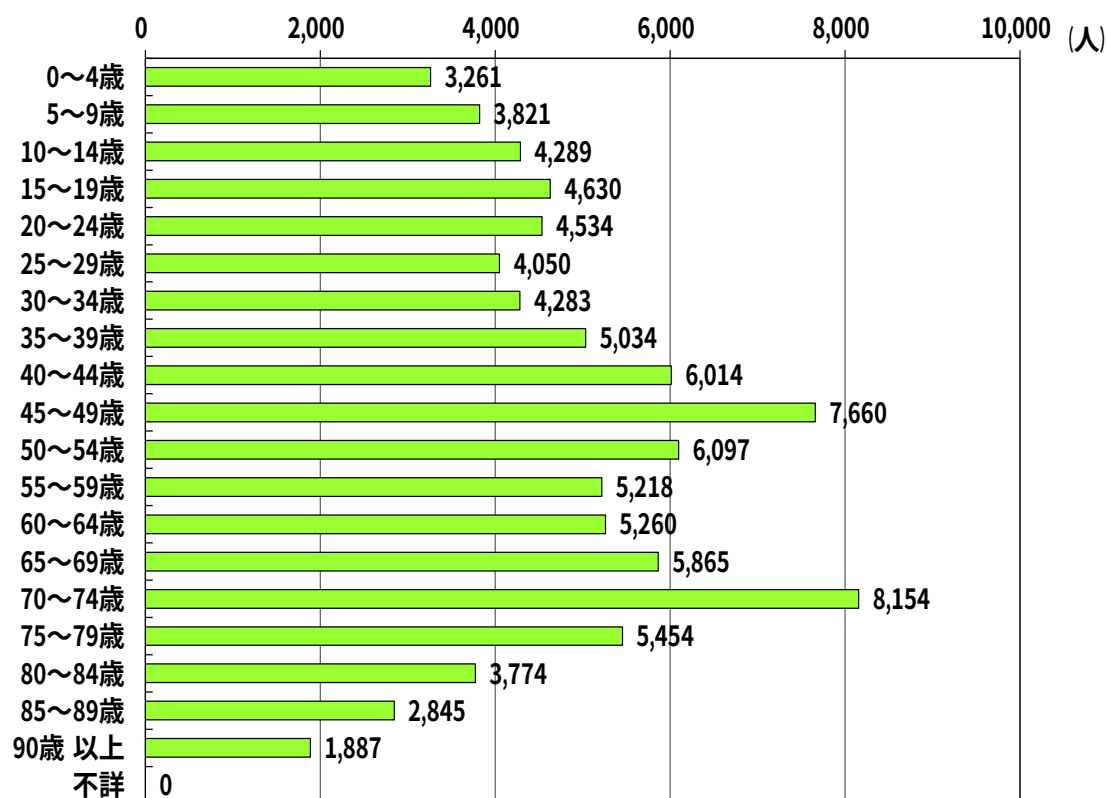
本市の人口を年齢階級別にみると、70～74歳の年齢階級が8.9%と最も多く、次いで45～49歳の8.3%、50～54歳の6.6%、40～44歳の6.5%、65～69歳の6.4%が多くなっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕

項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)
若年人口	0 ～ 4 歳	3,261	3.5%	高齢人口	65 ～ 69 歳	5,865	6.4%
	5 ～ 9 歳	3,821	4.1%		70 ～ 74 歳	8,154	8.9%
	10 ～ 14 歳	4,289	4.7%		75 ～ 79 歳	5,454	5.9%
労働人口	15 ～ 19 歳	4,630	5.0%		80 ～ 84 歳	3,774	4.1%
	20 ～ 24 歳	4,534	4.9%		85 ～ 89 歳	2,845	3.1%
	25 ～ 29 歳	4,050	4.4%		90 歳 以上	1,887	2.0%
	30 ～ 34 歳	4,283	4.6%				
	35 ～ 39 歳	5,034	5.5%				
	40 ～ 44 歳	6,014	6.5%				
	45 ～ 49 歳	7,660	8.3%				
	50 ～ 54 歳	6,097	6.6%				
	55 ～ 59 歳	5,218	5.7%				
	60 ～ 64 歳	5,260	5.7%	計		92,130	100.0%

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔令和2年度、住民基本台帳〕



2.4 市街地・集落の状況



住民基本台帳による本市の地区別の人口・世帯数を表2-4-1に示します。

本市は313町内で構成されています。このうち、新湊地域には91町内（29.1%）、小杉地域には130町内（41.5%）、大門地域には60町内（19.2%）、下地域には8町内（2.6%）、大島地域には24町内（7.7%）があります。

一方、人口を地区別にみると、新湊地域放生津・新湊・庄西地区の人口が11,268人（12.2%）と最も多く、次いで大島地域大島地区の11,151人（12.1%）、小杉地域戸破地区の9,455人（10.3%）が多くなっています。

表2-4-1. 本市の地区別の人口・世帯数 [令和3年3月31日現在]

地区名		町内数		人 口				世帯数	
		町内数 (件)	構成比	男 (人)	女 (人)	計 (人)	計の 構成比	世帯数 (世帯)	構成比
新湊地域	① 放生津・新湊・庄西地区	22	7.0%	5,335	5,933	11,268	12.2%	5,042	14.0%
	② 塚原地区	7	2.2%	1,505	1,585	3,090	3.4%	1,141	3.2%
	③ 作道地区	13	4.2%	2,879	2,830	5,709	6.2%	2,151	6.0%
	④ 片口地区	12	3.8%	1,997	1,776	3,773	4.1%	1,486	4.1%
	⑤ 堀岡地区	9	2.9%	1,274	1,318	2,592	2.8%	1,033	2.9%
	⑥ 海老江地区	10	3.2%	1,310	1,410	2,720	3.0%	1,098	3.0%
	⑦ 本江地区	15	4.8%	913	952	1,865	2.0%	694	1.9%
	⑧ 七美地区	3	1.0%	665	708	1,373	1.5%	540	1.5%
	小 計	91	29.1%	15,878	16,512	32,390	35.2%	13,185	36.5%
小杉地域	⑨ 三ヶ地区	22	7.0%	2,384	2,545	4,929	5.4%	2,142	5.9%
	⑩ 戸破地区	29	9.3%	4,608	4,847	9,455	10.3%	3,786	10.5%
	⑪ 橋下条地区	7	2.2%	1,100	1,103	2,203	2.4%	704	1.9%
	⑫ 金山地区	6	1.9%	694	728	1,422	1.5%	515	1.4%
	⑬ 大江地区	5	1.6%	1,019	1,077	2,096	2.3%	778	2.2%
	⑭ 黒河地区	10	3.2%	1,593	1,571	3,164	3.4%	1,175	3.3%
	⑮ 池多地区	5	1.6%	431	497	928	1.0%	363	1.0%
	⑯ 太閤山地区	15	4.8%	1,669	1,678	3,347	3.6%	1,480	4.1%
	⑰ 中太閤山地区	16	5.1%	1,520	1,719	3,239	3.5%	1,344	3.7%
	⑱ 南太閤山地区	15	4.8%	1,595	1,585	3,180	3.5%	1,287	3.6%
	小 計	130	41.5%	16,613	17,350	33,963	36.9%	13,574	37.6%
大門地域	⑲ 浅井地区	10	3.2%	1,473	1,499	2,972	3.2%	1,016	2.8%
	⑳ 櫛田地区	14	4.5%	842	893	1,735	1.9%	598	1.7%
	㉑ 水戸田地区	9	2.9%	660	747	1,407	1.5%	495	1.4%
	㉒ 二口地区	11	3.5%	2,102	2,218	4,320	4.7%	1,492	4.1%
	㉓ 大門地区	16	5.1%	1,173	1,219	2,392	2.6%	989	2.7%
	小 計	60	19.2%	6,250	6,576	12,826	13.9%	4,590	12.7%
下地域	㉔ 下地区	8	2.6%	870	930	1,800	2.0%	653	1.8%
大島地域	㉕ 大島地区	24	7.7%	5,345	5,806	11,151	12.1%	4,123	11.4%
計		313	100.0%	44,956	47,174	92,130	100.0%	36,125	100.0%

出典：住民基本台帳（令和3年3月31日現在）射水市オープンデータ

2.5 土地利用の状況



(1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-5-1及び図2-5-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公有地の33.5%、次いで田の32.2%、宅地の21.6%が大きくなっています。

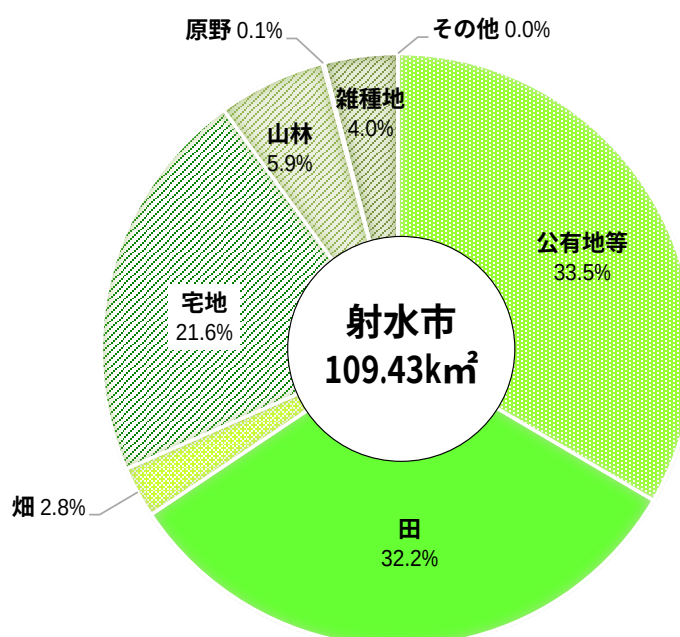
表2-5-1. 地目別土地利用面積 [令和2年1月現在]

項 目		面積 [km ²]	総面積に占める 割合 [%]
総面積		109.43	100.0%
うち、公有地等		36.67	33.5%
うち、民有地	田	35.18	32.2%
	畑	3.08	2.8%
	宅地	23.60	21.6%
	山林	6.44	5.9%
	原野	0.08	0.1%
	雑種地	4.37	4.0%
	その他	0.01	0.0%
計		72.76	66.5%

注記 民有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

出典：「富山県勢要覧 令和2年版 富山県」

図2-5-1. 地目別土地利用面積 [令和2年1月現在]



(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-5-2に示します。

都市計画区域面積は99.58km²となり、総面積109.43km²の約91%を占めています。

このうち、用途地域の総面積は27.09km²であり、最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の6.04km²（22.3%）、次いで「準工業地域」の5.26km²（19.4%）、「第1種中高層住居専用地域」の4.81km²（17.8%）が大きくなっています。

表2-5-2. 都市計画区域及び用途地域の状況〔令和2年3月31日現在〕

区 分		射水市 面 積 [k m ²]
総 面 積		109.43
都市計画区域	都 市 計 画 区 域 面 積	99.58
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	1.28 (4.7%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	4.81 (17.8%)
	第2種中高層住居専用地域	0.36 (1.3%)
	第 1 種 住 居 地 域	6.04 (22.3%)
	第 2 種 住 居 地 域	0.16 (0.6%)
	準 住 居 地 域	0.28 (1.0%)
	近 隣 商 業 地 域	1.14 (4.2%)
	商 業 地 域	0.30 (1.1%)
	準 工 業 地 域	5.26 (19.4%)
	工 業 地 域	2.89 (10.7%)
	工 業 専 用 地 域	4.58 (16.9%)
	計	27.09 (100.0%)

出典：「富山県勢要覧 令和2年版 富山県」

2.6 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-6-1に示します。

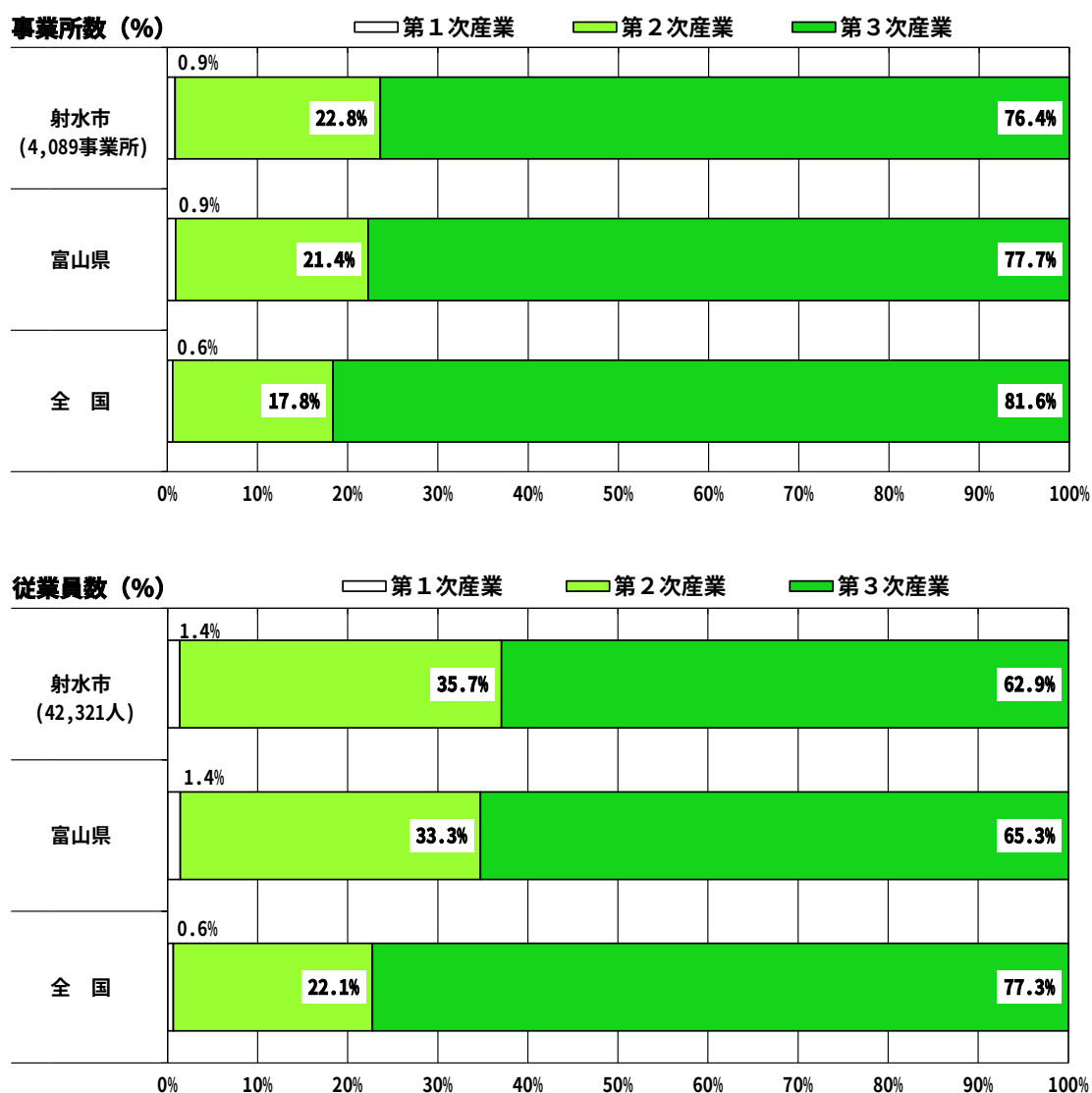
平成28年における事業所数は4,089事業所*となっています。その内訳は、第1次産業が35事業所（0.9%）、第2次産業が931事業所（22.8%）、第3次産業が3,123事業所（76.4%）となっています。

また、従業者数*は42,321人となっています。その内訳は、第1次産業が575人（1.4%）、第2次産業が15,115人（35.7%）、第3次産業が26,631人（62.9%）となっています。

なお、産業大分類の割合を富山県や全国と比較すると、射水市では第2次産業の割合が若干高い傾向がみられます。

*国及び地方公共団体の事業所数及び従業者数を除く。

図2-6-1. 本市の産業大分類別事業所数・従業者数〔平成28年〕



注① 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

出典：「経済センサス活動調査（平成28年6月28日現在）総務省統計局・経済産業省」

2.7 観光



本市の観光者の入込客数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

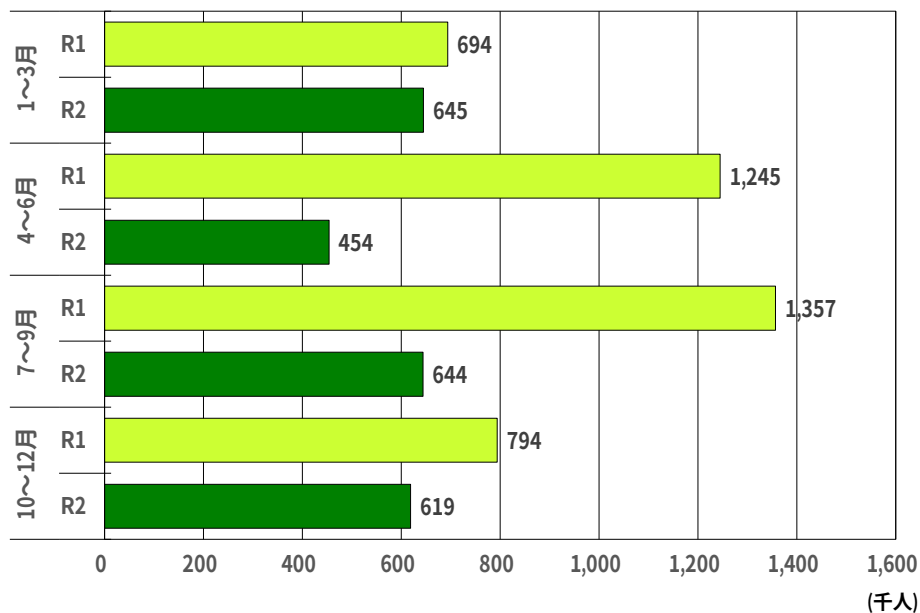
令和2年の観光者の入込客数は年間で約236万人となり、対前年度比42.2%の減少となりました。

観光客数が大きく減少した理由は、新型コロナウイルス感染症拡大による移動の制限や旅行控えの動き等によるものと推察されます。

表2-7-1. 観光者の入込客数

四半期別	令和元		令和2		対前年比 増減
	総数 (千人)	割合	総数 (千人)	割合	
1～3月	694	17.0%	645	27.3%	▲7.1%
4～6月	1,245	30.4%	454	19.2%	▲63.5%
7～9月	1,357	33.2%	644	27.3%	▲52.5%
10～12月	794	19.4%	619	26.2%	▲22.0%
総数	4,090	100.0%	2,362	100.0%	▲42.2%

図2-7-1. 観光者の入込客数



出典：「令和2年富山県観光客入込数等 富山県地方創生局観光振興室（公社）とやま観光推進機構」

2.8 将来計画

(1) 総合計画

本市の総合計画の概要を図2-8-1に示します。

図2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第2次射水市総合計画―概要版― 射水市」（平成27年3月発行）

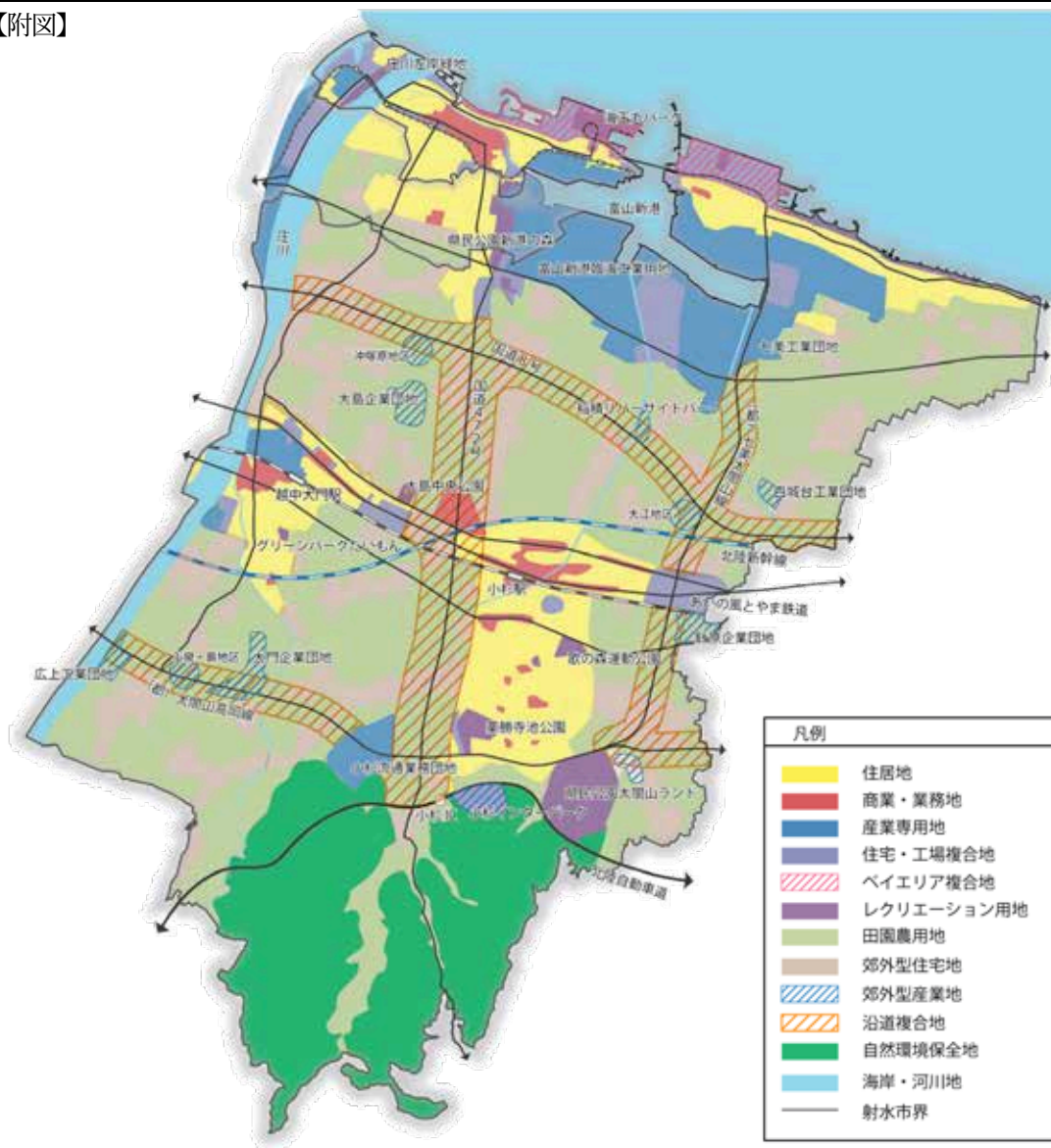
(2) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランの概要を図2-8-2に示します。

図2-8-2. 都市計画マスタープランの概要

項 目	内 容
計 画 期 間	中長期的な観点に立ち、まちの姿を見据えるため、令和2年度(2020年度)から令和21年度(2039年度)までを目標期間とします。
計 画 の 対 象 区 域	本市全域でのまちづくりの方向性を定めるため、行政区全域を対象区域とします。
基 本 理 念	『豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水』 射水市はコンパクトな市域に、港湾、工業地、商業地、高等教育機関など、様々な機能を持つ魅力ある資源が集中し、さらに「海、川、野、そして里山」という豊かな自然を有しています。こうした地理的特性を活かしながら、全ての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。

【附図】



出典：「射水市都市計画マスタープラン 令和2年6月 射水市都市整備部都市計画課」

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題



(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

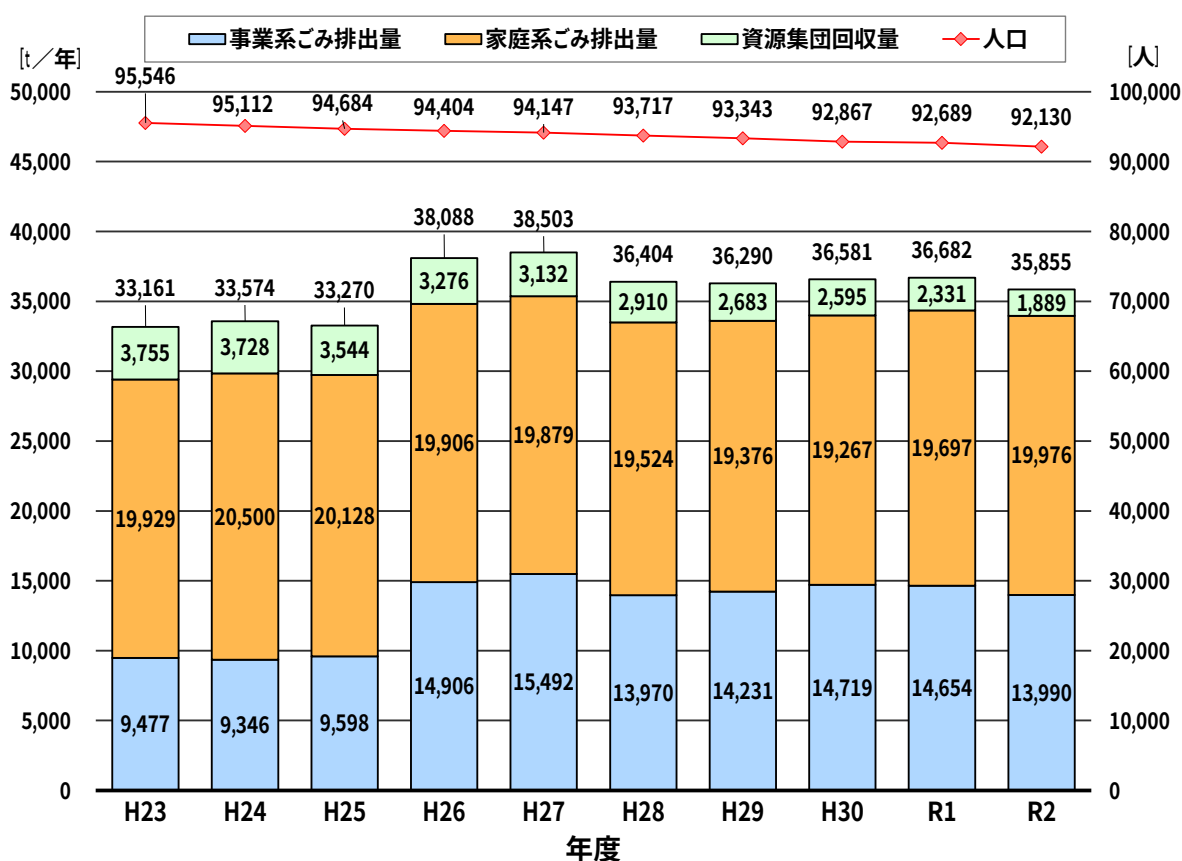
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

事業者間で資源化されている事業系資源ごみ量*を新たに把握した平成26年度以降、一般廃棄物の年間排出量は減少傾向にあります。

令和2年度における一般廃棄物の年間排出量は35,855 tであり、その内訳は、資源集団回収量が1,889 t（構成比約5%）、家庭系ごみ排出量が19,976 t（同比約56%）、事業系ごみ排出量が13,990 t（同比39%）となっています。

*事業系資源ごみの種類は、堆肥化や飼料化、燃料化となるごみの他、粗大ごみを指す。詳細はP.24を参照。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移



一般廃棄物の年間排出量の内訳(構成割合)

項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
資源集団回収量	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%	8.0%	7.4%	7.1%	6.4%	5.3%
家庭系ごみ排出量	60.1%	61.1%	60.5%	52.3%	51.6%	53.6%	53.4%	52.7%	53.7%	55.7%
事業系ごみ排出量	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%	38.4%	39.2%	40.2%	39.9%	39.0%

注記1) 人口の出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在）射水市市民生活部市民課

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記3) 平成26年度以降の事業系ごみ排出量には、事業系資源ごみ量を含む。

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を、図3-1-2に示します。

7. 一般廃棄物の排出量

事業系資源ごみを新たに把握した平成26年度以降、一般廃棄物の1人1日平均排出量は、平成28年度を底値に微増傾向がみられていましたが、令和2年度には減少に転じました。令和2年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は1,066g／人・日となっています。

1. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日平均排出量は、平成30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度より増加に転じており、平成23年度から令和2年度までの9年間で約4%増加しました。

令和2年度における家庭系ごみの1人1日平均排出量は594g／人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

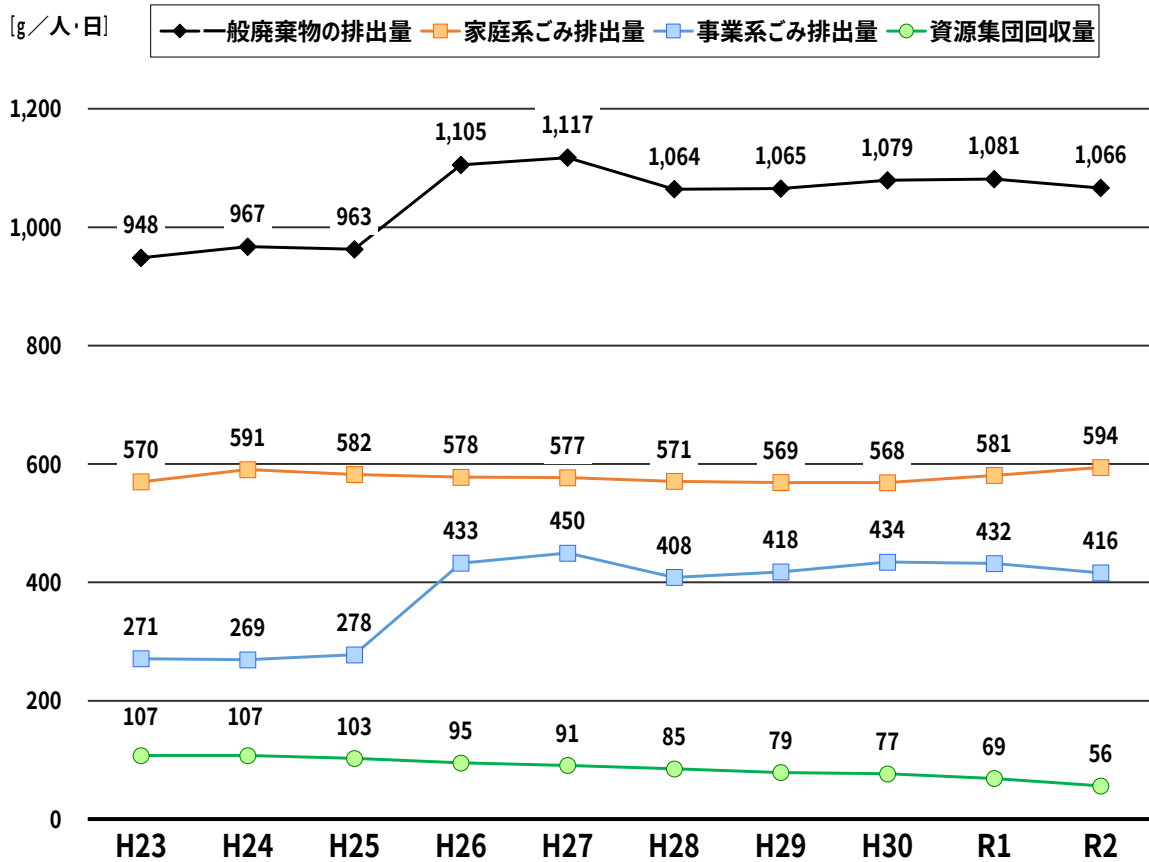
事業系資源ごみを新たに把握した平成26年度以降、事業系ごみの1人1日平均排出量は、平成28年度を底値に微増傾向がみられていましたが、令和元年度には減少に転じました。令和2年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、416g／人・日となっています。

1. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、年々減少しており、平成23年度から令和2年度までの9年間で約48%減少しました。

令和2年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は56g／人・日となっています。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移



注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

③ ごみ・資源ごみの内訳

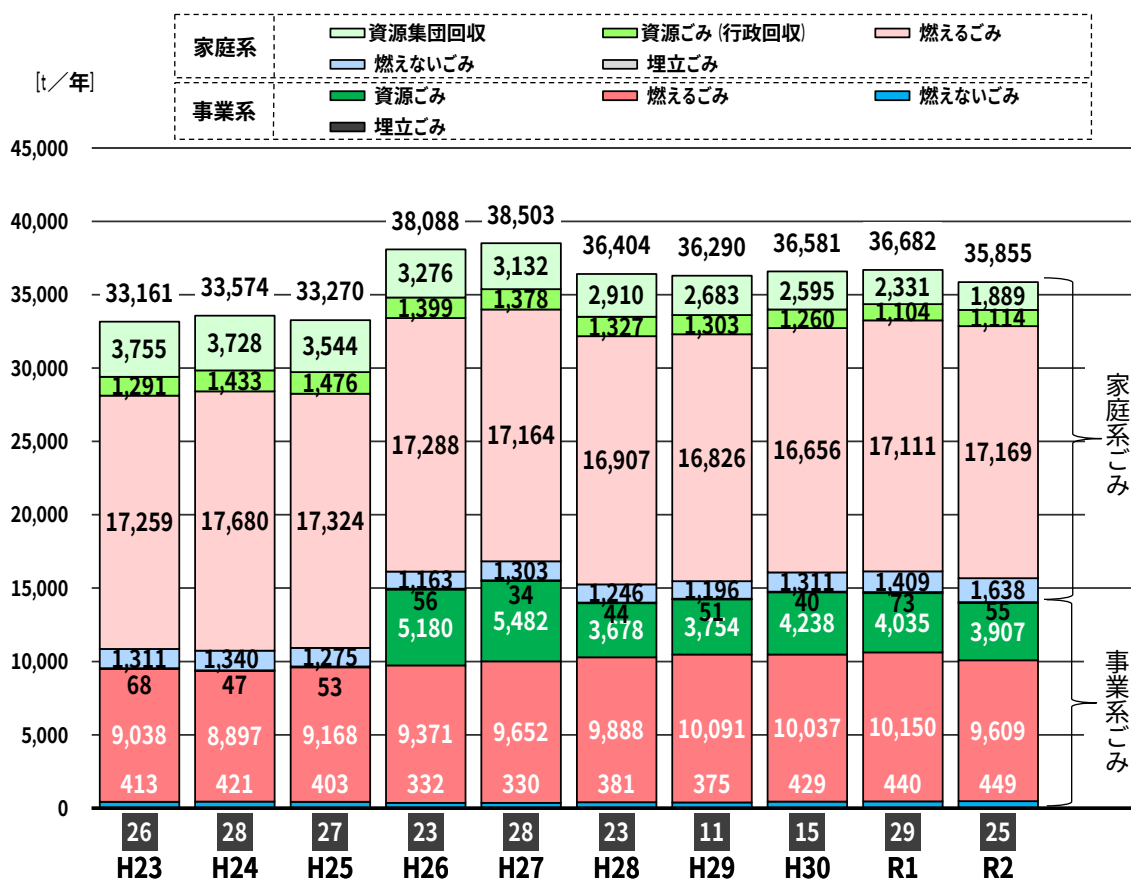
ごみ・資源ごみの内訳の経年推移を、図3-1-3（次頁）に示します。

過去10年間におけるごみ・資源ごみの構成割合の推移は、以下のとおりです。

- ・資源集団回収は、年々減少しています。（H23比でR2は概ね半減）
- ・資源ごみ（家庭系）は、減少傾向にあります。（H23比でR2は約14%減少）
- ・資源ごみ（事業系）は、減少傾向にあります。（H26比でR2は約25%減少）
- ・燃えるごみ（家庭系）は、概ね横ばいにあります。（H23比でR2は約0.5%減少）
- ・燃えるごみ（事業系）は、増加傾向にあります。（H23比でR1は約12%増加、R2は6%増加）
- ・燃えないごみ（家庭系）は、増加傾向にあります。（H23比でR2は25%増加）
- ・燃えないごみ（事業系）は、増加傾向にあります。（H23比でR2は9%増加）

令和2年度における主なごみ・資源ごみの構成割合は、資源集団回収が約5%、家庭系資源ごみ(行政回収)が約3%、家庭系燃えるごみが約48%、家庭系燃えないごみが約5%、事業系資源ごみが約11%、事業系燃えるごみが約27%、事業系燃えないごみが約1%となっています。

図3-1-3. ごみ・資源ごみの内訳の経年推移（年間量）



ごみ・資源ごみの内訳（構成割合）

項 目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
家庭系ごみ	71.4%	72.2%	71.2%	60.9%	59.8%	61.6%	60.8%	59.8%	60.1%	61.0%
資源ごみ	15.2%	15.4%	15.1%	12.3%	11.7%	11.6%	11.0%	10.5%	9.4%	8.4%
資源集団回収	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%	8.0%	7.4%	7.1%	6.4%	5.3%
資源ごみ（行政回収）	3.9%	4.3%	4.4%	3.7%	3.6%	3.6%	3.6%	3.4%	3.0%	3.1%
燃えるごみ	52.0%	52.7%	52.1%	45.4%	44.6%	46.4%	46.4%	45.5%	46.6%	47.9%
燃えないごみ	4.0%	4.0%	3.8%	3.1%	3.4%	3.4%	3.3%	3.6%	3.8%	4.6%
埋立ごみ	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
事業系ごみ	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%	38.4%	39.2%	40.2%	39.9%	39.0%
資源ごみ	—	—	—	13.6%	14.2%	10.1%	10.3%	11.6%	11.0%	10.9%
燃えるごみ	27.3%	26.5%	27.6%	24.6%	25.1%	27.2%	27.8%	27.4%	27.7%	26.8%
燃えないごみ	1.2%	1.3%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%
埋立ごみ	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

(2) ごみ処理体制の状況

令和2年度におけるごみの流れを、図3-1-4（次頁）に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃えるごみ(①)、及び[2]燃えないごみ(②)、[3]資源ごみ（③その他紙製包装容器、④ペットボトル、⑤その他プラ製包装容器、⑥スチール缶、⑦アルミ缶、⑧無色透明ガラスびん、⑨茶色ガラスびん、⑩その他ガラスびん、⑪飲料用紙製容器、⑫段ボール、⑬古紙類（新聞紙・チラシ等）、⑭古紙類（雑誌）、⑮使用済小型家電、⑯パソコン、⑰白色トレイ、⑱古布）の3種18分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めています。

また、この他に、埋立ごみや処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）※¹、小動物の死体※²の受入も行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受入としています。

なお、分別排出された資源ごみは、「ミライクル館」で選別処理するか、民間業者に処理委託しています。

燃えるごみは、「クリーンピア射水」で焼却処理しています。

燃えないごみは、民間中間処理施設に処理委託（破碎・選別）しています。

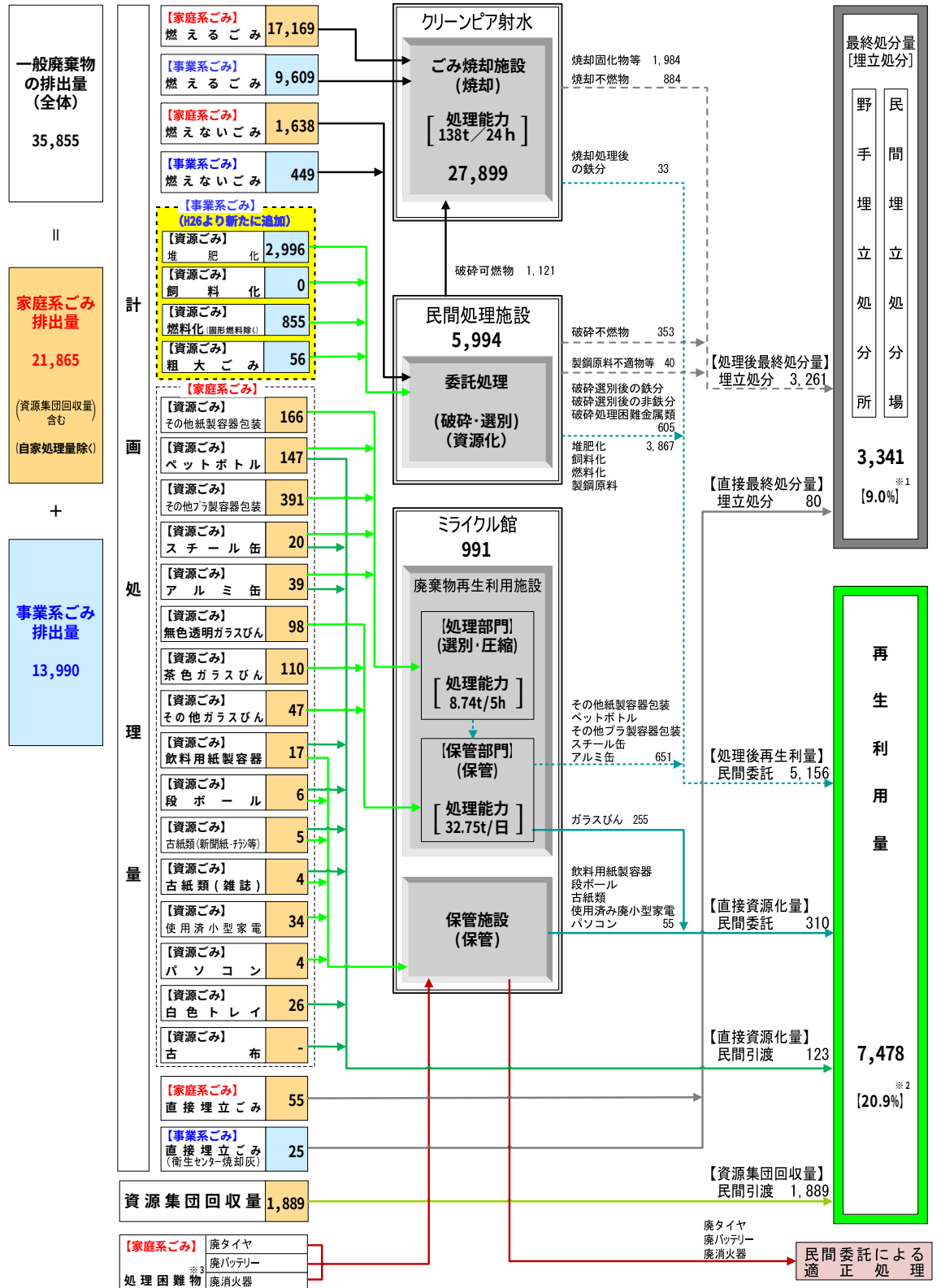
埋立物（直接ごみや処理残渣物）は、「野手埋立処分所」または民間埋立処分場で埋立処分しています。

※¹処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）は、「ミライクル館」で保管後、民間業者委託による適正処理を行っている。なお、ごみ量には計上していない。

※²小動物の死体は、「クリーンピア射水」で処理している。なお、ごみ量には計上していない。

図3-1-4. ごみの流れ (令和2年度)

単位: (t/年)



※1 最終処分率=最終処分量/計画処理量
※2 再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量

注記 一般廃棄物の排出量=資源集団回収量+ごみ排出量(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)

※処理困難物(廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器)は、重量集計を行っていない。



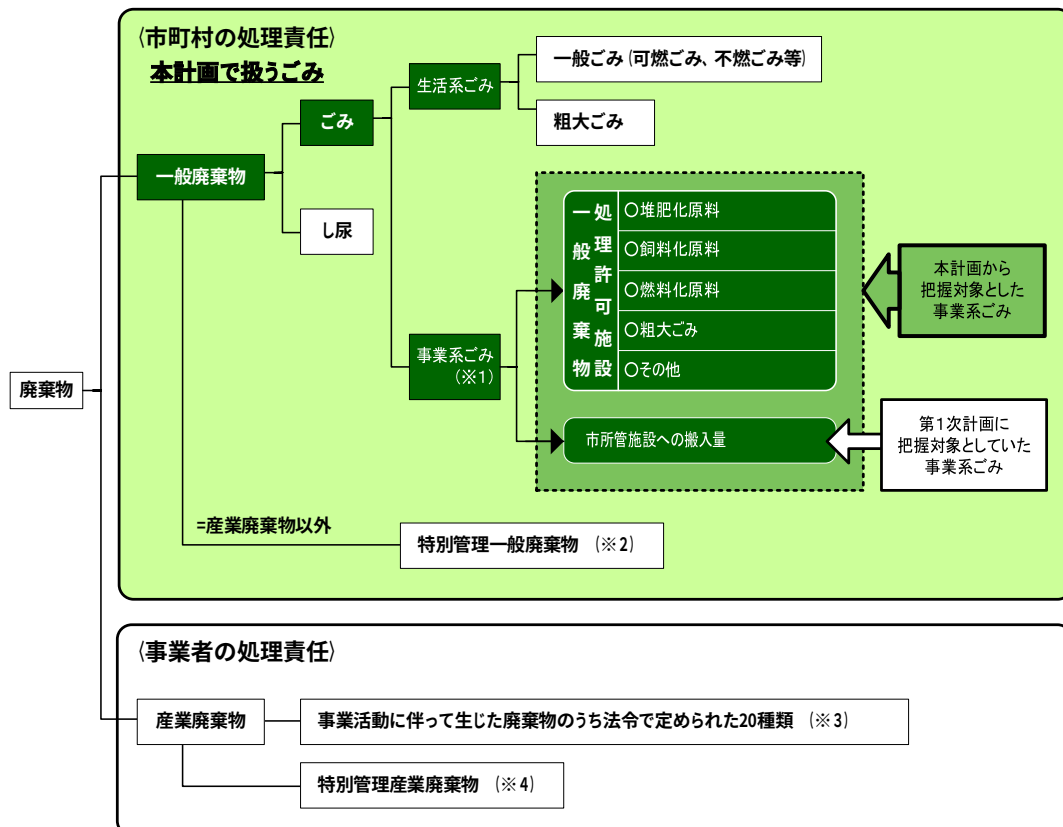
事業系ごみの取扱いについて

これまで本市の事業系ごみは、市所管の「クリーンピア射水」や「ミライクル館」、「野手埋立処分所」で処理・処分されているごみのみを扱ってきました。

しかしながら、近年、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源物として再生利用できるようになっています。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。

そのため、本計画からは、民間から民間へ流れている資源化量を事業系資源ごみ量として、事業系ごみに反映することとします。（なお、ごみ量としてカウントするのは、把握し始めた平成26年度以降とします。）

また、ごみの分類について整理したものを、以下に示します。



※1：事業系古紙(有価物)は除く

※2：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※3：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
廃棄物の区分は、「平成28年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を元に整理したものである。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1. ごみの減量化・資源化の状況

(1/3)

項 目	取 組 内 容
周知・普及啓発、 指 導 活 動	【家庭系】 (1) ごみの減量化・資源化教育の推進 ① 環境学習、環境教育の推進 ○ 小学校4年生(10歳)を対象とした「いみず環境チャレンジ10」を射水市全ての小学校で実施 ○ 環境学習の拠点としたミライクル館(プラザ棟)の活用 ○ 市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催 ② ごみ処理関連施設見学会の開催 ○ 年間を通して、個人や団体を問わず受け入れている。[随時] ○ 毎年小学校4年生がごみ処理とリサイクルの見学に来ており、ビデオや施設説明で啓発教育している。[随時] ③ ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」(NPO法人)の開催に向けた支援 (2) PR・啓発活動の推進 ① パンフレットや広報、ホームページ等を利用した意識啓発、情報発信 ○ 市の主催する出前講座メニュー等で啓発、情報発信している。 ② 講習会・講演会・シンポジウム、啓発イベント等の開催 ○ 市が主管し、住民が参加する「いみず環境とくらしフェア」でごみ減量、再利用の周知・啓発等を行っている。[年1回] ・ フリーマーケット ・ エコ商品の紹介・展示 ・ 地産地消販売 ・ 手作りマイバッグコンテスト ・ 再生品活用 ・ 標語やポスター展示及び講演会等 ○ 市民全員参加イベント「射水市一斉クリーン大作戦」等による、よりよい環境づくりの推進 ○ 事業者や福祉団体と連携したフードドライブ事業*の実施 ③ 普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用 ④ 標語やポスターの募集 (3) 市民に対する再生品使用のPR 【事業系】 (1) ごみの分別、減量、資源化の推進 事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導 (2) ごみ搬入管理の強化 (3) 事業者に対する再生品使用のPR (4) 市内の商店や量販店に対する再生原料を用いた商品等販売への協力要請

*フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている福祉団体やこども食堂などに寄付する活動である。

(2/3)

項 目	取 組 内 容
経 済 的 インセンティブ を与える手段	(1)家庭系燃えるごみの有料化制度の継続 (2)事業所ごみ（直接搬入ごみ）の処理手数料の適正な徴収
資 源 ご み 拠点回収事業	(1)概 要：資源ごみを排出しやすい環境づくりとして、収集日以外にも資源ごみの受け入れを実施している。 (2)開設場所：市内2箇所 ①クリーンピア射水（射水市西高木1150） ②ミライクル館（射水市西高木1150） (3)開設日時：①受入日は土・日曜及び年末年始以外、受入時間帯は8:30～15:30 ②受入日は火曜及び年末年始以外、受入時間帯は8:30～15:30 (4)対象品目：金属缶（スチール、アルミ）、ガラスびん（無色透明、茶、その他）、その他紙製容器包装、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、その他プラ製容器包装、白色トレイ、古紙類（新聞紙、雑誌）、使用済小型家電、パソコン、使用済年賀状【16品目】
交付金制度による 経済的な支援	【家庭系】 (1)資源再利用推進報奨金交付制度による資源集団回収の実施 ①回収品目：飲料用紙製容器（牛乳等のパック）、段ボール、アルミ缶、古紙類（新聞紙、雑誌）古布（繊維類）【※団体によって回収品目が違う】 ②報奨対象団体：自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等営利を目的としない市内の公共的団体等 ②報奨金額：3円/kg ③令和2年度回収実績：1,859t※（報償金額 5,577,375円[実施団体分]） ※実際に報償金が支払われた量（全回収量ではないため、他頁の実績値とは一致しない。） (2)一般廃棄物ステーション設置費補助金交付制度の実施 （補助対象施設及び設置場所は、一定の要件を備える必要あり。） ①補助率：1/2 ②補助限度額：【大型集積場】100,000円 【ごみ集積ボックス】35,000円 【防鳥ネット】 5,000円 【施設補修】 15,000円 ③令和2年度補助実績：57件（補助金額 937,988円） 【家庭系・事業系】 (1)ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の実施 ①補助金の交付：一般家庭等で発生するごみを自ら処理することを目的として自家処理機材を購入した者に対し、その購入に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 ②補助対象者：本市に居住する個人及び本市に所在がある事業所又は営業所（詳細な要件は省略）

(3/3)

項 目	取 組 内 容
交付金制度による 経済的な支援	③補助基数及び補助額： 【家庭用】電気式生ごみ処理機〔1世帯につき1基〕 ⇒購入に要した経費×1/3（上限：15,000円） 【事業所用】事業系食品廃棄物処理機〔1事業所につき1基〕 ⇒購入に要した経費×3/10（上限：300,000円） ④令和2年度補助実績：【家庭用】 15件（補助金額 172,300円） (2)射水市廃棄物不法投棄防止に関する制度の実施 ①目的：廃棄物の不法投棄を未然に防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。 ②対策：○廃棄物不法投棄監視員制度の設置 ○防止のための立看板の設置 ○定期的な巡視 ○広報誌等を用いた市民への協力要請（不法投棄の通報等） ○県の調査要請に対する対応等 ③監視員：市の環境美化に理解があり、奉仕的精神を有し、かつ、行動力のある者の中から、関係自治会の推薦に基づき、市長が25人以内で委嘱する。 ④監視員の任期：2年 ⑤監視員に対する報奨：予算の範囲内で報償費を支払う。 ⑥平成2年度件数：不法投棄件数 120件 廃棄物不法投棄監視員による巡視回数 2回/週・25人
廃棄物減量等 推進審議会等 の 運 営	(1)廃棄物減量等推進審議会の開催 ①組織：市民、事業者、見識を有する者、関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。 ②任期：2年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。） (2)射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援
環 境 保 全 に係る条例等 の 運 用 等	(1)射水市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の運用により、快適な生活環境を確保し、清潔で美しい町づくりに寄与していく。 (2)射水市アダプト・プログラム（里親制度）実施要綱の実施により、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民等と市が一体となった地域活動を推進していく。

(4) 収集・運搬の状況

① 分別収集の概要

本市では、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの分別収集を実施しています。

資源ごみに係る本市の取組については、以下に示したとおりです。

- ・平成元年度：資源再利用推進活動に関する要綱の制定（対象：古紙、ぼろ布、空き缶、ビン類、くず鉄類）
- ・平成3年度：資源回収団体活動に対する補助制度の実施
- ・平成5年度：金属缶とガラスびん(一部で生きびん)のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成7年度：プラスチック類（もしくは廃棄プラスチック類）の分別収集の実施
- ・平成9年度：容器包装リサイクル法の本格施行に伴った、段ボール、飲料用紙製容器、雑誌、新聞紙、古布の分別収集の実施
- ・平成10年度：ペットボトルの拠点回収の実施
- ・平成11年度：ペットボトルの分別収集の実施
- ・平成14年度：平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴った、その他紙製容器包装のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成15年度：その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施（全市での容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施に至る。）
- ・平成22年度：使用済小型家電の拠点回収（ミライクル館）の実施
- ・平成27年度：パソコンの拠点回収（クリーンピア射水、ミライクル館）の実施

なお、平成7年4月から指定ごみ袋制度を開始（平成4年度には指定袋のモデル事業を30週間実施済み）しており、平成15年4からは有料化を実施しています。

② 収集・運搬システムの概要

収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁）に示します。

本市では、前述したとおり、資源化事業に伴った分別収集を順次実施してきており、令和2年度現在では3種18分別を基本としています。

また、多様化している市民のライフスタイルに対応すべく、ごみの分別排出の休日対応やステーション方式以外の収集方式（拠点回収）等を検討し、ごみを排出しやすい環境づくりに努めています。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要〔令和3年4月時点〕

(1/2)

項 目		収 集 方 法						処理・処分方法
		ステーション方式			拠点回収		※ ¹ 資源 集団 回収	
		収集 主体	収集 回数	収集 (箇所)	市 所 管 施 設	ス ー パ ー マ ー ケ ー ツ ト		
燃えるごみ※ ²		委託	週2回	2,053	—	—	—	・クリーン射水で焼却処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分
燃えないごみ※ ² (金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等)		委託	月2回	1,294	—	—	—	・民間施設で破碎・選別処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分 ⇒可燃物はクリーン射水にて焼却処理
資源 ごみ	ガラスびん (無色透明、茶、その他)	委託	月1回	908	○	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
	金 属 缶 (スチール缶、アルミ缶)	委託	月1回	908	○	—	○ (アルミ缶)	・リサイクル館で選別・圧縮・保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
	その他紙製 容器包装	委託	月2回	908	○	—	—	
	ペットボトル	委託	月1回	908	○	○ ^{※⁴}	—	
	その他プラスチック製 容器包装	委託	月1回	908	○	—	—	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	飲料用紙製容器 (紙パック)	—			○	○ ^{※⁴}	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
	段 ボ ー ル	—			○	—	○	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	白 色 ト レ イ	—			—	○ ^{※⁴}	—	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	古 紙 類 (新聞紙、雑誌)	—			○	—	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化) ・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	古 布	—			—	—	○	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	使 用 済 小 型 家 電	—			○	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
パ ソ コ ン※ ³		—			○	—	—	
使用済年賀状		—			○	—	—	・直接民間施設へ処理委託(資源化)

※¹収集主体である資源回収団体が「資源集団スケジュール(収集場所、回収日等必要事項が記載してある)」に基づいて行う。回収品目は、射水市指定業者(射水リサイクル協会会員「回収業者」)へ引取(資源化)を依頼する。

※²直接持ち込み(有料)は可能

※³原則はメーカー回収を利用すること(有料)

※⁴回収は随時受け付けている。

(2/2)

項 目		収集・運搬システム	処理・処分方法
埋立ごみ		直接持込[有料]	・野手埋立処分所で埋立処分
犬、猫等の小動物の死体		直接持込[有料]	・高圧洗浄水で焼却処理 ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分
処 理 困 難 物	廃タイヤ 廃バッテリー	直接持込[有料]	・ミライ館で保管後、 ⇒民間施設へ処理委託(適正処理)
	廃消火器	直接持込[有料]	
		指定引取場所、特定窓口へ相談[有料]	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	上記以外	業者依頼、ミライ館へ相談	・ミライ館で保管後、 ⇒民間施設へ処理委託(適正処理)
家電リサイクル対象品		指定引取場所へ直接持込、購入店へ相談 [有料]	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

本市の所管処理・処分施設は、「クリーンピア射水(ごみ焼却施設)」と「ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)」、「ストックヤード」、「野手埋立処分所(最終処分場)」である。

クリーンピア射水(ごみ焼却施設)の概要を表3-1-3に、ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)の概要を表3-1-4(次頁)に、ストックヤードの概要を表3-1-5(次頁)に、野手埋立処分所(最終処分場)の概要を表3-1-6(P.34)に示す。

表3-1-3. クリーンピア射水(ごみ焼却施設)

項 目	内 容	
施 設 名	クリーンピア射水	
施 設 所 管	射水市	
処理対象市町村名	射水市	
処 理 する 廃 棄 物	燃えるごみ	
処 理 能 力	138 t / 24h	
所 在 地	富山県射水市西高木1150番地	
竣 工 年 月	平成15年3月	
敷 地 面 積	32,945m ²	
建 物 面 積	4,755m ²	
施 設 の 概 要	処 理 型 式	神戸製鋼所式 流動床式焼却炉 全連続燃焼方式
	基 数	138 t / 日 (46 t / 24h × 3 炉)
	通 風 設 備	平衡通風
	煙 突	高さ：59.5m、頂上口径：0.7m × 3 本
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器（乾式バグフィルター）
	トラックスケールの秤量	30 t × 2 基
	ごみピットの容量	2,851m ³
	灰ピットの容量	スラグバンカ 19m ³
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー 3 基（灯油）
	排 水 処 理 設 備	凝集沈殿
	余 熱 利 用 設 備	給湯、冷暖房、発電
	附 帯 設 備	発電設備 : 1,470 kW
		プラズマ灰溶融施設：12 t / 日 (12 t / 日 × 1 炉)（平成30年4月休止）

表3-1-4. ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)

項 目	内 容			
施 設 名	ミライクル館(処理棟)			
施 設 所 管	射水市			
処理対象市町村名	射水市			
所 在 地	富山県射水市西高木1150番地			
竣 工 年 月	平成15年3月			
敷 地 面 積	4,377m ²			
建 物 面 積	1,324m ²			
施 設 の 概 要	処理 部門	処理する 廃棄物	金属缶（スチール缶、アルミ缶）、ペットボトル、その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装	
		処理能力	8.74 t／5 h	
			金属缶	: 2.22t／5 h
			ペットボトル	: 0.33t／5 h
		その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装	: 6.19t／5 h	
	主要機器	圧縮機(3基)、破碎機(1基)、電磁選別機(2基)		
	保管 部門	保管する 廃棄物	・圧縮成形品〔上記5品目〕 ・飲料用紙製容器、段ボール、ガラスびん、(無色透明・茶・その他)、古紙、古布	
保管能力		32.75 t／日		
	プラザ棟	多目的研修室、情報学習コーナー、多目的オープンスペース		
施 設 の 概 要	保管する廃棄物	ガラスびん、使用済小型家電、溶融スラグ、廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器等		

表3-1-5. スtockヤード

種 別	品 目	保管施設の寸法 [高さ×奥行き×幅] (m)	保管可能容積 (m ³)	設置年月※ ¹
ガラスびん ストックヤード	無色透明色ガラスびん 茶色ガラスびん その他色ガラスびん	2.85×6.0×7.0	99	平成6年4月
使用済小型家電 ストックヤード	使用済小型家電	7.5×14.5×13.0	1,414	平成22年10月
溶融スラグ ストックヤード	溶融スラグ	7.2×15.5×33.6	3,750	平成24年4月 (平成30年4月休止)
処理困難物 ストックヤード	廃タイヤ	2.7×7.0×7.3	138	平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃バッテリー			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃消火器			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	その他	1.2×6.0×9.7	70	平成7年10月 (昭和56年3月)
燃えないごみ ストックヤード	燃えないごみ	1.2×6.0×9.7	70	平成27年4月 (昭和56年3月)
粗大ごみ ストックヤード	粗大ごみ (ソファ、ベッド等)	廃止施設建物※ ² を 利用	—	平成27年4月

※¹設置年月の欄の()は保管場所(野ざらし保管を含む)を設置した年月。なお、「移設」はクリーンピア射水建設に伴い、保管スペースを移動させたことを示す。

※²平成27年度に供用停止したミライクル館の粗大不燃物処理施設を指す。

表3-1-6. 野手埋立処分所(最終処分場)

項 目	内 容				
施 設 名	野手埋立処分所				
施 設 所 管	射水市				
処理対象市町村名	射水市				
処 理 する 廃 棄 物	不燃物、焼却固化物				
所 在 地	富山県射水市入会地字東笹鎌野90番地				
竣 工 年 月	昭和57年3月				
施 設 の 概 要	総 面 積	71,000m ²			
	埋立面積・容積	面積：22,900m ² 、容積：280,000m ³			
	残 余 容 量	37,702m ³ （令和3年3月末現在）			
	埋立 期間	開 始	昭和57年3月		
		終 了	令和10年3月(見込み)		
	埋 立 方 式	セル埋立工法による準好気性埋立			
	トラックの有無	有			
	埋立処分地の 施 設 内 容	コンクリート堰堤(控え壁式擁壁)高さ：12.5m、長さ：45.5m 鉛直遮水工：549m 表面遮水シート：4,980m ² 浸出水調整槽：4,000m ³			
	浸出水処理 施 設 の 内 容	処 理 能 力	100m ³ ／日		
		汚 水 処 理 方 式	浸出水調整槽⇒凝集沈殿処理⇒逆浸透 (RO)膜処理⇒中和・消毒処理⇒放流		
		汚 泥 処 理 方 式	濃縮処理⇒乾燥固化処理		
		設 計 条 件 及 運 転 デ ー タ	原水の想定水質	処理水	
			処分所の汚水	鎌谷川へ放流する 排水	
		放 流 水 質	BOD	50mg／L	5mg／L以下
			COD	100mg／L	5mg／L以下
SS			150mg／L	1mg／L以下	
T-N			100mg／L	5mg／L以下	
Ca	1000mg／L		30mg／L以下		
ダイオキシン類	—		1pg-TEQ/L以下		
大腸菌群数	—	3,000個/cm ³ 以下			

② 一般廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可業者

7. 家庭系

表3-1-7. 家庭系ごみ収集運搬業務委託業者名〔令和2年度末時点〕

地区区分	ごみの種類	委託業者名
新 湊 地 区	燃 え る ご み	株式会社 荒木運輸
		株式会社 アースクリーン21
	燃えないごみ	北陸ポートサービス 株式会社
	資 源 ご み	株式会社 アースクリーン21
小 杉 地 区	燃 え る ご み	新 高 清 掃 株 式 会 社
大 門 地 区	燃えないごみ	
大 島 地 区	資 源 ご み	
下 地 区		

注記 現行の体制を、当面の間継続する。

1. 事業系

表3-1-8. 一般廃棄物収集運搬業許可業者（40社）〔令和2年度末時点〕

業 者 名	業 者 名
株式会社 アイザック・トランスポート	株式会社 アイカワ
株式会社 アースクリーン21	株式会社 アース・コーポレーション
株式会社 アルト	株式会社 荒木運輸
株式会社 石橋	和泉産業 株式会社
射水運輸 株式会社	有限会社 大浜商店
金原開発 株式会社	金岡造園
木村産業 株式会社	クレハ運送 株式会社
クリーン産業 株式会社	有限会社 肥田建設
株式会社 小西商事	坂吉 株式会社
株式会社 シマキュウ	新 高 清 掃 株 式 会 社
株式会社 高岡市衛生公社	有限会社 高岡クリーン環境
株式会社 タカセキ富山	塚原造園土木 株式会社
株式会社 富山環境整備	西野進樹園 株式会社
日本海ミール 株式会社	ハリタ金属 株式会社
原田 敬良	株式会社 ヒヨシ
北陸ポートサービス 株式会社	有限会社 ホープ研
株式会社 分家商店	株式会社 北源
株式会社 森田商店	有限会社 盛田造園
三友商事 有限会社	株式会社 やの園
有限会社 山住商店	株式会社 ヨシダ

表3-1-9. 一般廃棄物処分業許可業者（7社）〔令和2年度末時点〕

業 者 名	処理している一般廃棄物の種類
株式会社 アース・コーポレーション	射水市衛生センターから排出される汚泥に限る
クレハ運送 株式会社	木くず
株式会社 小西商事	〃
株式会社 分家商店	廃プラスチック、紙くず
ハリタ金属 株式会社	ガラス陶磁器、使用済小型家電、プラスチック類、資源ごみ粗大ごみ、木質系廃棄物、廃棄二輪自動車
北陸ポートサービス 株式会社	木質系廃棄物及び焼却灰
株式会社 ヨシダ	木くず

(6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理費用の経年推移を図3-1-5に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表3-1-10に示します。

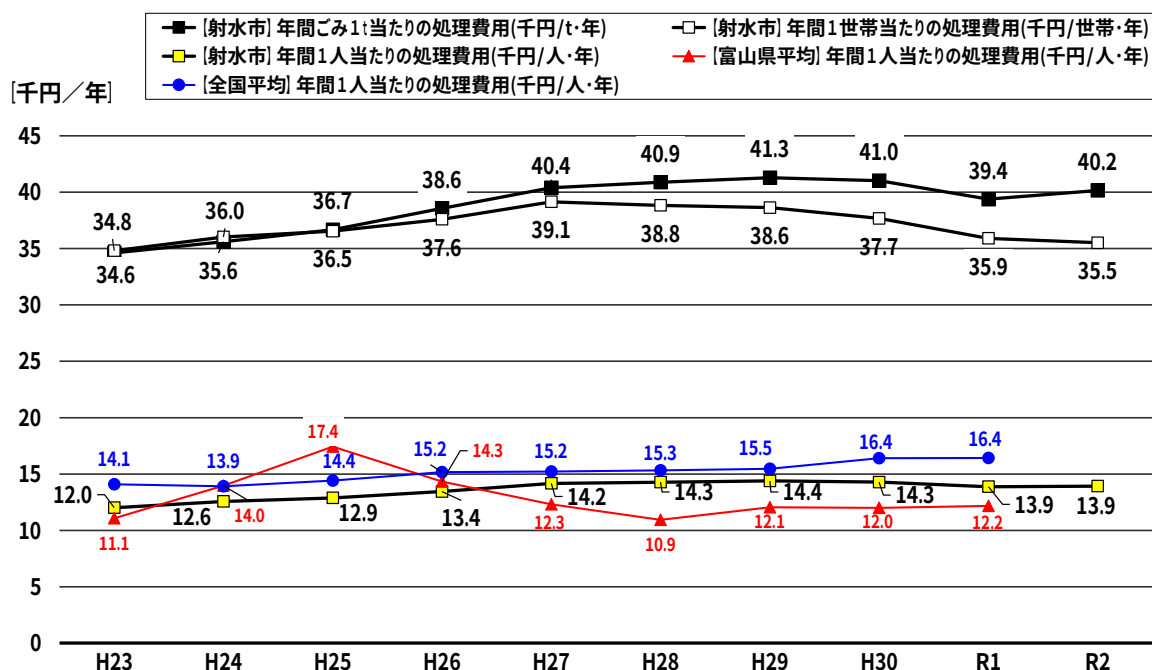
令和2年度における年間ごみ1t当たりの処理費用※は約40,200円／t・年、年間1人当たりの処理費用は約13,900円／人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約35,500円／世帯・年となっています。

施設運営等に係る過去10年間（平成23年から令和2年度）の経緯は以下のとおりです。

- ・平成26年度：野手埋立処分所運転業務等の長期包括運営業務委託の開始[最終処分費]
- ・平成27年度：燃えないごみの民間中間処理施設への処理委託の開始[中間処理費]
- ・平成30年度：クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止[最終処分費]
- ・令和元年度：野手埋立処分所にある浸出水処理施設の汚泥濃縮装置整備[最終処分費]

処理費用の増加は、このような施設の運営体制の変更や整備によるものです。

図3-1-5. ごみ処理費用の経年推移



注記1) 富山県平均及び全国平均の費用には、組合分担金を含んでいない（組合分担金とは、一部事務組合を構成する市町村の一部事務組合に対する負担金であり、一部事務組合の処理事業経費に充てられるため）。

表3-1-10. 年間ごみ1t当たり処理費用の経年推移

単位: 円/t・年

項 目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
[1] 収集経費	7,043	7,361	7,605	8,047	9,025	9,076	9,142	10,369	10,358	10,679
[2] 中間処理費	25,777	25,892	26,368	27,436	28,407	28,892	29,345	27,757	24,901	26,075
[3] 最終処分費	1,139	1,684	1,956	2,462	2,476	2,445	2,407	2,482	3,779	3,105
[4] その他ごみ関係経費	655	670	739	628	488	474	388	418	343	298
計	34,613	35,607	36,668	38,572	40,395	40,886	41,281	41,025	39,382	40,158

注記2) 年間ごみ1t当たりの処理費用の算出に用いた年間ごみ量には、事業者間による事業系資源ごみ量は含んでいない。

注記3) 費用は税込価格とした。(平成25年度までは5%、平成26年度以降から令和元年9月までは8%、令和元年10月以降は10%)

(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況

平成29年3月に策定した第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度の令和8年度と定め、それぞれの目標年度における目標値（以下「当初目標値」という。）を定めています。

ここでは、この当初目標値と平成27年度（第2次計画策定当時の最終実績年度）から令和2年度までの実績推移を比較することで、循環型社会形成に向けての進捗を把握しました。

① ごみ排出量

ごみ排出量の経年推移を図3-1-6（次頁）に、1人1日あたりのごみ排出量の経年推移を図3-1-7（次頁）に示します。

平成27年度から令和2年度までの5年間で、年間ごみ排出量を約7%減量することができました。

また、1人1日排出量（原単位ベース）についても約5%の減量ができました。このうち、家庭系ごみ（集団回収量を含む）の減量化率は約3%にとどまりましたが、事業系ごみの減量化率は約8%になっています。但し、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、社会経済活動や生活スタイルが大きく変化した年でもあることから、コロナ禍の影響がごみの減量化の要因になっていることも考えられます。（事業系ごみの原単位ベースは、底値になった平成28年度以降、令和元年度まで増加傾向にありました。）

令和2年度実績比でみると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、年間ごみ排出量については300t以上の減量化が必要になりますが、1人1日排出量については目標値を概ね満足できる状況です。

一方、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、年間ごみ排出量については3,000t以上（年間平均ベースで500t以上ずつ）、1人1日排出量については約60g（年間平均ベースで約10gずつ）の減量化が今後必要になります。

なお、本市の1人1日排出量は、富山県平均や全国平均を上回っていることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

図3-1-6. ごみ排出量の経年推移

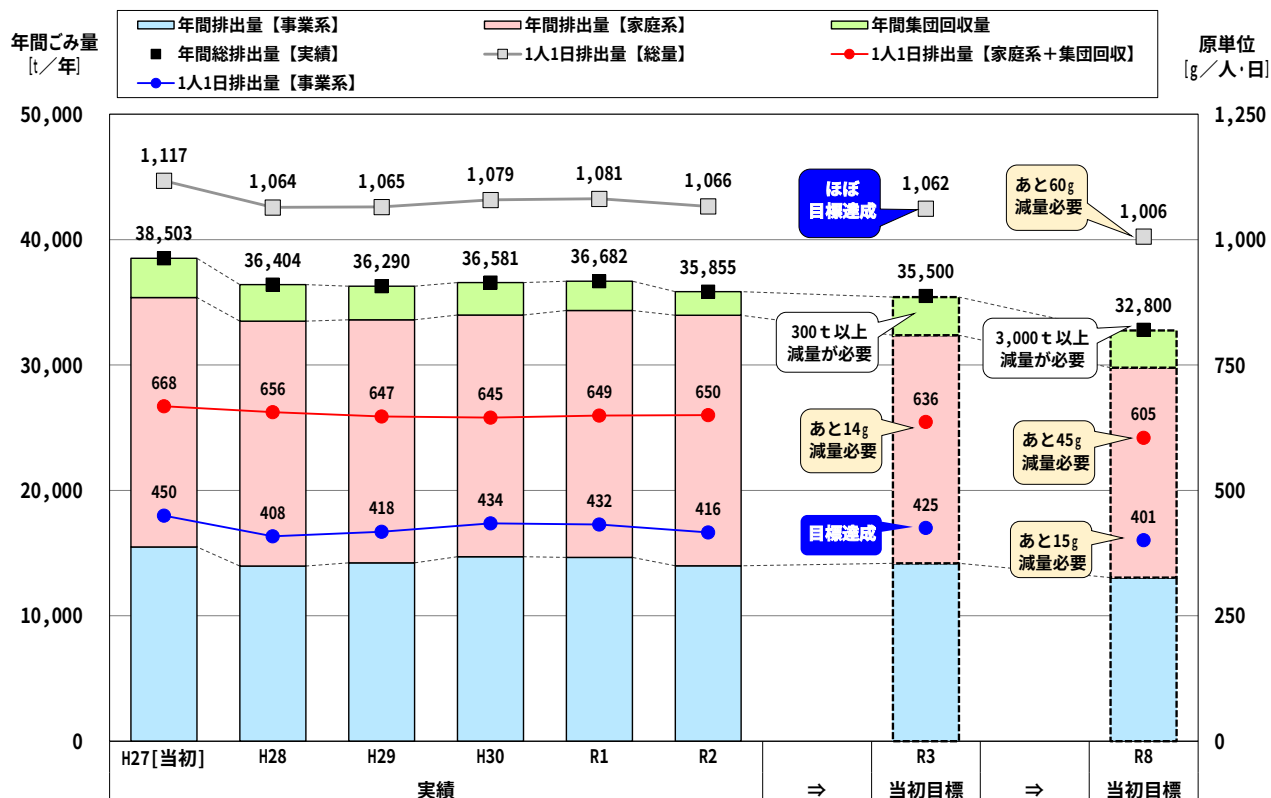
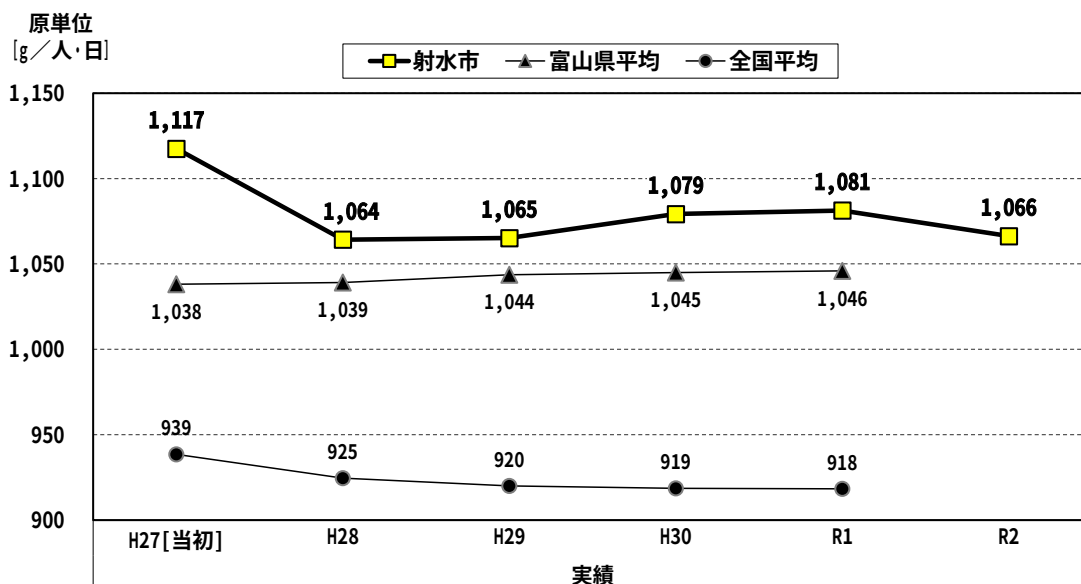


図3-1-7. 1人1日あたりのごみ排出量の経年推移（全国、富山県、射水市）



注記1) 平成27年度は、第2次計画策定当時（平成29年3月）に把握した実績の最終年度になる。

注記2) 第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度を令和8年度としている。

注記3) 「当初目標」は、第2次計画策定当時（平成29年3月）に設定した目標値である。

② 再生利用率

再生利用量の経年推移を図3-1-8（次頁）に、再生利用率の経年推移を図3-1-9（次頁）に示します。

再生利用率は、平成27年度以降に下降の一途を辿っており、令和2年度までの5年間で10ポイント（年間再生利用量：約4,400 t）の減少がありました。

減少した主な要因は、以下のとおりです。

- ・クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止（平成30年度以降）に伴って、中間処理後の再生利用量が減少した。（平成27年度から平成29年度までの年間平均値：約1,560 t の減少）
- ・事業者間で行われている事業系資源物量が平成27年度から平成28年度にかけて急激に減少（主に燃料化）し、その後横ばいで推移している。（平成27年度から令和2年度までの5年間で約1,600 t の減少）
- ・資源集団回収量（主に古紙類）が年々減少している。（平成27年度から令和2年度までの5年間で約1,200 t の減少）
- ・上記の計として、平成27年度から令和2年度までの間に再生利用量は約4,400 t（年間平均ベースで約880 t）減少している。

令和2年度実績比でみると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、再生利用率を12ポイント以上、年間再生利用量を約4,400 t 増加させる必要があり、当初目標値の達成は厳しい状況です。

また、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、再生利用率を15ポイント以上（年間平均ベースで2.5ポイントずつ）、年間再生利用量を約4,300 t（年間平均ベースで約720 t ずつ）増加させる必要がありますが、ごみ処理体制を大規模に見直さない限り、当初目標値を達成できる可能性は低いことから、実績等を踏まえ、令和8年度（後期計画目標年度）の目標値を見直す必要があります。

なお、本市の再生利用率を富山県平均や全国平均と比較すると、全国平均よりは高水準で推移していますが、富山県平均はクリーンピア射水で溶融スラグの製造を休止した平成30年度以降は下回っている状況にあります。

図3-1-8. 再生利用量の経年推移

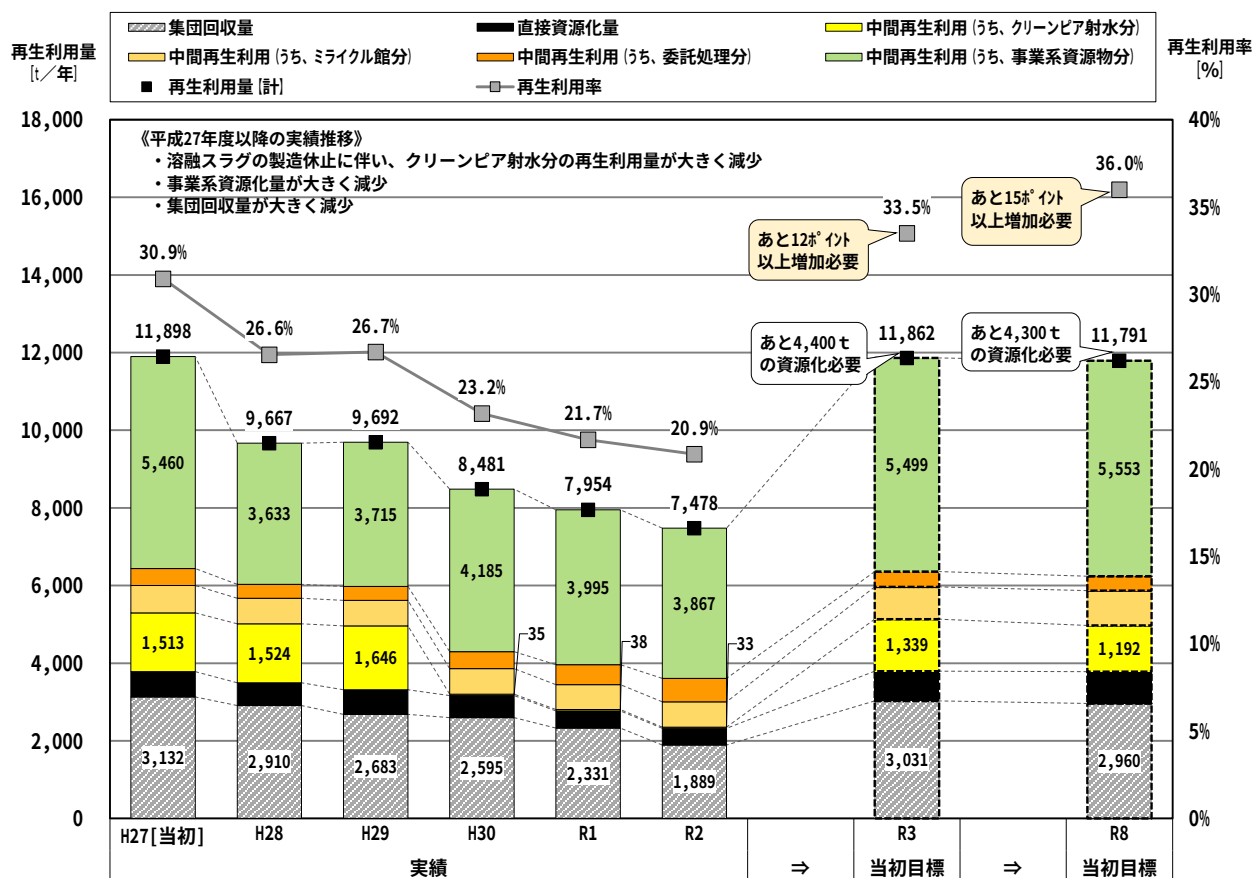
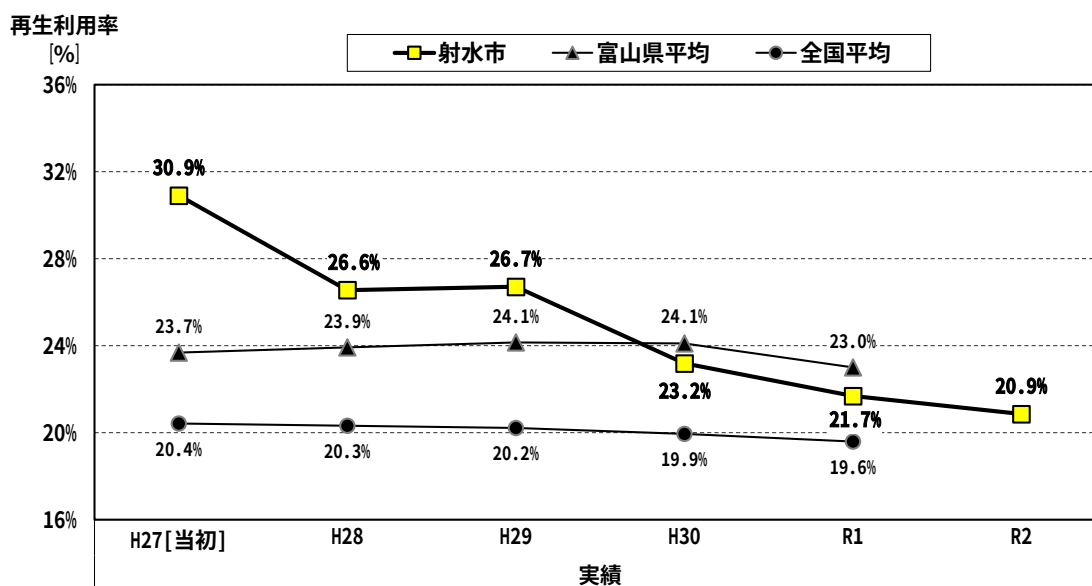


図3-1-9. 再生利用率の経年推移（全国、富山県、射水市）



注記1)～注記3) は、P.39と同様である。

注記4) 図3-1-8にある「中間再生利用」は、中間処理後の再生利用量の略称である。

③ 最終処分量

最終処分量の経年推移を図3-1-10（次頁）に、1人1日あたりの最終処分量の経年推移を図3-1-11（次頁）に示します。

平成27年度を底値とし、最終処分量は増加傾向にあります。特にクリーンピア射水で溶融スラグの製造を休止した平成30年度の最終処分量は、平成27年度比で約2倍の増加となっており、増加の程度が顕著となっています。

令和2年度実績比でみると、令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、最終処分率を5ポイント、年間最終処分量を約1,800t削減させる必要があり、当初目標値の達成は厳しい状況です。

また、令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、最終処分率を5ポイント以上、年間最終処分量を約2,000t（年間平均ベースで約330tずつ）削減させる必要がありますが、ごみ処理体制を大規模に見直さない限り、当初目標値を達成できる可能性は低いことから、実績等を踏まえ、令和8年度（後期計画目標年度）の目標値を見直す必要があります。

なお、本市の1人1日最終処分量を富山県平均や全国平均と比較すると、クリーンピア射水で溶融スラグの製造を休止した平成30年度以降は、富山県平均や全国平均を上回る状況にあります。

図3-1-10. 最終処分量の経年推移

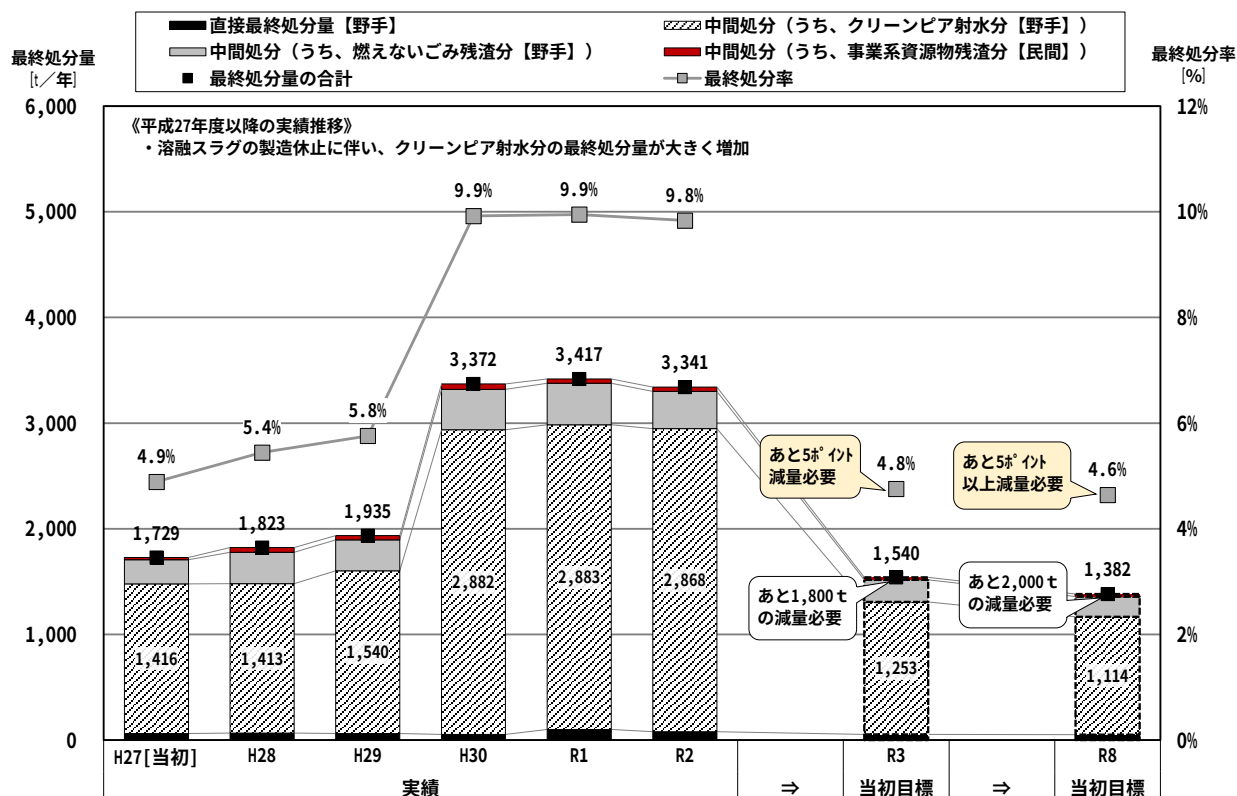
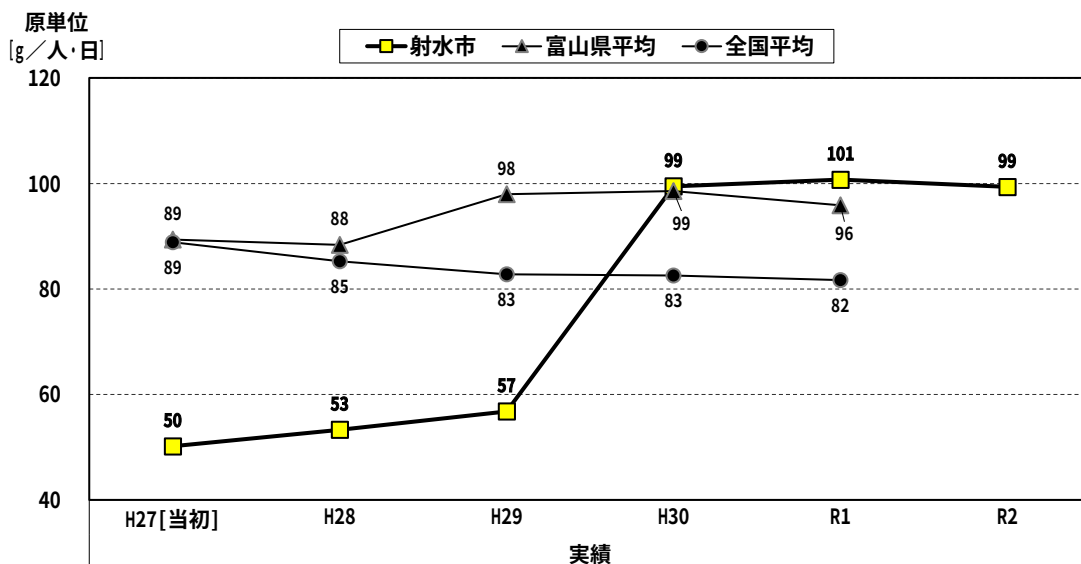


図3-1-11. 1人1日あたりの最終処分量の経年推移（全国、富山県、射水市）



注記1）～注記3）は、P.39と同様である。

注記4）図3-1-10にある「中間処分」は、中間処理後の最終処分量の略称である。

④ システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する”ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール※（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、循環型社会形成の構築に向けた本市の課題を整理します。

※環境省のホームページ内 https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

注記) 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績には、全国の市町村から都道府県を通じて環境省に報告される「一般廃棄物処理実態調査（令和元年度実績）」が用いられている。
このため、P.46,47の図表（図3-1-12）にある本市の各実績値は、「支援ツール」の出力結果をそのまま用いているため、これまでの頁で整理した実績値と異なることに留意する。

7. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-11に示します。

表3-1-11. 類似自治体の概要

支援ツール	・使用した支援ツールは、平成26年度版である。 （令和3年11月1日時点での最新版で、令和元年度実績が用いられている。）
都市形態	・都市形態は、「都市」と自動選択される。（都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。） ・都市形態を「考慮する」を選択する。
人口区分	・本市の人口は、92,942人（自動設定） ・人口区分は、自動設定で「Ⅱ」となる。 ・人口の幅は、自動設定で「50,000人～100,000人未満」となる。
産業構造	・産業構造は、自動設定で「3」となる。（産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。） ・本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率：97.6%（自動計算） ・本市の第3次産業の人口比率 66.2%（自動計算）
類似自治体数	・上記の設定条件により選定された類似自治体数は「95」自治体である。

1. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（95自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-12（次頁,P.47）に示します。

なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

(ア) 人口1人1日当たりごみ総排出量【標準的な指標】

本市は1,078g／人・日であり、類似自治体の平均値882g／人・日を22%以上多いことから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

a. 1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は580g／人・日であり、類似自治体の平均値610g／人・日より5%程度ごみの減量化が進んでいます。

b. 集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は547g／人・日（aに占める割合は94%）であり、残りの33g／人・日（同割合は6%）が分別排出された資源ごみ量になります。

類似自治体の平均値は520g／人・日（同割合は85%）であり、残りの90g／人・日（同割合は15%）が分別排出された資源ごみ量になります。

以上より、本市の資源ごみ量は、類似自治体の平均値の1／3程度にとどまっています。また、資源ごみ量を除くごみ（燃えるごみや燃えないごみ）量が5%程度多い状況です。このため、生活系ごみの分別排出に努めることで、資源ごみ量の底上げを行うとともに、燃えるごみや燃えないごみの減量化を推進することが求められます。

c. 1人1日あたり事業系排出量【補足指標】

本市は429g／人・日であり、類似自治体の平均値234g／人・日に比べて2倍程度多いことから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

(イ) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）【標準的な指標】

本市は21.8%であり、類似自治体の平均値18.1%を3.7ポイント上回っていることから、資源化が進んでいる状況です。

(ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）【標準的な指標】

本市は1.3%であり、類似自治体の平均値8.7%を7.4ポイント下回っていることから、最終処分量が少ない状況です。

(エ) 人口一人当たり年間処理経費【標準的な指標】

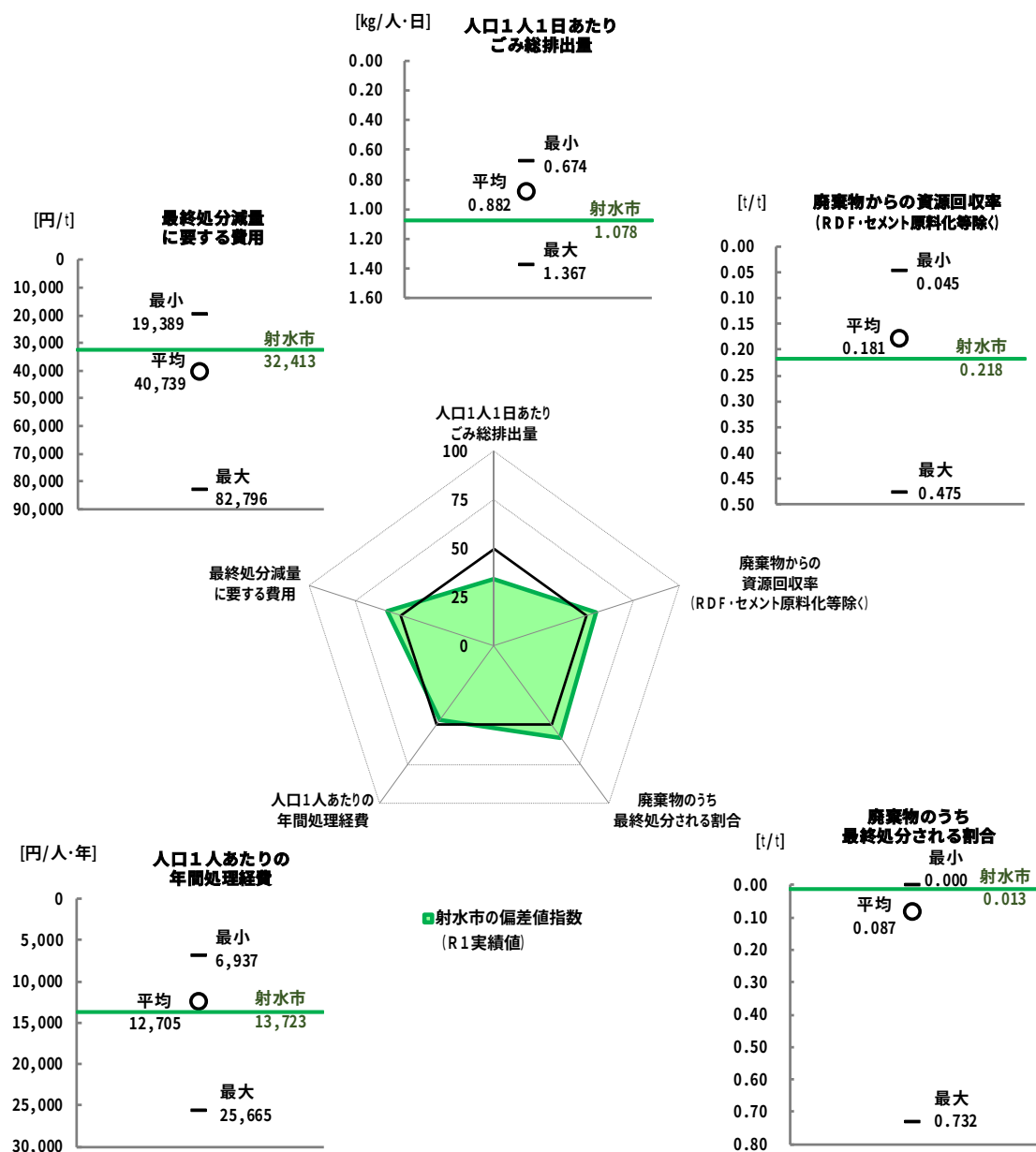
本市は13,723円／人・年であり、類似自治体の平均値12,705円／人・年に比べて8%程度多いことから、処理経費の削減が求められます。

(オ) 最終処分の減量に要する費用【標準的な指標】

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は32,413円／tであり、類似自治体の平均値40,739円／tに比べて約20%以上少ないことから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

図3-1-12(1). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

【標準的な指標】

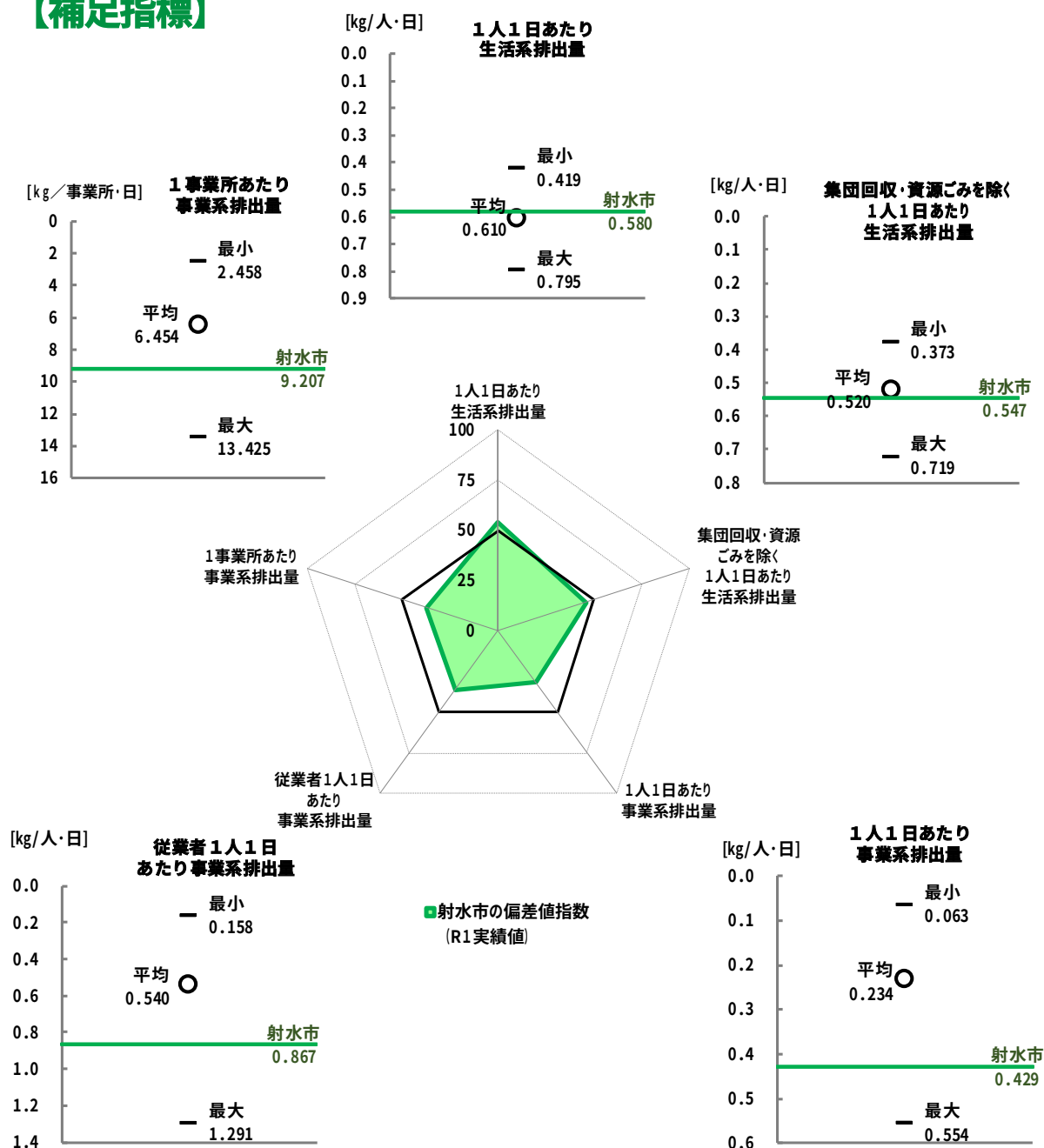


標準的な指標		人口1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたりの 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
射水市	令和元年度 実績値	1.078	0.218	0.013	13,723	32,413
	偏差値指数	34.3	55.2	57.9	46.7	57.4
類似都市	平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
	最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
	最小	0.674	0.045	0.000	6,937	19,389
	標準偏差	0.125	0.071	0.094	3,042	11,266

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-12(2). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

【補足指標】



補足指標		排出形態別単位排出量				
		1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	従業員1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	1事業所あたり事業系排出量 (kg/事業所・日)
射水市	令和元年度実績値	0.580	0.547	0.429	0.867	9.207
	偏差値指数	54.3	46.2	31.6	36.4	37.8
類似都市	平均	0.610	0.520	0.234	0.540	6.454
	最大	0.795	0.719	0.554	1.291	13.425
	最小	0.419	0.373	0.063	0.158	2.458
	標準偏差	0.069	0.071	0.106	0.240	2.265

(8) 課題の整理

本市のごみ処理に係る課題を表3-1-12に示します。

表3-1-12. 課題の整理

(1/2)

項 目	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	・平成27年度（第2次計画策定当時の最終実績年度）から令和2年度までの経年推移をみると、1人1日ごみ排出量の減量化は進んではいるものの、全国平均や富山県平均よりも高値であることから、今後も引き続きごみの減量化が必要である。 ・1人1日集団回収量は、令和2年度に56gとなり、平成27年度（91g）から約40%減少した。特に落ち込みが激しい品目は、総量の約76%を占める古紙類であった。過去の実績推移（H23の107g、H18の129g）からみても集団回収量の減少傾向は顕著であり、少子・超高齢社会や生活スタイルの変化に伴って、今後も同様の傾向がみられることが考えられる。 ・1人1日家庭系ごみ量は、令和2年度に594gとなり、平成27年度（577g）から約3%増加した。その内訳をみると、資源ごみは年々減少しているのに対し、燃えるごみや燃えないごみは微増傾向にある。類似自治体の平均値と比較しても、本市の資源ごみ量は少なく、燃えるごみや燃えないごみ量が多い傾向がみられることから、家庭系ごみの分別排出に努めることで、資源ごみ量の底上げを行うとともに、燃えるごみや燃えないごみの減量化を推進する必要がある。 ・事業系燃えるごみ量は、平成27年度以降、増加傾向がみられることから、焼却処理量の削減につながるごみの減量施策を講じていく必要がある。 ・平成26年度以降、事業者間による事業系資源ごみ量の把握を開始したように、市以外の者が処理する一般廃棄物の実態把握に努める必要がある。
収集・運搬 中間処理	・中間処理量の80%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要がある。 ・家庭系燃えるごみには、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールを協力要請する必要がある。 ・事業系燃えるごみには、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要がある。 ・焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な資源化・減量化対策を検討する必要がある。 ・燃えるごみや燃えないごみに混入している廃プラスチック類の効率的かつ効果的な資源化対策を検討する必要がある。

(2/2)

項 目	主 な 課 題
最 終 処 分	・クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用方策を引き続き検討する必要がある。

3.2 ごみ処理基本計画



(1) 基本理念

本計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、第1次後期計画の基本理念を継続していきます。

限りある資源を大切に

協働で創る循環型社会のまち いみず

「循環型社会」の実現には、私たちのライフスタイルを見直しながら、天然資源の消費を減らし（リフューズ・リデュース）、ものを長く大切に使う（リユース）、使用済みとなったものを循環利用（リサイクル）していくことで、廃棄されるものをできるかぎり少なくすることが求められます。

本市では、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、ごみを出さないライフスタイルやごみの適切な分別排出による資源化が浸透してきており、「循環型社会」の実現に向けた歩みを着実に進めてきています。

今後もこの歩みを止めることなく、私たち一人ひとりが「人・もの・自然」を大切にする豊かなライフスタイルの構築に向け、市民や事業者においては、排出者としての責任を自覚し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが必要です。そして、これまで以上に環境負荷を減らす観点から、まずはリサイクルに先立ち、3R（リデュース・リユース・リサイクル）をできる限り推進していくことが重要です。

また、市では、4R行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直しを適宜行いながら、排出される廃棄物を安全かつ安定的に適正処理し、リサイクルを推進していくことにより、本市の「循環型社会」を構築していきます。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位[※]に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させることが必要になります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針は、次のとおりとします。

[※]廃棄物処理の優先順位については、次頁のコラム参照。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 －発生回避・発生抑制・再使用－
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 －分別・再生利用－
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 －適正処理・処分－
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 －体制・しくみづくり－

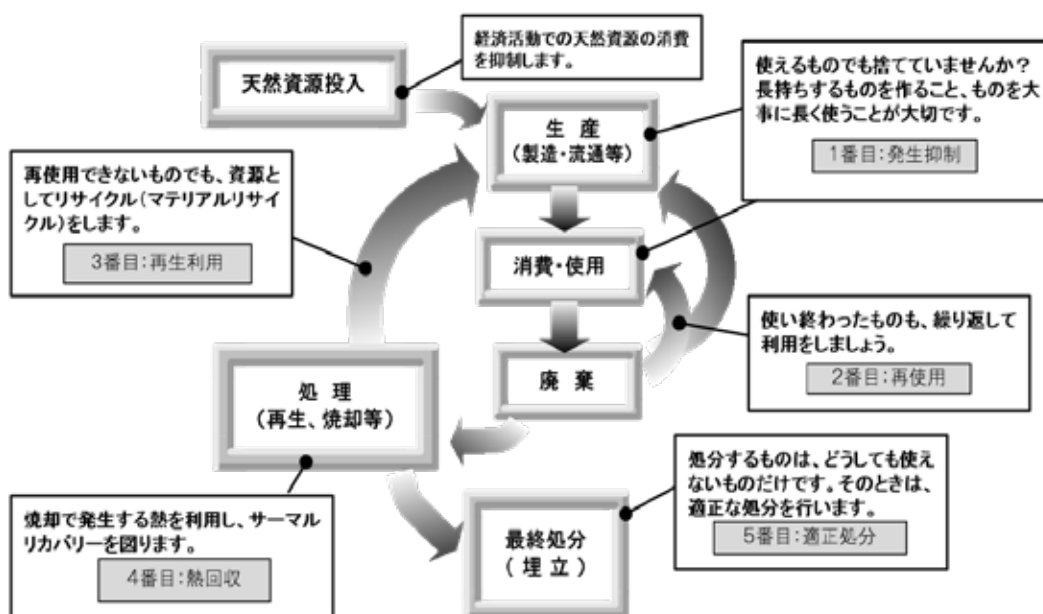
なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「**(4) 基本方針に基づく施策の展開**」(P.54以降)に示しています。



「循環型社会」を実現するための優先順位について

『循環型社会形成推進基本法』は、製品等が廃棄物等になる場合やなった場合の「循環型社会」の実現に向けた優先順位^{*}について、我が国で初めて法定化したものである。

その優先順位^{*}は、第1に発生抑制(リフューズ・リデュース)、第2に再使用(リユース)、第3に再生利用(リサイクル)、第4に熱回収、最後に適正処分となっている。



^{*}この優先順位の基本原則は、天然資源の消費を抑制して環境負荷をできる限り低減するという趣旨から定められたものであり、この順位に従わない方が環境負荷の低減に有効な場合には、この順位に従う必要はないとされている。

参考：「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

(3) 計画目標(数値目標)の設定

① 目標年度及び基準年度について

後期計画の期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、目標年度を令和8年度に設定します。また、基準年度は、平成27年度から令和2年度に見直します。

② 目標の設定

本市のごみ処理の現況や課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり見直します。

計 画 目 標		実 績		目 標	
		平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期)	令和8年度 (後期)
		実績	基準	【参考】目標	目標
人 口		94,147人	92,130人 100として	— (91,386人) — (99)	90,022人 (89,228人) 98 (97)
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	38,503 t	35,855 t 100として	— (35,500 t) —	32,700 t (32,800 t) 91以下
資 源 化 目 標	再生利用率	30.9%	20.9%	— (33.5%以上)	23%以上 (36.0%以上)
埋立量の 削減目標	年 間 最終処分量	1,729 t	3,341 t 100として	— (1,540t以下) —	2,960t以下 (1,390t以下) 88

注① 令和8年度の上段数値(ゴシック体)は今回見直した目標値を、下段数値(括弧値)は当初目標値を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	1人1日ごみ排出量(次頁の活動指標③-1参照)は、平成27年度比で令和2年度までに約5%の減量ができた。 - 令和8年度の見直し後の目標値では、1人1日ごみ排出量を現状の減量化率から上乗せし約8%減量〔令和2年度基準〕することを目指すものとし、年間ごみ排出量で約9%の減量化を図ることを目標とする。	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	- クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止に伴う再生利用量が見込めなくなったことに加え、事業系資源ごみや資源集団回収量が大きく減少したことで、令和2年度の再生利用率は約21%となり、平成27年度から10ポイント落ち込んだ。 - 再生利用率の経年的な傾向をみると、全国平均では20%前後、富山県平均では23~24%とほぼ横ばいで推移しており、頭打ちの兆しがみられる。本市では、当面の間、現行のごみ処理体制を継続する形で再生利用率の上昇を目指すものとし、令和8年度の再生利用率の目標を23%以上とする。	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋立量の 削減目標	- クリーンピア射水での溶融スラグ製造休止に伴って焼却残渣物が増大したことで、令和2年度の年間最終処分量は、平成27年度から概ね倍増した。 - 本市の1人1日最終処分量(次頁の活動指標③-2参照)は、富山県平均よりも多いことから、令和8年度の目標値は富山県平均レベルまでに削減することを目指す、年間最終処分量で約12%以上の削減を図ることを目標とする。	基本方針1~3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するための活動指標を次のとおり定めます。

活動指標			単位	実績		目標	
				平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期)	令和8年度 (後期)
				実績	基準	【参考】目標	目標
① 家庭系	①-1	市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを含まない。)	g/人・日	537	561	— (497)	510 (461)
	①-2	市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	668	650	— (636)	600 (605)
	①-3	市民1人1日あたり 家庭系焼却処理量	g/人・日	498	511	— (460)	471 (426)
② 事業系	②-1	事業系ごみ 年間排出量	t/年	15,492	13,990	— (14,200以下)	12,900以下 (13,100以下)
	②-2	事業系ごみ 年間焼却処理量	t/年	9,652	9,609	— (8,400以下)	7,900以下 (7,200以下)
③ 家庭系 + 事業系	③-1	市民1人1日あたり ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	1,117	1,066 100として	— (1,062) —	983 (1,006) 92
	③-2	市民1人1日あたり 最終処分量	g/人・日	50	99	— (46)	90 (42)

注① 令和8年度の上段数値（ゴシック体）は今回見直した目標値を、下段数値（括弧値）は当初目標値を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標（数値目標）を達成するために、市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項 目	主 な 施 策
1 発生源からはじめる「ごみ減量」の推進 【発生回避・発生抑制・再使用】	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	①環境教育・環境学習の推進
	「ごみを作らない・出さない行動」の推進 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進	②ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開
		①資源集団回収の推進に向けた啓発・支援
		②生ごみの減量化を促進するための啓発・支援
		③容器包装類の削減のための周知・啓発
		④不用品等の再使用促進のための啓発・支援
2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	⑤家庭系ごみ減量化方策の調査・研究	①事業所の自主的な取組の啓発・支援
	事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進	②事業系ごみ減量化方策の調査・研究
		①市庁舎等の行政施設における4Rの推進
	市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進	②市主催の催事場等における4Rの推進
	家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底	①分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底
		②違反ごみ等への対応
	事業系ごみの排出管理の徹底	①ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底
		②新たな資源化促進制度導入の検討
	品目別の資源化の推進	①容器包装類の資源化事業の推進
		②古紙類の資源化事業の推進
		③生ごみの資源化事業の推進
		④剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進
		⑤その他資源化事業の推進
	循環型ビジネスへの支援	①民間施設の活用と施設整備に係る支援
		②資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

基本方針	項 目	主 な 施 策
3 安心な適正処分の推進 環境への負荷が小さい安全で 【適正処理・処分】	適正な収集運搬体制の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備 ②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援
	適正な処理体制の維持	①市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ②民間活用の促進による事業の効率化の推進 ③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究
	災害廃棄物への対応	①「災害廃棄物処理計画」の推進
4 計画の実現に向けた体制整備 【体制・しくみづくり】	協働を促進するための情報共有	①情報管理・情報開示システムの充実 ②事業評価の実施
	環境美化・生活環境保全の推進	①まちの環境美化推進 ②不法投棄の防止対策の推進 ③不適正処理の防止対策の推進
	連携・協働の促進	①市関係部局との連携 ②国・県・県内市町村・警察との連携 ③燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立 ④市民協働のまちづくりの推進 ⑤自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

1 発生源からはじめるごみ減量の推進

－発生回避・発生抑制・再使用－

【基本的な考え方】

循環型社会の形成をより推進していくには、まず、①不要なものを断る（発生回避：リフューズ）、②ごみを出さない暮らしをする（発生抑制：リデュース）、③ものを大事に繰り返し使う（再使用：リユース）ことに取り組むことが大切です。

そのためには、市民や事業者は、それぞれの立場で出来る、ごみを減らすための工夫や意識をし、自主的・主体的に進めていく必要があります。

市では、今後も、ごみに対する関心を深めてもらうため、「環境教育や啓発活動による意識改革」を推進していくとともに、自主的・主体的に「ごみを作らない・出さない行動」に係る取組の周知・啓発や支援を行っていきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

① 環境教育・環境学習の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	小中学生を対象とした副読本「わたしたちの射水」、「ふるさと射水」の配布	○	
2	小学校4年生（10歳）を対象とした「いみず環境チャレンジ10」の実施		○
3	「社会に学ぶ14歳の挑戦 [*] 」の実施	○	
4	公開行事や学校だより等を通じた学校による環境学習の情報発信（情報共有の強化）	○	
5	ごみ処理関連施設の見学会の開催	○	
6	環境学習の拠点としたミライクル館（プラザ棟）の活用	○	

^{*}中学2年生（14歳）が、1週間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等（例：公園などの美化活動等）に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につけることを目的とした活動のこと。市では、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」推進委員会を組織し、活動時期、場所、内容等を検討する。

② ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市HP、公式LINE、ケーブルテレビを活用し、ごみ処理の現状や分別方法などを積極的に周知・啓発		○
2	市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催		○
3	講習会・講演会・シンポジウム等の開催	○	
4	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントによるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
5	地域研修会等によるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
6	ごみの減量化・資源化に係る標語やポスターの募集	○	
7	SNS等を利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）		○
8	事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	

(2) ごみを作らない・出さない行動の推進

(2) -1. 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進

① 資源集団回収の推進に向けた啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	未登録団体（自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等）に対する登録の呼びかけ（PR・啓発）	○	
3	資源物の定期的・安定的供給の観点から、登録団体への実施時期の分散に関する働きかけ	○	
4	新型コロナ感染防止のため中止となった資源集団回収活動再開の支援		○

② 生ごみの減量化を促進するための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	食べ残しや手付かず食品の削減のための周知・啓発	○	
2	「30・10運動※」の周知・啓発	○	
3	ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	○	
4	生ごみの水切りに係る周知・啓発	○	

※「30・10運動」とは、会食や宴会の席では、最初の30分間と最後の10分間は全員が自席を立たずに食事をし、食べ残しを極力少なくすることを目的とした運動のこと。

③ 容器包装類の削減のための周知・啓発

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	使い捨て商品の使用自粛等の周知・啓発	○	
2	小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
3	レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	

④ 不用品等の再使用促進のための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでのリユース（フリーマーケット等）の場の提供	○	
2	不用品交換会やリサイクルショップの活用に係る周知・啓発	○	
3	ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」の開催に向けた支援	○	
4	フードドライブ事業の実施による食品ロスの削減		○

⑤ 家庭系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	家庭系燃えるごみの有料化制度の継続と見直し	○	
2	ごみの組成調査による減量化・資源化可能量の把握調査の実施		○
3	環境審議会の定期的な開催	○	
4	廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催	○	
5	古着・古布リユース促進への調査・研究	○	

(2) -2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 事業所の自主的な取組の啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	研修会の開催（先進的な取組事例の紹介等）の推進	○	
3	「とやまエコ・ストア制度 [*] 」の周知・啓発		○
4	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
5	【再掲】レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	
6	ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
7	【再掲】SNS等を利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）	○	
8	事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	
9	許可業者に対して「排出事業所の名前・所在地・契約収集量」のリストの提出の要請（必要に応じて搬入ごみの内容物検査を実施）		○

^{*}レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度のこと。

② 事業系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	直接搬入ごみの受入基準や料金体系の適宜見直し	○	
2	県内市町村との連携による先進的な取組事例の調査・研究	○	

(2) -3. 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 市庁舎等の行政施設における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「エコアクション21 ^{*1} 」の認証取得	○	
2	グリーン購入法適合商品の率優先的な購入と基本方針の作成		○
3	庁舎や学校、公園等によるごみの減量化・分別排出の徹底	○	

^{*1}「エコアクション21ガイドライン^{*2}」に基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度のこと。

^{*2}広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したもの。

② 市主催の催事場等における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでの4Rに関するパネルの展示・啓発	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

(1/2)

市民	○エコバスツアーによる施設見学を活用し、ごみ知識の向上に努めましょう。
	○「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベント（フリーマーケット等）に参加しましょう。
	○資源集団回収活動に参加し、ごみの排出抑制に努めましょう。
	○手付かずの食品や食べ残しを減らしましょう。
	○会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。
	○ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化に取り組みましょう。
	○「おもちゃの病院」を活用し、ものを大事にする気持ちを養うとともに、長期間使用する努力をしましょう。
	○購入時には長く使えるものを選びましょう。
	○マイバッグ持参運動に参加し、レジ袋の使用を控えましょう。
	○使い捨て商品を減らし、容器包装ごみを減らしましょう。
	○県が進める“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に参加して、ごみの減量化等に取り組みましょう。
	○グリーン購入法適合商品を購入しましょう。

事業者

- 市が開催する研修会に参加し、社員への環境教育を進めましょう。
- 「とやまエコ・ストア」協力店登録制度に登録しましょう。
- 流通包装ごみの抑制を工夫する等して、過剰包装を自粛しましょう。
- ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化を図りましょう。
- 販売した商品の修理・保守体制を充実させましょう。
- 「エコアクション21」の認証・登録制度を導入しましょう。
- グリーン購入法適合商品を購入しましょう。
- 食品廃棄物は、「食品リサイクル法」に基づき、食品の購入や調理方法の改善による発生抑制や、生ごみ処理機の活用や水切り等による減量化に取り組みましょう。
- 会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。



「とやまエコライフ・アクト10宣言」とは

県民による自主的な温暖化対策を推進するため、「「チーム・マイナス6%」の6つの取組」と、「富山県が行ってきた「とやまオリジナル」の4つの取組」を合わせた10のアクションを県民に呼びかける『とやまエコライフ・アクト10宣言』運動のことです。県民の20人に1人が宣言者登録することを目標に活動が続けています。

- ・ACT1 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう
- ・ACT2 水道の蛇口はこまめにしめよう
- ・ACT3 ふんわりアクセル「eスタート」（エコドライブ）をしよう
- ・ACT4 エコ製品を選んで買おう
- ・ACT5 無駄なレジ袋は断ろう
- ・ACT6 電化製品はコンセントからこまめに抜こう
- ・ACT7 マイカーに乗らずに出かけよう
(月に2回はマイカー利用を控え、公共交通機関を利用しましょう)
- ・ACT8 自然とふれあい、緑を守り育てよう
(自然観察や庭・ベランダでのガーデニング、森づくりへの参加などにより、温暖化を防ぐ緑に親しみましょう)
- ・ACT9 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう
(新聞紙、空缶等の資源回収や美化活動に参加し、みんなの力で美しい地域環境を作りましょう)
- ・ACT10 とやまの旬の食材を食べよう
(地元でとれた旬の食材をおいしく食べて、食材の輸送やハウス栽培等に必要なエネルギーの削減を図りましょう)

* ACT1～6：チーム・マイナス6%の取組
ACT7～10：とやまオリジナルの取組

資料：環境省資料

2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ―分別・再生利用

【基本的な考え方】

ごみの減量化を推進しても出てくるごみは、『捨てればゴミ 分ければ資源』の精神のもと、資源として再生利用（リサイクル）を推進させる必要があります。

市民や事業者は、市が定めたごみの分別排出ルールに従ったリサイクルの推進が必要です。

市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすためにごみの分別排出の徹底することで、資源としての循環利用を推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底

① 分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市HP、公式LINE、ケーブルテレビを利用した周知・啓発	○	
2	「ごみ収集カレンダー」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発	○	
3	「資源集団回収スケジュール」の市内全戸配布による回収品目と回収日の周知	○	
4	【再掲】市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催	○	
5	共同住宅管理会社との連携による入居者への周知・啓発・排出指導の促進		○
6	高齢者、若年者、外国人に対する分別の啓発及び支援		○
7	地域協力者との連携による周知と分別排出の実態把握の強化	○	
8	巡回指導によるごみステーションの適正管理	○	
9	ウィズコロナの新たなライフスタイルに対応したごみの適正処理及び減量対策の検討		○

② 違反ごみ等への対応

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	違反ごみ等に対する指導体制の強化	○	
2	違反の多いごみステーションへの指導の強化	○	
3	適正処理困難物（廃タイヤ・廃バッテリー・廃消火器等）の受入基準の周知・啓発と適正処理の継続	○	
4	大型物・重量物・堅牢物・有害物・危険物等の処理方法に係る周知・啓発	○	

(2) 事業系ごみの排出管理の徹底

① ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ごみの組成調査による減量化・資源化・分別排出可能量の把握調査の実施		○
2	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
3	【再掲】研修会の開催（先進的な取組事例の紹介等）の推進	○	
4	【再掲】事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	
5	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
6	収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
7	排出事業者による資源ごみの共同回収システムの構築に向けた協力要請	○	
8	【再掲】許可業者に対して「排出事業所の名前・所在地・契約収集量」のリストの提出の要請（必要に応じて搬入ごみの内容物検査を実施）		○

② 新たな資源化促進制度導入の検討

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	【再掲】県内市町村との連携による先進的な取組事例の調査・研究	○	

(3) 品目別の資源化の推進

① 容器包装類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	新たな拠点回収場所の設置		○
3	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
4	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
5	市内全小学校による牛乳パックリサイクル回収事業の推進	○	

② 古紙類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	【再掲】新たな拠点回収場所の設置		○
3	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
4	雑紙に係る効率的な回収方法の検討	○	
5	民間古紙回収業者による回収量の把握		○

③ 生ごみの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	○	
2	【再掲】ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
3	廃食用油（学校給食）の燃油化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	
4	廃食用油（家庭）の燃油化モデル事業〈バイオマス事業〉の推進	○	
5	家庭で取り組める資源化方策の調査・研究（段ボールコンポスト等）	○	
6	【再掲】事業所によるごみの減量化・資源化等の協力要請	○	

④ 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市の公園や道路から出た剪定枝や刈草等のリサイクルの推進	○	
2	草木類・剪定枝等の堆肥化・炭化・飼料化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	

⑤ その他資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	回収方法拡大による使用済小型家電リサイクルの推進		○
2	家電リサイクル法対象品目のリサイクル推進	○	
3	パソコンリサイクルの推進	○	
4	使用済年賀はがきのリサイクルの推進	○	
5	ボタン型電池・充電電池の販売店への店頭回収の協力要請	○	
6	プラスチック資源循環法の施行による対象物の範囲拡大によるプラスチック分別量の増加		○

(4) 循環型ビジネスへの支援

① 民間施設の活用と施設整備に係る支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	民間リサイクル施設の活用	○	
2	射水市中小企業販路拡大支援事業による再生品利用拡大の支援	○	

② 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「富山県リサイクル認定制度 [*] 」の周知・啓発	○	
2	【再掲】「とやまエコ・ストア制度」の周知・啓発		○
3	事業系一般廃棄物減量等研修会にて配布している減量マニュアルなどで再生品の利用に係る周知・啓発	○	

^{*}廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品及び廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定し、その利用及び取組の拡大を通じて、循環型社会の形成を促進することを目的とする制度のこと。

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○市や市民団体、企業が行うリサイクル活動に参加しましょう。 ○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。 ○資源集団回収活動に参加し、資源ごみ回収に努めましょう。 ○拠点回収を活用して、資源ごみ回収に努めましょう。 ○再生商品（トイレットペーパーやノート等のリサイクル品）を利用しましょう。
事業者	○「富山県リサイクル認定制度」のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取組を推進しましょう。 ○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。 ○食品廃棄物の減量化や資源化に努めましょう。

3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 —適正処理・処分—

【基本的な考え方】

ごみの資源化を推進しても、どうしても出てしまうごみに関しては、適正に処分する必要があります。

市では、安定的かつ安全な適正処理を推進するとともに、中間処理から発生する資源ごみの回収を推進します。

また、市で取り扱えない排出禁止物の市民への普及啓発を推進するとともに、違反ごみ排出者に対する指導の徹底に努めていきます。さらに、まちの環境美化や不法投棄の防止対策、不適正処理の防止対策を積極的に推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 適正な収集運搬体制の維持

① 効率的な収集・運搬体制の整備

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	経済性・効率性・合理性を踏まえた収集運搬体制の適宜見直し		○

② 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	一般廃棄物ステーション設置費補助金交付事業の推進	○	
2	多様なライフスタイルに対応した分別排出の機会の拡大	○	
3	【再掲】プラスチック資源循環法の施行に伴う対象物の範囲拡大によるプラスチック分別量の増加		○

(2) 適正な処理体制の維持

① 市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境に優しく安全で適正な運転管理の継続 [クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所]	○	
2	熱エネルギー（発電や余熱利用）の有効利用の継続 [クリーンピア射水]	○	
3	適正な維持管理のため、計画的な補修・改修の実施 [クリーンピア射水、野手埋立処分所]	○	

② 民間活用の促進による事業の効率化の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	長期包括運営業務委託の継続 [クリーンピア射水、野手埋立処分所]	○	
2	燃えないごみ（金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等）からの非鉄金属回収の継続（民間委託）	○	

③ 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	燃えないごみの内容物の把握と、新たな資源化方策の検討	○	
2	焼却固化物の有効活用方策の検討		○
3	不燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	
4	可燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	

(3) 災害廃棄物への対応

① 「災害廃棄物処理計画」の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	災害時の相互応援体制の推進	○	
2	災害廃棄物処理のシミュレーション（模擬訓練の実施）の推進	○	
3	平常時（災害発生前）における市民等への周知・啓発の推進	○	
4	施設・資材・機材の整備の推進	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。
事業者	○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。

4 計画の実現に向けた体制整備

一体制・しくみづくり

【基本的な考え方】

「協働で創る循環型社会のまち いみず」の実現のため、4Rと適正処分を着実に実行できる基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

(1) 協働を促進するための情報共有

① 情報管理・情報開示システムの充実

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】市HP、公式LINE、ケーブルテレビを利用した周知・啓発		○
2	廃棄物処理にかかる費用の透明化（ホームページでの廃棄物処理費用の公開）	○	
3	マスコミ、各種説明会やイベントを通じた情報発信	○	
4	対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発	○	
5	中小事業所や多量排出事業所への情報発信	○	

② 事業評価の実施

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	廃棄物減量等推進審議会による本計画の適宜見直しと公表	○	
2	廃棄物減量等推進審議会への進捗状況の報告及び公表	○	

(2) 環境美化・生活環境保全の推進

① まちの環境美化推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市民全員参加による「射水市一斉クリーン大作戦」の実施	○	
2	アダプト・プログラム（里親制度）事業の推進	○	
3	空き缶等のポイ捨て防止事業の推進	○	
4	県や民間団体による海岸清掃事業の推進	○	
5	海岸漂着物やごみ等の適正処理の検討		○

② 不法投棄の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	廃棄物不法投棄監視員との連携による定期的巡視	○	
2	警察・地元市民との連携による合同パトロールの実施	○	
3	立看板の設置	○	
4	除草・草刈りの協力要請	○	

③ 不適正処理の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	排出事業所及び処理業者への立ち入り調査	○	
2	野焼きの防止に係る周知・啓発	○	
3	事業所による野焼きの禁止と、小型焼却炉に係る廃止の指導の徹底	○	

(3) 連携・協働の促進

① 市関係部局との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ごみ関連施策の円滑な推進に向けた関係部局との連携	○	
2	射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援	○	

② 国・県・県内市町村・警察との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	生産・流通・消費に係る発生抑制・再使用の仕組みづくりに向けた国に対する働きかけ	○	
2	富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会への参画	○	
3	警察との連携による不法投棄や燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進	○	

③ 燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	早朝パトロールの推進	○	
2	ごみステーションへの持ち去り防止看板設置の推進	○	
3	警察との連携による燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進	○	

④ 市民協働のまちづくりの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境審議会や廃棄物減量等推進審議会の運用	○	
2	パブリックコメントや説明会等を通じた、4Rに関する市民や事業者からの優れた発案の促進	○	

⑤ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	地域ボランティア（ボランティアの組織化）の育成	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○「射水市一斉クリーン作戦」や海岸清掃等に取り組みましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○道路・公園・水路・河川等へのポイ捨てはやめましょう。 ○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。 ○不法投棄はやめましょう。 ○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報しましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。
事業者	○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○不法投棄や不適正処理をせず、適正な処理を行いましょう。 ○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置しましょう。 ○所有する土地の不法投棄防止対策を行いましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。

余 白

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題



(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

市内を流れる代表的な河川として、庄川や下条川等があります。庄川の源流は、岐阜県高山市内にある山中峠の湿原を水源としています。河川の総延長は約110kmで、射水市新湊地区内を流れ富山湾に注いでいます。また、下条川の源流は、射水丘陵を水源としており、河川の総延長は16kmと小さな河川で、射水市小杉地区内の市街地を流れ、射水市新湊地区内で富山湾に注いでいます。

庄川は、上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に利用されています。また、下条川は、農業用水に利用されています。

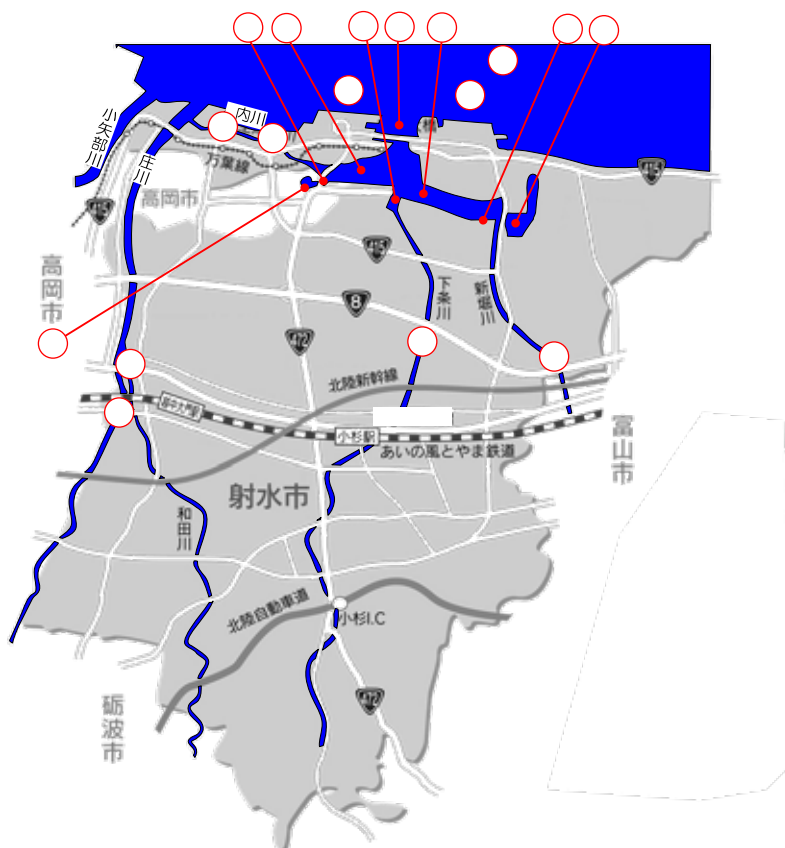
② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場排水対策や生活排水対策を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点の水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況（平成23年度～令和2年度）を表4-1-1(次頁)に示します。

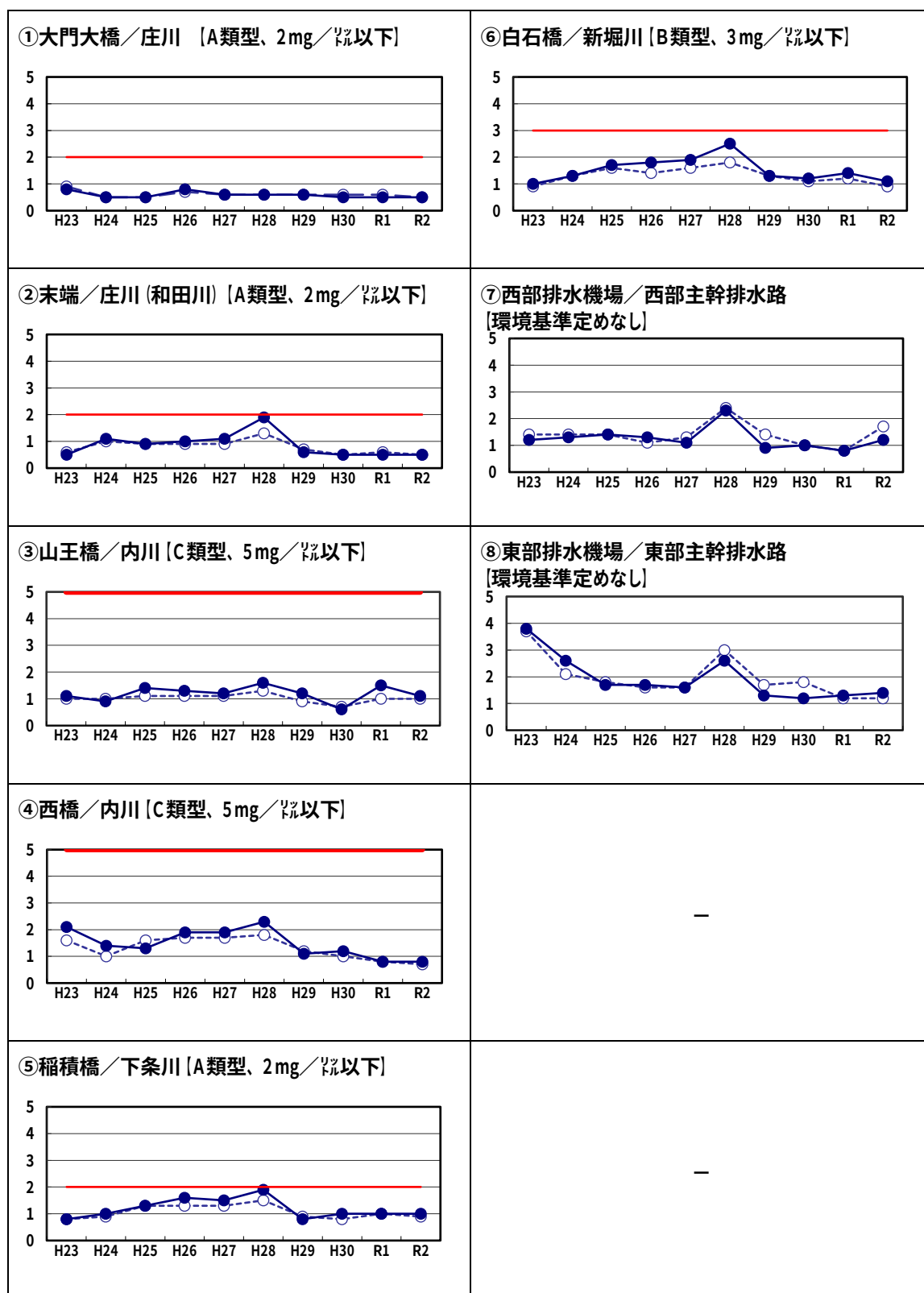
これによると、河川ではすべて環境基準を達成しています。一方、海域の一部の環境基準点では、環境基準を僅かに超過する状況となっています。

図4-1-1. 環境基準点の位置図

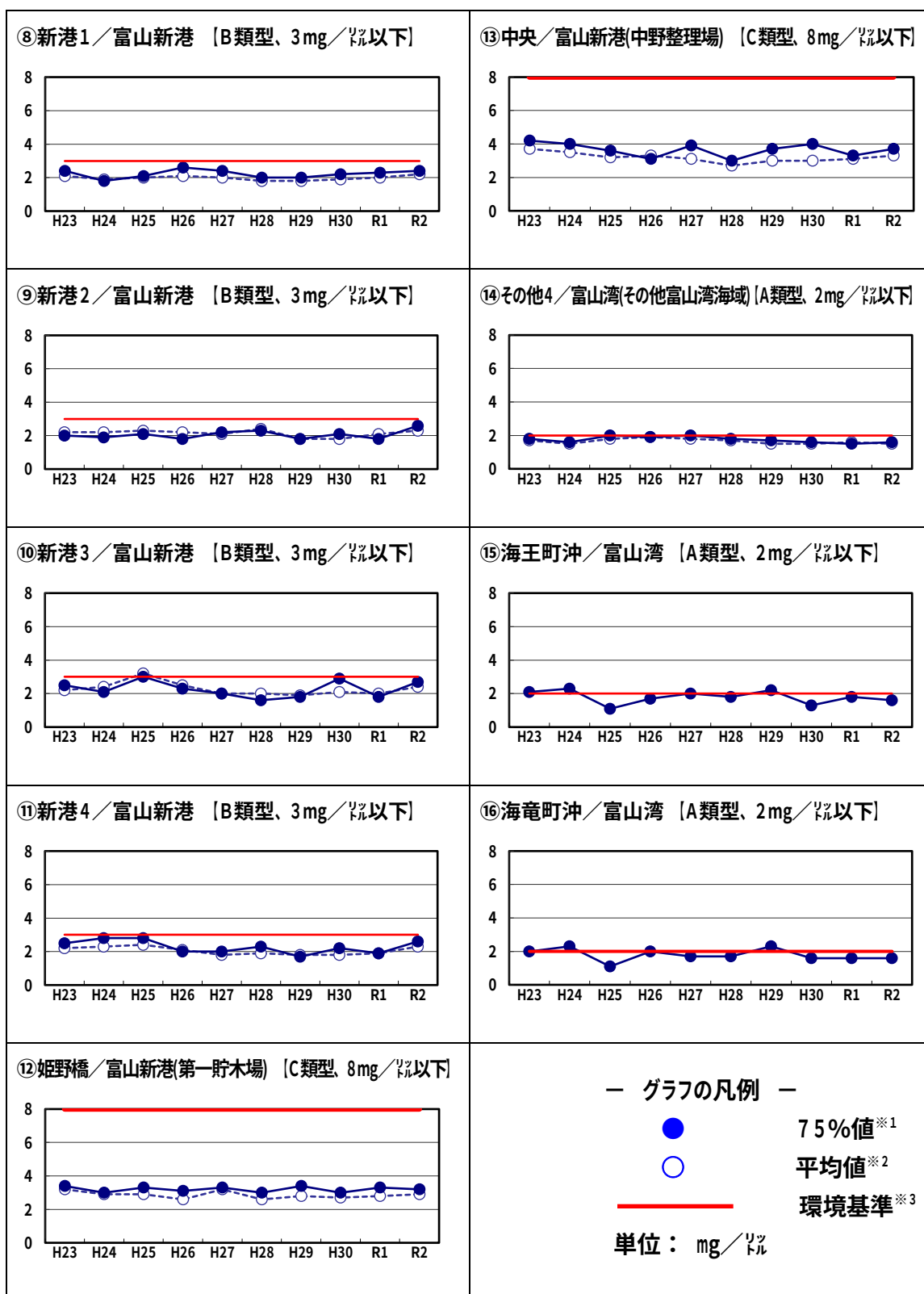


地形図出典：第2次射水市総合計画

表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成23年度～令和2年度〕【河川、主幹排水路】



【海域】



※1 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を示す。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

※2 「平均値」は、日間平均値の年平均値を示す。

※3 環境基準の達成状況は、河川ではBOD値、海域ではCOD値が適用される。

出典：「水質汚濁の現況（平成23～令和3年度版）平成23～令和2年度実績」富山県、「射水市統計書 令和3年度版」射水市

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（污水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2(次頁)に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3(次頁)に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。

図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

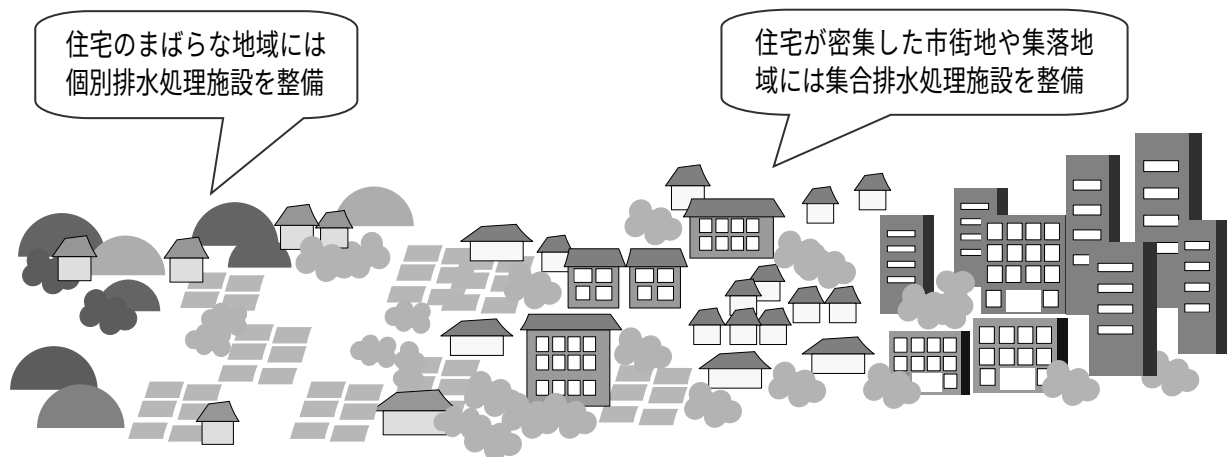
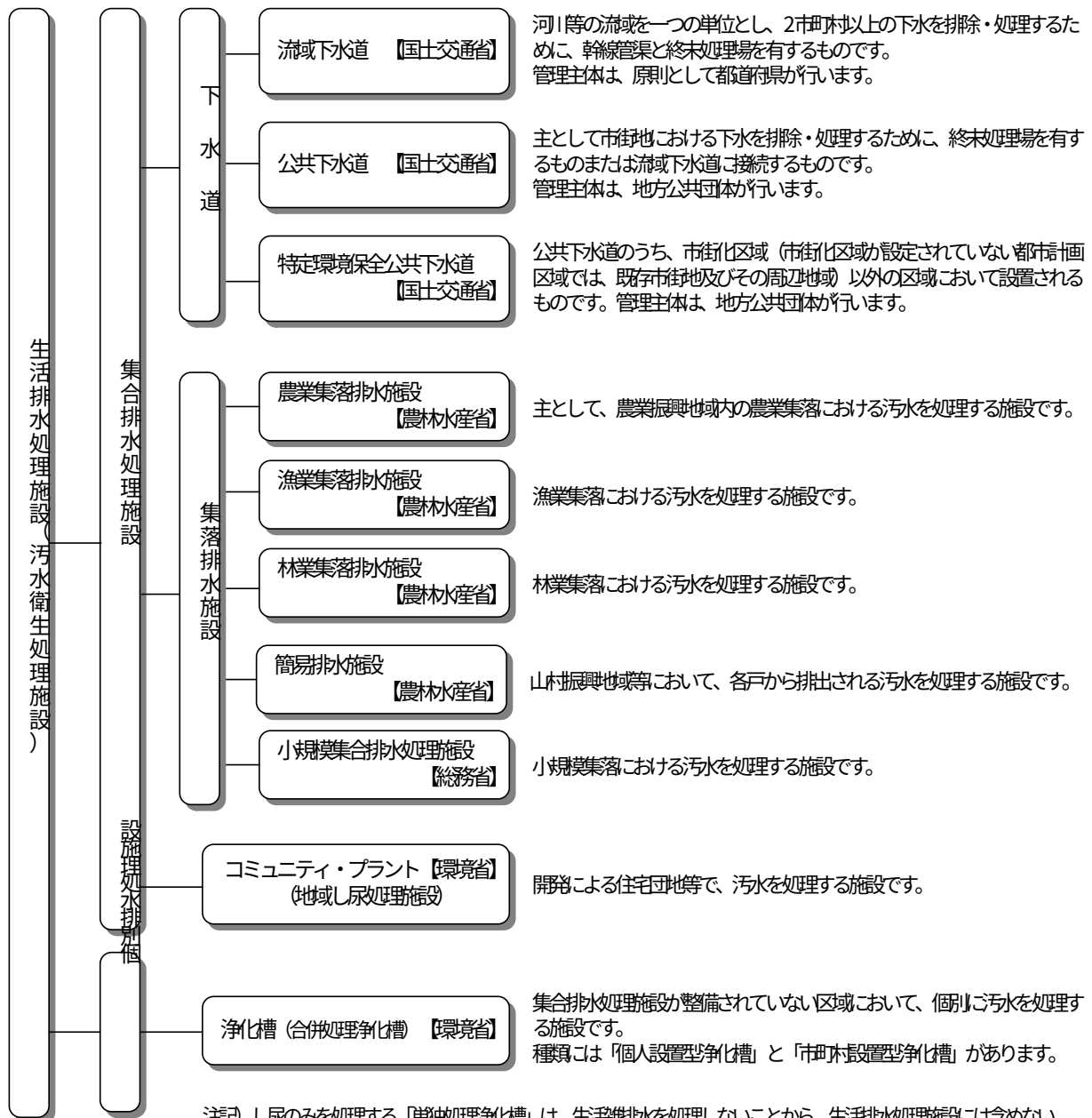


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類



(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項 目	生活排水		原単位 ($\frac{\text{リットル}}{\text{人・日}}$)		原単位 ($\frac{\text{mg}}{\text{リットル}}$)		処理性能 ($\frac{\text{mg}}{\text{リットル}}$)		汚濁負荷量 ($\frac{\text{g}}{\text{人・日}}$)
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD換算
下 水 道	処理	処理	250		200		15		4
集 落 排 水 施 設	処理	処理	250		200		20		5
コミュニティ・プラント	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.57	150	7,800	180	10	—	27

出典:「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版」日本建築センター、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版」社団法人 全国都市清掃会議、「富山県の下水道 令和3年3月」富山県、「富山県の廃棄物 令和2年度版」

全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

令和2年度における本市の施設整備率は99.3%となり、県の97.4%、国の92.1%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [令和2年度末、単位：万人]

区分	施 設 整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下 水 道	集 落 排水施設	コミュニティ ・プラント	合併処理 浄 化 槽
全 国	92.1%	12,631	11,637	10,123	321	19	1,175
富山県	97.4%	104.4	101.7	90.2	8.5	0.1	2.9
射水市	99.3%	9.2 (92,130人)	9.1 (91,475人)	8.2 (81,728人)	0.9 (9,336人)	—	0.1 (411人)

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

施設整備率 = $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$

注記2) 国と県の値は、「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について 令和3年8月31日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

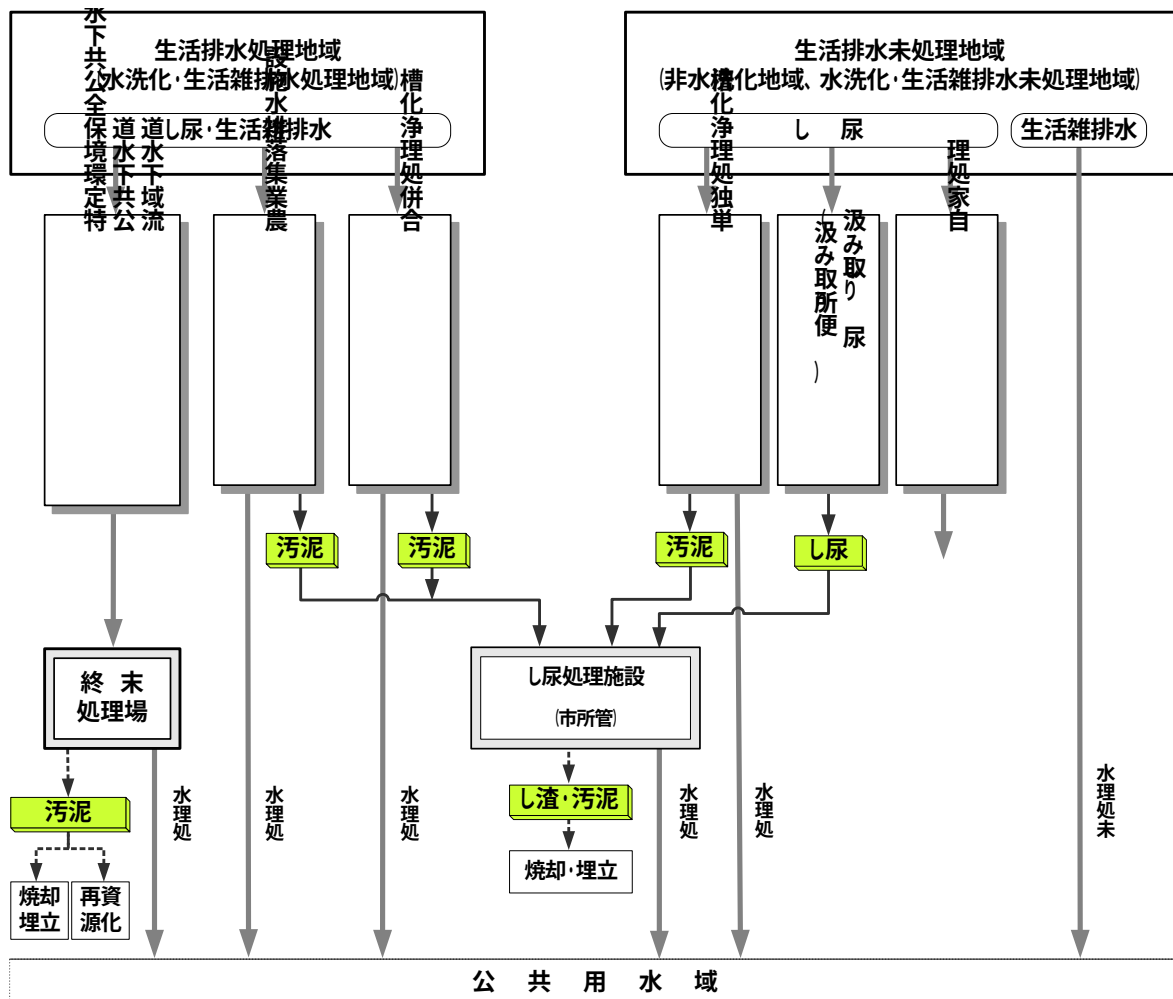
表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [令和3年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	射水市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設（射水市衛生センター）		し尿及び浄化槽汚泥	射水市

② 生活排水の処理体系

令和3年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

図4-1-4. 生活排水の処理体系図 [令和3年4月現在]



③ 生活排水の処理形態別人口の推移

令和2年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去10年間(平成23年度～令和2年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

令和2年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が77,105人、農業集落排水施設が9,198人、合併処理浄化槽が781人となり、総人口92,130人のうち、94.5%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの5.5%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.80)の計算根拠に基づき、令和2年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量510kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は152(=100+52)kg/日になり、全体の29.8%(=19.6%+10.2%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [令和2年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人 口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口(住民基本台帳)	92,130	100.0%	510	100.0%
1. 計画処理区域内人口	92,130	100.0%	510	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	87,084	94.5%	358	72.6%
下水道	77,105	83.7%	308	60.4%
農業集落排水施設	9,198	10.0%	46	9.0%
合併処理浄化槽	781	0.8%	4	0.8%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,128	3.4%	100	19.6%
4. 非水洗化人口	1,918	2.1%	52	10.2%
汲み取りし尿	1,918	2.1%	52	10.2%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 [行政区域内人口に占める2.の割合]	94.5 %		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.80)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

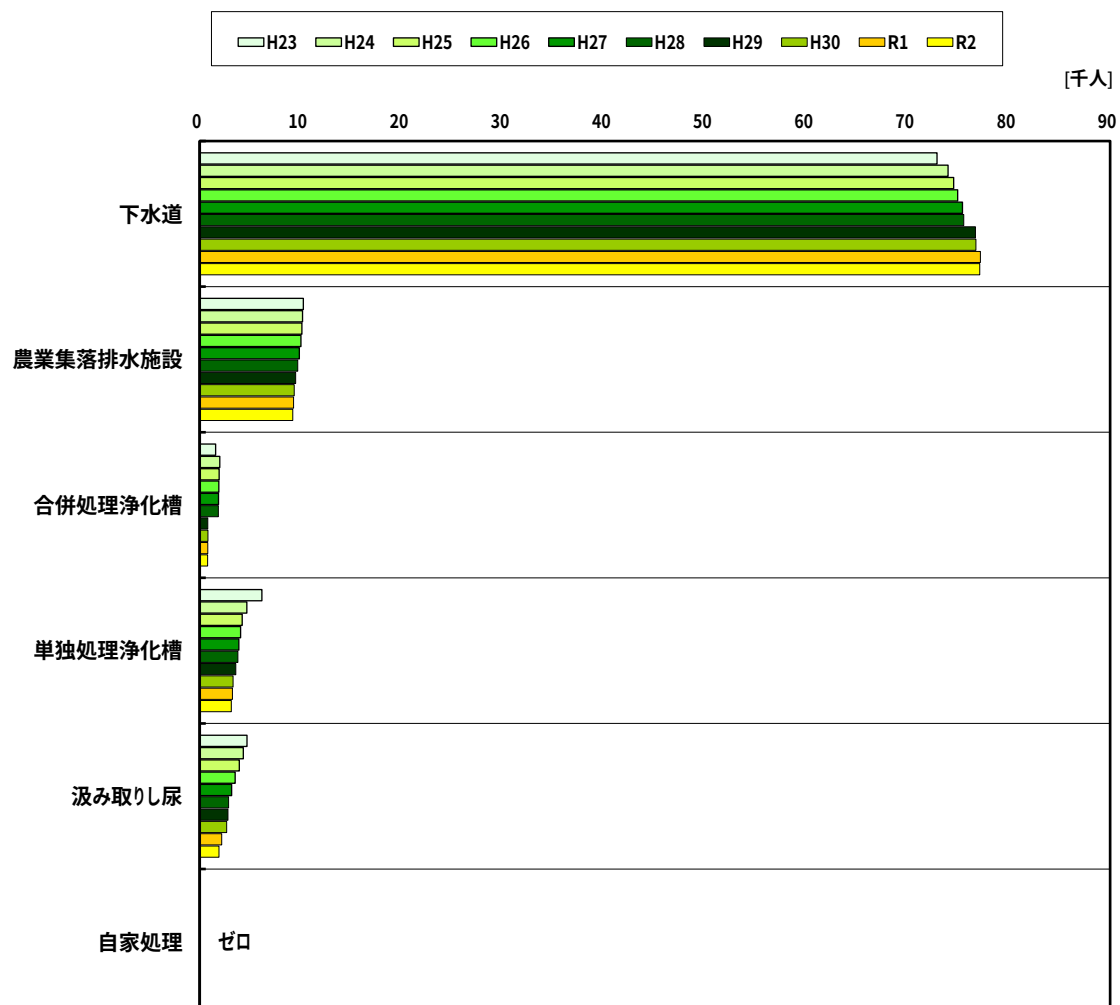
注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳(外国人登録人口を含む)の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成23年度～令和2年度]

処理形態区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
行政区域内人口(住民基本台帳)	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
1. 計画処理区域内人口	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	84,720	86,144	86,561	86,840	87,121	87,068	86,968	86,901	87,274	87,084
下水道人口	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403	75,526	76,681	76,732	77,178	77,105
農業集落排水施設	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858	9,698	9,488	9,352	9,288	9,198
合併処理浄化槽	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860	1,844	799	817	808	781
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	6,151	4,658	4,206	4,050	3,867	3,781	3,574	3,296	3,236	3,128
4. 非水洗化人口	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159	2,868	2,801	2,670	2,179	1,918
汲み取りし尿	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159	2,868	2,801	2,670	2,179	1,918
自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 [行政区域内人口に占める2. の割合]	88.7%	90.6%	91.4%	92.0%	92.5%	92.9%	93.2%	93.6%	94.2%	94.5%

図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成23年度～令和2年度]



④ 生活排水の形態別処理施設の概要

7. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8及び表4-1-9(次頁)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、太閤山処理区と大門東部処理区の2処理区を保有しています。

令和2年度における下水道の整備人口は81,728人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は88.7%となっています。また、水洗化人口は77,105人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は94.3%と高く平成23年度以降は下水道普及率を上回る傾向が続いています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
行政区域内人口 (住民基本台帳)	人	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689	92,130
整 備 人 口	人	82,878	82,590	82,191	82,005	81,931	81,718	82,581	82,275	82,198	81,728
水 洗 化 人 口	人	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403	75,526	76,681	76,732	77,178	77,105
下水道普及率	%	86.7%	86.8%	86.8%	86.9%	87.0%	87.2%	88.5%	88.6%	88.7%	88.7%
水 洗 化 率	%	87.9%	89.6%	90.7%	91.4%	92.0%	92.4%	92.9%	93.3%	93.9%	94.3%

注記1) 下水道普及率＝整備人口(下水道を利用できる人数)／行政区域内人口

注記2) 水洗化率＝水洗化人口(下水道を実際に利用している人数)／整備人口(下水道を利用できる人数)

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

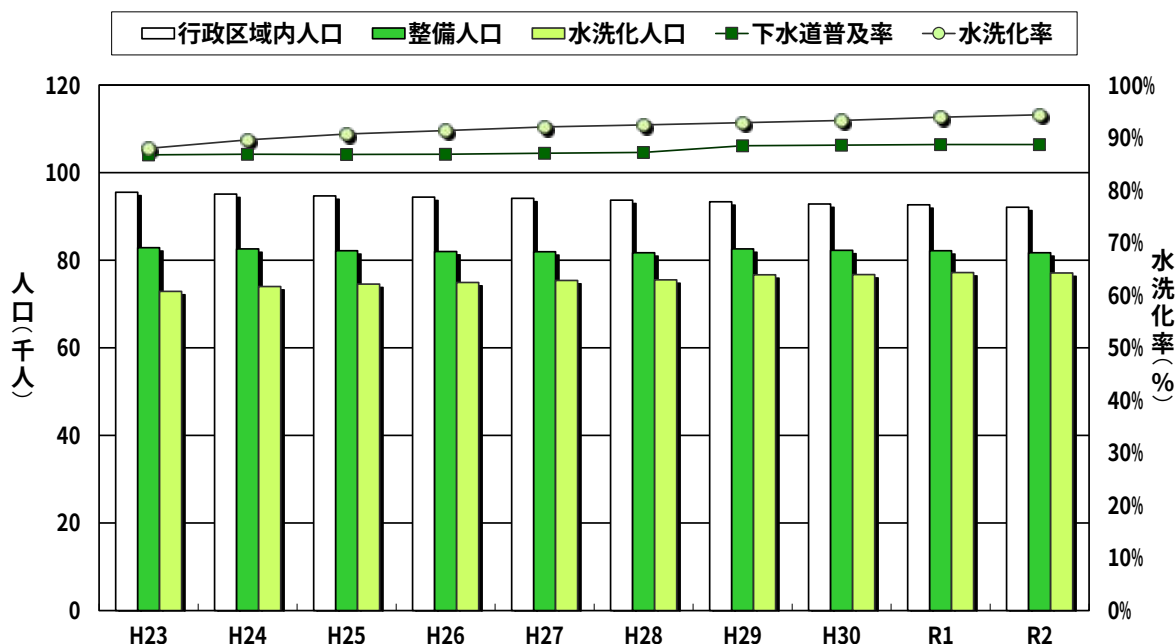


表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [令和3年4月現在]

項 目		単位	市全域	
全市域面積		A	ha	10,943
市街地面積		B	ha	1,135
整備 状 況	認 可 面 積	C	ha	2,629.17
	整備面積(累計)	D	ha	2,399.01
	進捗率 D／C		%	91.2%
	進捗率 D／A		%	21.9%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	処理区	種別	本計画における種別区分	
			区 分	表記
01	太閤山処理区	単独・公共	公共下水道	公共
02	大門東部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
04		流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
05	小矢部川処理区	流関・公共	公共下水道	公共

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

注記 種別の凡例 単独：単独処理区
流関：流域下水道関連
公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

〔令和2年9月末〕

事業主体	富山県	富山県
処理区名	小矢部川処理区	神通川左岸処理区
下水道事業計画(策定年月日)	平成31年4月26日	平成30年11月15日
事業施工期間(事業認可)	旧新湊市(平成元年～令和5年)、 旧大門町(平成2年～令和5年)	旧新湊市・旧小杉町(平成4年～令和5年)、 旧大門町・旧大島町(平成5年～令和5年)
施設名称	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
位置	高岡市二上地内	射水市海竜町地内 (富山新港東埋立地内)
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
全体計画の処理能力(日最大)	133,500m ³	102,700m ³
放流先	小矢部川	富山湾等
環境基準	B－Ⅰ	A－Ⅰ

事業主体	射水市	射水市
処理区名	大門東部処理区	太閤山処理区
下水道事業計画(策定年月日)	平成22年2月8日	—
事業施工期間(事業認可)	昭和63年～平成26年	昭和43年～昭和59年
施設名称	南郷浄化センター	太閤山浄化センター
位置	射水市竹鼻17-1	射水市太閤山10-13
排除方式	分流	分流
処理方式	オキシデーションディッチ法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	800m ³	8,700m ³
放流先	和田川	下条川
環境基準	A－Ⅰ	A－Ⅱ

出典：「富山県の下水道 令和3年3月」富山県、「射水市下水道ビジョン 令和2年6月」射水市上下水道部、「小杉公共下水道(太閤山処理区)」射水市上下水道部

1. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、令和2年度現在、計16施設を整備しました。

令和2年度における農業集落排水施設の整備人口は9,336人、水洗化人口は9,198人となり、水洗化率は98.5%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
整 備 人 口	人	10,506	10,409	10,319	10,227	10,074	9,888	9,672	9,521	9,441	9,336
水洗化人口	人	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858	9,698	9,488	9,352	9,288	9,198
水 洗 化 率	%	97.5%	97.7%	97.9%	97.9%	97.9%	98.1%	98.1%	98.2%	98.4%	98.5%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

注② 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

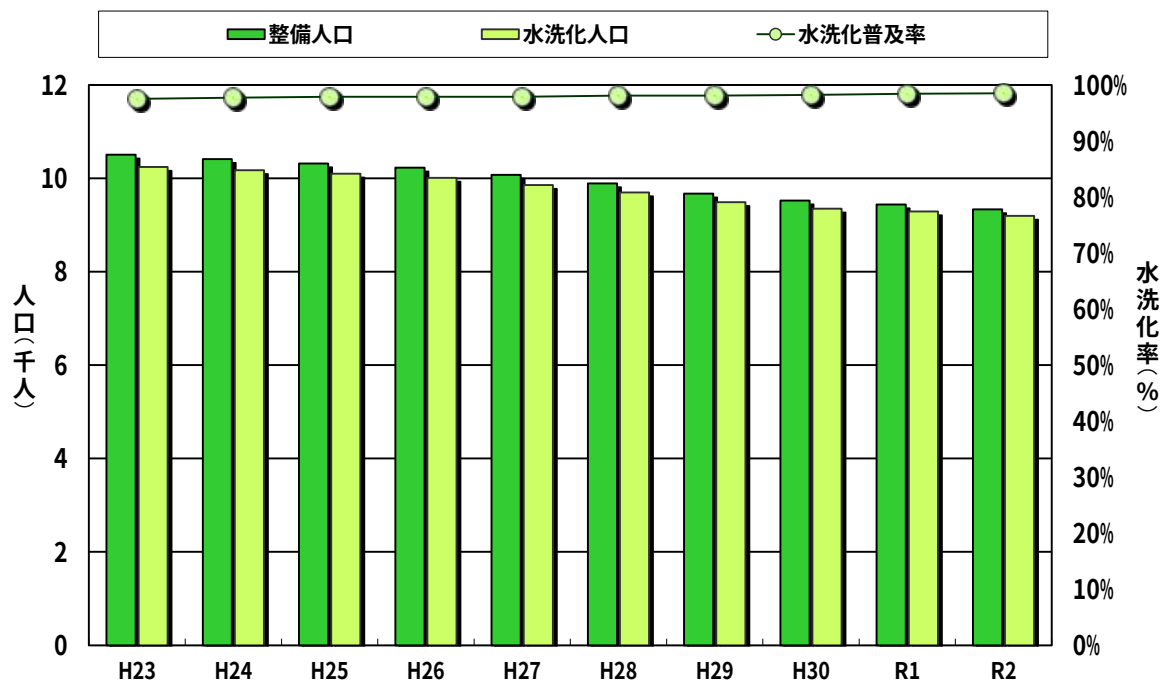


表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

〔令和3年4月現在〕

NO	処理区名	施設区分	事業計画 区域面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始 年 月	放流先
01	七美処理場	農業集落	17.8 ha	810	JARUS-III	平成3年 11月	東部2号排水路
02	塚原南部処理場	農業集落	80.0 ha	1,740	JARUS-III	平成6年 10月	西部9号排水路
03	本江処理場	農業集落	23.8 ha	900	JARUS-III	平成7年 4月	農業排水路
04	青井谷処理場	農業集落	21.0 ha	920	JARUS-III	平成3年 7月	千田排水路
05	太閤山東処理場	農業集落	38.6 ha	960	JARUS-III	平成6年 10月	娶川
06	串田中部処理場	農業集落	45.0 ha	1,340	JARUS-III	平成元年5月	和田川
07	宮新田処理場	農業集落	5.0 ha	140	沈殿分離接触 ばっ気法(RC)	平成2年 11月	和田川
08	大門西部処理場	農業集落	50.1 ha	1,960	JARUS-III	平成5年 7月	鴨川
09	大門中部処理場	農業集落	37.1 ha	1,300	JARUS-III	平成9年 1月	和田川
10	大門南部処理場	農業集落	20.5 ha	350	JARUS- I	平成11年5月	和田川
11	新開発処理場	農業集落	9.2 ha	470	JARUS- V	平成5年 6月	農業排水路
12	今開発処理場	農業集落	11.3 ha	570	JARUS-III	平成8年 10月	農業排水路
13	白城台処理場	農業集落	8.0 ha	460	接触ばっ気方式	平成2年 9月	農業排水路
14	加茂処理場	農業集落	40.0 ha	1,360	JARUS-III	昭和63年6月	東部3号排水路
15	八講処理場	農業集落	1.0 ha	53	沈殿分離接触 ばっ気法(FRP)	平成元年4月	農業排水路
16	白石処理場	農業集落	24.0 ha	780	JSRUS-III	平成3年 12月	新堀川

出典：「射水市農業集落排水処理施設条例 平成17年11月1日 射水市条例第176号（最終改正：令和元年10月1日）」、
「とやまの農業集落排水事業（資料編）平成23年3月」、「射水市下水道整備状況（令和2年度）」

ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-13に示します。

令和2年度における合併処理浄化槽の設置基数は459基となり、設置人口は781人となっています。

表4-1-13. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成23年度～令和2年度]

項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
合併処理浄化槽 設置基数	基	454	448	450	439	434
合併処理浄化槽 設置人口	人	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	941	1,433	1,430	1,439	1,425
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	643	554	496	459	435

項 目	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
合併処理浄化槽 設置基数	基	445	444	451	466	459
合併処理浄化槽 設置人口	人	1,844	799	817	808	781
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	1,408	387	403	414	411
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	436	412	414	394	370

出典：射水市環境課資料

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

7. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-14に示すとおりです。

表4-1-14. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要 [令和3年4月現在]

補助対象地域	次に掲げる地域を除く地域 (1)流域下水道事業計画の認可区域 (2)公共下水道事業計画の認可区域 (3)農業集落排水事業整備及び計画地域 (4)地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備及び計画地域																
補助金交付対象者	(1)住宅(店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が1／2以上であること) (2)その他市長が特に認めた建築物																
補助対象 合併処理浄化槽	(1)浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定に適合し、かつ、BOD除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg／ℓ(日間平均値)以下の機能を有していること (2)処理対象人員が50人以下であること (3)処理対象人員が10人以下のものにおいては、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針※に適合すること																
補助金額	補助の金額は、下表に掲げる金額を最高限度額とする。 <table><tr><td>規 模</td><td>補 助 額</td><td>規 模</td><td>補 助 額</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>352,000 円</td><td>11～20人槽</td><td>1,002,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>441,000 円</td><td>21～30人槽</td><td>1,545,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>588,000 円</td><td>31～50人槽</td><td>2,129,000 円</td></tr></table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円	6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円	8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円														
6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円														
8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円														

出典：「射水市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年11月1日 射水市条例第93号」

※ 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備浄化槽対策室長通知

1. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-15に示すとおりです。

表4-1-15. 水洗便所改造資金融資制度の概要 (1/2) [令和3年4月現在]

融資条件	下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事(壁の補修及び台所、風呂の排水管の付替等の付帯工事を含む)
融資対象者	下記の全てを満たす方 ・改造工事を行う家屋の所有者又は改造工事について所有者の同意のある家屋の使用人 ・自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な方 ・市の指定工事店(排水設備指定工事店)で改造工事を行う方 ・市税、水道料金及び下水道受益者負担金を滞納していない方 ・融資を受けた資金の償還について十分な支払い能力を有している方

(2/2)

融資限度額	1件当たり 10万円以上150万円以下
償還期限	6か月以上60か月以内（元利均等月賦償還）
融資利率	住宅金融支援機構の融資利率に準ずる（保証料は別）
担保及び保証人	無担保無保証人

出典：射水市ホームページ

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-16に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-17(次頁)、水環境保全活動団体による水環境保全活動状況を表4-1-18(P.93)に示します。

表4-1-16. 本市における水環境保全対策の実施状況（1/2） [令和2年度]

項	目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	富山湾の水質維持	○事業者と連携した汚濁の原因となる窒素、りんのパイプ抑制(工場・事業場における原材料の転換、有効成分の回収・再利用の工程改善、排水処理の高度化等) ○排水処理施設の適切な維持管理のための人材育成(若手作業員への伝承等) ○富山湾の水質の中長期的な評価のための継続的な水質監視の実施(水質基礎項目や窒素・りん等の調査実施等) ○船舶からの油・廃棄物等流出防止対策(油・有害液体物質及び廃棄物の排出防止対策の推進)
	生活系排水対策の推進	○下水道の整備等の推進(施設の整備促進、下水道への早期接続、窒素・りん等の汚濁負荷の削減強化等) ○その他の生活排水処理施設の整備の促進(農業集落排水施設等の整備の促進等) ○単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進 ○生活排水処理施設の適切な維持管理(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、及びし尿処理施設の適切な維持管理等) ○浄化槽の法定検査の受検の促進(年1回の定期検査の受検促進等) ○生活雑排水対策(家庭でできる浄化実践活動の推進等)
	産業系排水対策の推進	○排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導 ○環境管理の推進(工場・事業場の化学物質管理計画の策定、公用水域への化学物質の排出削減、公害防止管理体制の整備等) ○事業者による排水の水質測定に関する規制強化への対応(水質汚濁防止法の特定事業場への立入検査・指導等) ○家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進(堆肥化等のための施設整備、耕種農家等との連携促進、家畜排せつ物の適正管理等) ○その他(小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等)
	地下水質の保全	○地下水汚染の未然防止対策(工場・事業場の施設の構造基準の遵守、定期点検の実施の徹底指導等) ○土壌汚染対策(土壌汚染拡大防止対策の推進等) ○地下水汚染判明時の対応(汚染範囲・原因の特定調査、迅速な公表等)

(2/2)

項 目		主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	面 源 か ら の 汚 濁 負 荷 へ の 対 応	○農業地域対策(施肥方法の改善、農薬の適正使用・使用量低減等) ○森林地域対策(「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の整備、治山事業の推進、技術講習支援、森林の適切な管理の指導・助言等) ○都市地域対策(路面や側溝の堆積物の清掃、雨水貯留・浸透対策、集中豪雨等による影響を抑制するための合流式下水道の改善対策等) ○面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進(汚濁負荷による公共用水域の水質への影響検証、基礎研究等)
	水生生物保全環境基準などの新たに導入された水質環境基準項目への対応	○水生生物保全環境基準の追加項目の類型指定の検討 ○新たな水質環境基準項目〔底層溶存酸素量、沿岸透明度〕の類型指定の検討 ○BOD等の類型指定の見直し
	水質汚濁事故対策の強化	○事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化(油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○事業者等の関係団体と連携した油流出防止装置の普及促進(高齢者世帯での油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○工場・事業場における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成(講習会の開催等) ○リスク管理の推進(リスク管理体制の整備推進) ○事故時の対応(水質汚濁の拡大防止措置の指導、公共用水域等への影響把握等)
	水 質 の 調 査 及 び 評 価	○水質常時監視の適切な実施(水質汚濁状況の把握、水環境の把握・評価、常時監視の効率化や重点化等) ○各種調査の実施(公共用水域・地下水の環境基準の達成状況調査、金属類の濃度の定期調査の実施等)

出典：射水市環境課資料、「富山県水質環境計画／クリーンウォーター計画 平成27年3月」富山県

表4-1-17. 水環境関連イベントの実施状況 (1/2) [令和2年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
処理場見学会 「夏休み水の研究室」	神通川左岸浄化センター	(公財)富山県下水道公社	小学生を対象とした下水道施設見学会
環境保全教室	富山湾	伏木海上保安部	小学校4年生に対する海洋環境に関する環境保全教室を実施
海岸漂着ごみ調査	六渡寺海岸	射水市、六渡寺自治会 他	海岸漂着ごみに占めるプラスチックごみの量や組成に関する調査
庄川鮭まつり	庄川 (庄川左岸河川敷)	庄川鮭まつり実行委員会	鮭の遡上見学、つかみ取り
庄川ハゼ釣り大会	庄川	塚原経営友好会	庄川に親しみ、豊かな自然環境を伝えることを目的としてハゼ釣り大会、試食会を実施

(2/2)

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
内川十楽の市	内川 川の駅新湊	NPO法人水辺のまち新湊	内川周辺、放生津は北前船の中継港として栄え、越中の経済、文化の中心地だった。その市場の再生を目指し、地域の活性化を図る。
射水市海岸清掃	海老江、足洗、六渡寺の海岸	射水市他	海岸清掃活動

出典：射水市環境課資料

注記) 新型コロナウイルス感染症のため中止・休止となったものを含む。

表4-1-18. 水環境保全活動団体による水環境保全活動状況 (1/2) [令和2年度]

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
六渡寺自治会	六渡寺地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	平成13年：中部運輸局長 平成15年：県土美化(知事) 平成20年：地域環境美化功績者(環境省) 平成21年：海岸功労者((社)全国海岸協会) 平成27年：緑綬褒状/地域環境美化功績者(環境大臣)
海老江地域振興会	海老江地域住民	昭和50年	同上	2回/年	同上	平成11年：県土美化 平成21年：海岸功労者((社)全国海岸協会)
射水市立新湊中学校 (旧新湊西部中学校)	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷の清掃活動	平成3年：一級水系水濁協会 長(建設省) 平成3年：県土美化(県土美化推進県民会議会長) 平成17年：地域環境美化功績者(環境省)
射水市立新湊小学校 (旧中伏木小学校)	6年生児童	—	同上	1回/年	同上	平成10年：県土美化(県土美化推進県民会議会長)
本江地域振興会	本江地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	平成15年：北陸信越運輸局 富山運輸支局長 平成16年：県土美化(県土美化推進県民会議) 平成20年：県土美化(知事)
富山たばこ販売協同組合高岡支部	組合員	—	同上	3回/年	海岸及び河川の清掃美化活動	平成30年：県土美化(県土美化推進県民会議会長)
(新湊)山王町自治会	山王町住民	—	同上	—	海岸の清掃美化活動	平成10年：県土美化(県土美化推進県民会議会長)
(新湊)堀岡小学校 PTA(児童クラブ)	堀岡小学校 PTA(児童クラブ)	—	同上	1回/年	同上 (浜っこクリーン作戦)	平成20年：海をきれいにする一般協力者(北陸地方整備局) 平成29年：同(国土交通大臣)

(2/2)

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
(新湊) 射水市立東明 小学校	児童全員	平成8年	海老江海岸	1回/年	海岸の清掃 美化活動	平成20年：海をきれいにす る一般協力者(北陸地方整 備局) 平成30年：同(国土交通大臣)
(大門) 射水市立大門 中学校生徒会	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷 の清掃活動	平成7年：県土美化(県土美化 推進県民会議会長) 平成15年：県土美化(知事)
(大門) 射水市立大門 小学校(浅井)	児童、地域 住民など	平成4年	鴨川	通年	・学校付近の 河川等の美 化清掃及び 藻刈り等 ・トヨ・ワ・サ等 の飼育観察 ・鴨川の水質 調査 ・アユ、サの放流 活動	平成14年：とやま環境賞「ジュ ニア活動賞」(富山・水・文化の 財団) 平成14年：一級水系水濁協 会長(国交省) 平成16年：環境省水環境部長
内川を愛する 会	地域住民、 NPO法人	平成28 年	内川	2回/年	内川周辺の 清掃活動	
チーム「うみ」	ボランティア	平成29 年	新湊漁港 周辺	1回/月	新湊漁港周 辺の清掃活 動	
幸町自治会	地域住民	令和2年	和田川	4回/年	和田川河川 敷の清掃活 動	
射北中学校生 徒会	生徒全員	平成8年	射水市内 海岸、港 湾	1回/年	海岸・港湾の 清掃美化活 動	令和元年：海をきれいにする 一般協力者(国土交通大臣)
シミックCMO(株) 富山工場	社員全員	平成14 年	海老江海 岸	3回/年	海岸の清掃 活動	平成28年：県土美化(県土 美化推進県民会議会長)
北陸電力(株)富 山新港火力発 電所ボランティア グループ	社員全員	平成14 年	海老江海 岸	3回/年	海岸の清掃 活動	平成29年：県土美化(県土 美化推進県民会議会長)
JFEマテリアル (株)	社員全員	平成14 年	庄川	1回/月	河川堤防の 清掃活動	平成30年：県土美化(県土美 化推進県民会議会長)
夢美野町内会	地域住民	平成18 年	下条川	7回/年	河川堤防の 清掃活動	令和元年：県土美化(県土美 化推進県民会議会長)

出典：射水市環境課資料

注記) 新型コロナウイルス感染症のため中止・休止となったものを含む。

(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿では委託業者2社で、浄化槽汚泥では委託業者3社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-19に示します。

表4-1-19. 収集・運搬車両の状況 [令和3年4月現在]

最大積載可能量		～2 kl	～4 kl	～8 kl	～10 kl	計
車両 台数	計	2 台	12 台	2 台	3 台	19 台
	し 尿	1 台	7 台	1 台	1 台	10 台
	浄化槽汚泥	1 台	5 台	1 台	2 台	9 台

出典：射水市環境課資料

② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、市が所管するし尿処理施設「射水市衛生センター」において適正処理しています。

施設の概要を表4-1-20に示します。

表4-1-20. し尿処理施設の施設概要 [令和3年4月現在]

項 目			内 容
施 設 名			射水市衛生センター
処 理 対 象 物			し尿・浄化槽汚泥
所 在 地			射水市寺塚原904番地
竣 工 年 月			昭和62年9月30日
公 称 処 理 能 力			116 kl／日(し尿 100 kl／日、浄化槽汚泥 16 kl／日)
設 計 放 流 水 質			BOD 10mg／ℓ以下
処 理 方 式			栗田式 低希釈二段活性汚泥処理方式
希 釈 水	種 類	地下水	
	倍 率	10倍	
放 流 先	河 川 名	庄川（環境基準 A類型）	
	水濁法上乘基準	BOD 10ppm	
脱 臭 設 備			酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理 ^{※1}			脱水、乾燥、焼却（焼却灰は埋立処分）
し 渣 ^{※2}			脱水、焼却（焼却灰は埋立処分）

出典：「富山県の廃棄物 令和2年度版」富山県、射水市環境課資料

※1 余剰汚泥とは、生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。

※2 し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。

7. 搬入量の状況

射水市衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表4-1-21及び図4-1-8(次頁)に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿の年間搬入量は漸減傾向にあります。また、浄化槽汚泥の年間搬入量は平成27年度に増加に転じましたがその後は漸減傾向にあります。

搬入量全体では平成23年度から令和2年度にかけて約36%減少し、内訳はし尿が約59%減少し、浄化槽汚泥が約30%減少しました。

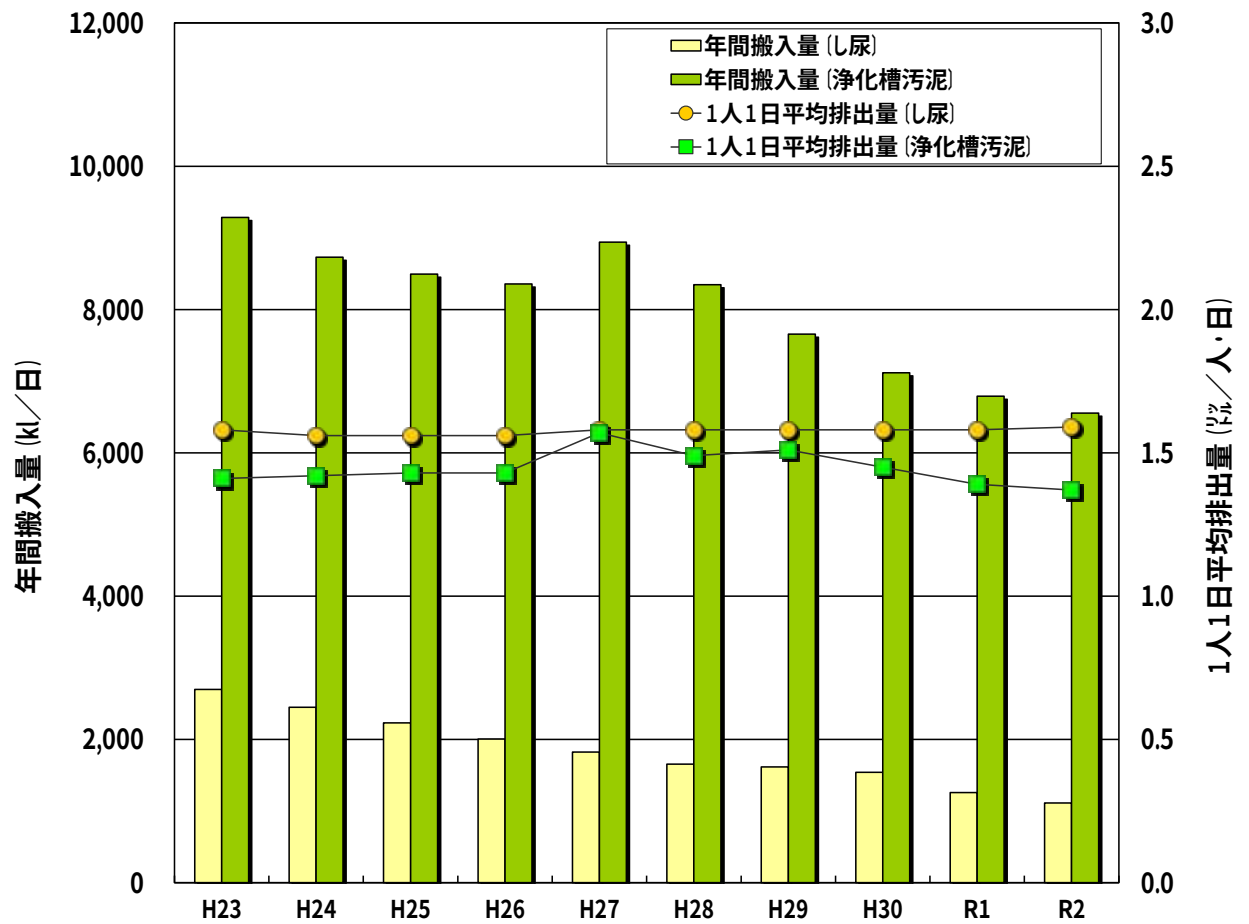
なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.56～1.59^{リットル}/人・日、浄化槽汚泥が1.37～1.57^{リットル}/人・日で推移しており、平成27年度では両者は同程度の排出量となっています。

表4-1-21. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成23年度～令和2年度]

NO	種 別	項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	備 考
1	し 尿	年間搬入量	kl/年	2,696.3	2,447.8	2,229.8	2,004.3	1,823.3	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	9,286.7	8,730.4	8,494.2	8,355.8	8,941.2	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	11,983.0	11,178.2	10,724.0	10,360.1	10,764.5	(03)= (01)+(02)
4	し 尿	1日平均搬入量	kl/日	7.4	6.7	6.1	5.5	5.0	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	25.4	23.9	23.3	22.9	24.4	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	32.7	30.6	29.4	28.4	29.4	(06)= (04)+(05)
7	し 尿	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	91	83	74	68	(07)= 当該年度の(01)/H23の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	94	91	90	96	(08)= 当該年度の(02)/H23の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H23を100として	100	93	89	86	90	(09)= 当該年度の(03)/H23の(03)
10	し 尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.58	1.56	1.56	1.56	1.58	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.41	1.42	1.43	1.43	1.57	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

NO	種 別	項 目	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	備 考
1	し 尿	年間搬入量	kl/年	1,655.8	1,615.4	1,540.9	1,257.9	1,111.5	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	8,346.5	7,657.1	7,118.3	6,789.0	6,555.2	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	10,002.3	9,272.4	8,659.2	8,046.9	7,666.7	(03)= (01)+(02)
4	し 尿	1日平均搬入量	kl/日	4.5	4.4	4.2	3.4	3.1	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	22.9	21.0	19.5	18.6	18.0	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	27.4	25.4	23.7	22.0	21.0	(06)= (04)+(05)
7	し 尿	過去10年間の増減指数	H23を100として	61	60	57	47	41	(07)= 当該年度の(01)/H23の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H23を100として	90	82	77	73	71	(08)= 当該年度の(02)/H23の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H23を100として	83	77	72	67	64	(09)= 当該年度の(03)/H23の(03)
10	し 尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.58	1.58	1.58	1.58	1.59	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.49	1.51	1.45	1.39	1.37	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成23年度～令和2年度]



1. 月別変動係数の状況

射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の月別変動係数の状況を表4-1-22及び図4-1-9に示します。

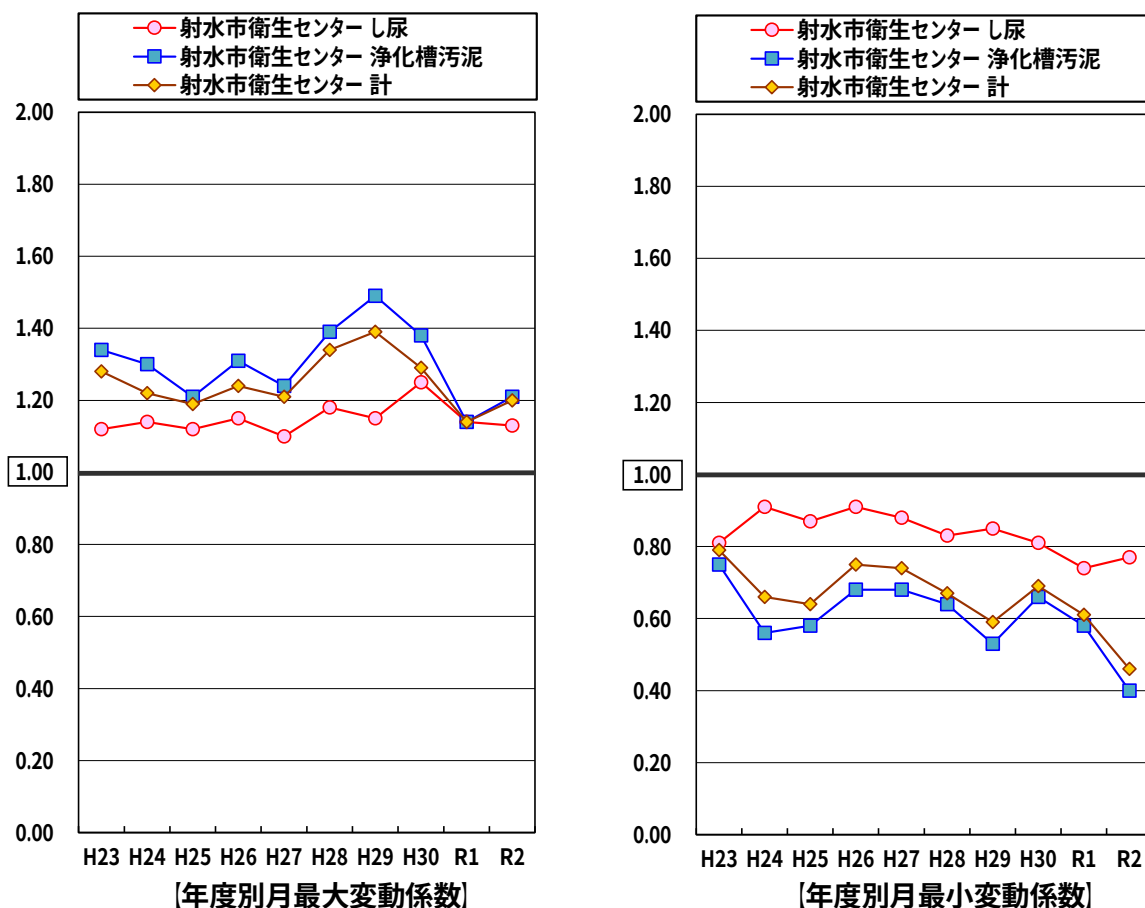
過去10年間（平成23年度～令和2年度）の月最大変動係数をみると、1.14～1.39となっています。

表4-1-22. 月別変動係数の状況 [平成23年度～令和2年度]

種 別	区分	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	最大 最小
し 尿	最大	1.12	1.14	1.12	1.15	1.10	1.18	1.15	1.25	1.14	1.13	1.25
	最小	0.81	0.91	0.87	0.91	0.88	0.83	0.85	0.81	0.74	0.77	0.74
浄化槽汚泥	最大	1.34	1.30	1.21	1.31	1.24	1.39	1.49	1.38	1.14	1.21	1.49
	最小	0.75	0.56	0.58	0.68	0.68	0.64	0.53	0.66	0.58	0.40	0.40
計	最大	1.28	1.22	1.19	1.24	1.21	1.34	1.39	1.29	1.14	1.20	1.39
	最小	0.79	0.66	0.64	0.75	0.74	0.67	0.59	0.69	0.61	0.46	0.46

注 月別変動係数とは、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したもの。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

図4-1-9. 月別変動係数の状況 [平成23年度～令和2年度]



ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

(ア) 除渣後の混合し尿

令和2年度の射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後の混合し尿)を表4-1-23に示します。

搬入性状は、BODが3,200～7,375mg/ℓ、CODが1,628～4,715mg/ℓ、SSが1,990～12,812mg/ℓであり、設計当初に比べて濃度が希薄化していることがうかがえます。

表4-1-23. し尿及び浄化槽汚泥の性状 [令和2年度]

項	目	単位	設計値（混濁）	検査結果
除渣後の 混合し尿	BOD	mg/ℓ	12,603	3,200～7,375
	COD	mg/ℓ	6,586	1,628～4,715
	SS	mg/ℓ	19,896	1,990～12,812

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

(イ) 放流水

放流水の性状を表4-1-24に示します。

放流水の性状は、BODが1.0～8.1mg/ℓ、CODが5.4～12.0mg/ℓ、SSが1.4～9.0mg/ℓ、T-Nが1.3～5.9mg/ℓ、T-Pが0.0～0.6mg/ℓとなっており、設計値を満足する水質が保たれています。

表4-1-24. 放流水の性状 [平成23年度～令和2年度]

項	目	単位	設計値	検査結果
放流水	BOD	mg/ℓ	10	1.0～8.1
	COD	mg/ℓ	30	5.4～12.0
	SS	mg/ℓ	10	1.4～9.0
	T-N	mg/ℓ	10	1.3～5.9
	T-P	mg/ℓ	1	0.0～0.6

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

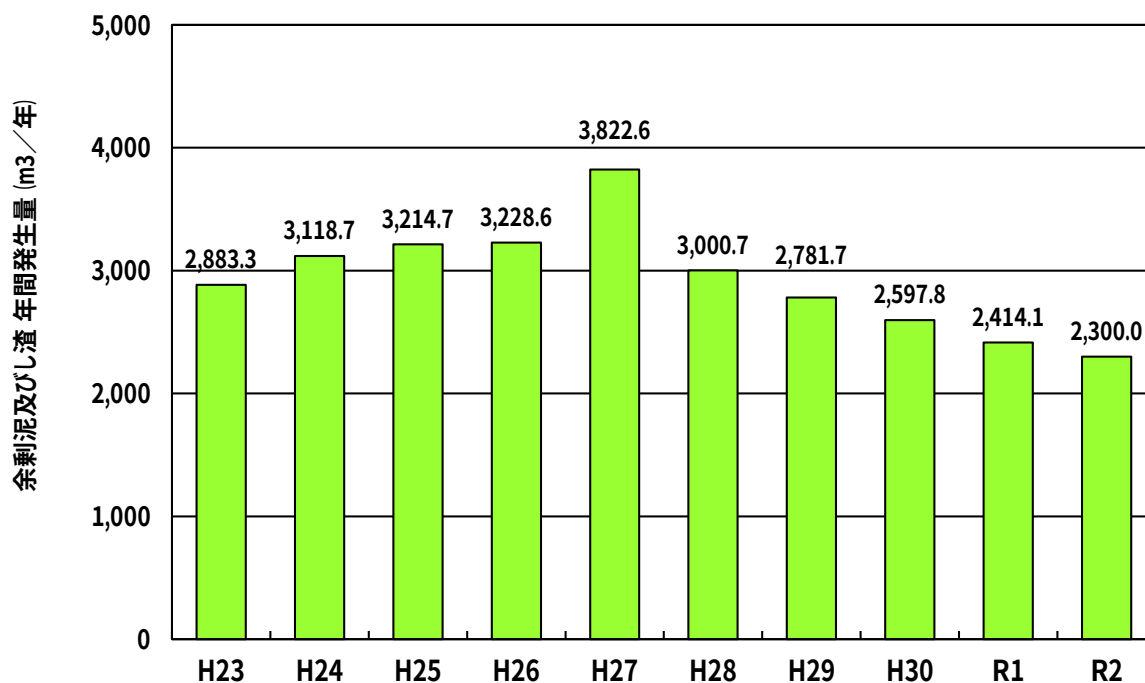
I. 処分量の状況

射水市衛生センターで適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-25に、過去10年間（平成23年度～令和2年度）の年間発生量を図4-1-10に示します。

表4-1-25. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法

項 目	処分方法
余 剰 汚 泥 (汚泥脱水処理供給量)	脱水・乾燥・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分
し 渣	脱水・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分

図4-1-10. 過去10年間の年間処分量 [平成23年度～令和2年度]



出典：射水市衛生センター運転データ

オ. 年間運転管理費の状況

射水市衛生センターにおける過去10年間(平成23年度～令和2年度)の年間運転管理費(搬入量1kl当たりの処理経費)を表4-1-26及び図4-1-11に示します。

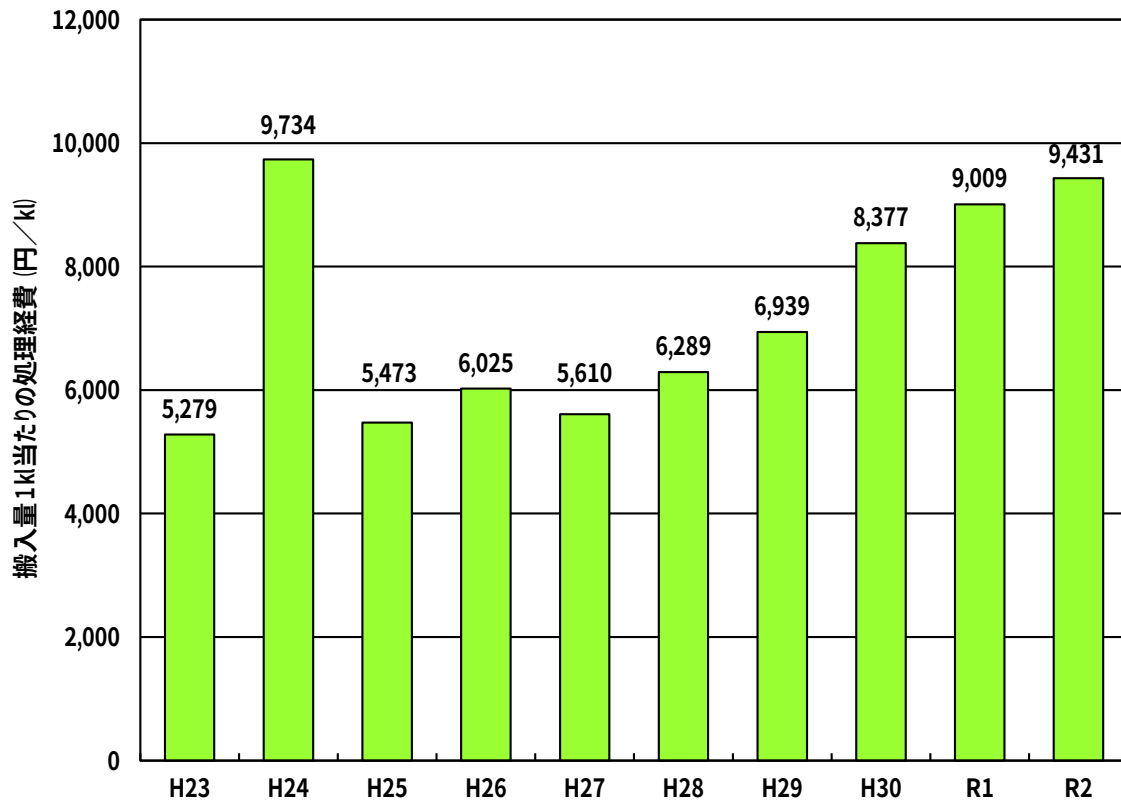
平成28年度以降、修繕費が増加したことや搬入量の減少に伴い、搬入量1klあたりの処理経費は増加しています。

表4-1-26. 過去10年間の年間運転管理費 [平成23年度～令和2年度、搬入量1klあたりの処理経費]

項目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
燃料費	円/kl	694	703	626	688	453	376	435	542	871	667
光熱水費	円/kl	1,454	1,543	1,587	1,757	1,714	1,673	1,835	2,219	2,296	2,314
薬剤費	円/kl	495	339	460	469	450	396	396	512	583	585
修繕費	円/kl	714	688	715	847	775	2,387	2,549	3,467	3,338	3,748
委託費	円/kl	676	908	692	801	789	832	898	904	1,106	1,140
その他	円/kl	1,246	5,553	1,394	1,462	1,428	626	827	733	814	977
計	円/kl	5,279	9,734	5,473	6,025	5,610	6,289	6,939	8,377	9,009	9,431

出典：予算整理簿

図4-1-11. 過去10年間の年間運転管理費 [平成23年度～令和2年度、搬入量1klあたりの処理経費]



(6) 課題の整理

① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、令和2年度現在、行政区域内人口に占める94.5%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの5.5%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の29.8%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで20mg/ℓ以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成23年度から令和2年度までの10年間で36%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年11月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、射水市衛生センター(市所管)に搬入された後、適正処理されています。

しかしながら、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画



(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して

本市における過去10年間の公共用水域の水質（BOD）をみると(表4-1-1、P.76)、すべて環境基準を下回っており良好な水質を維持しています。

今後も、この水質を維持していくために、生活排水処理施設を計画的に進める一方、台所・洗濯・風呂・トイレなどにおける発生源対策を市民の理解と協力を得ながら積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、基本理念を「美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して」とし、本市の名前に「水」が含まれているとおり、美しい水環境のまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1

生活排水処理区域の拡大

「美しい水環境と快適に暮らせるまち」を目指すには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。

このため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針 2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

基本方針 3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針 4

し尿処理施設の適正な運転管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な運転を行います。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P.81、表4-1-4参照）とします。

(4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P.81、図4-1-4参照）とします。

(5) 生活排水の処理計画

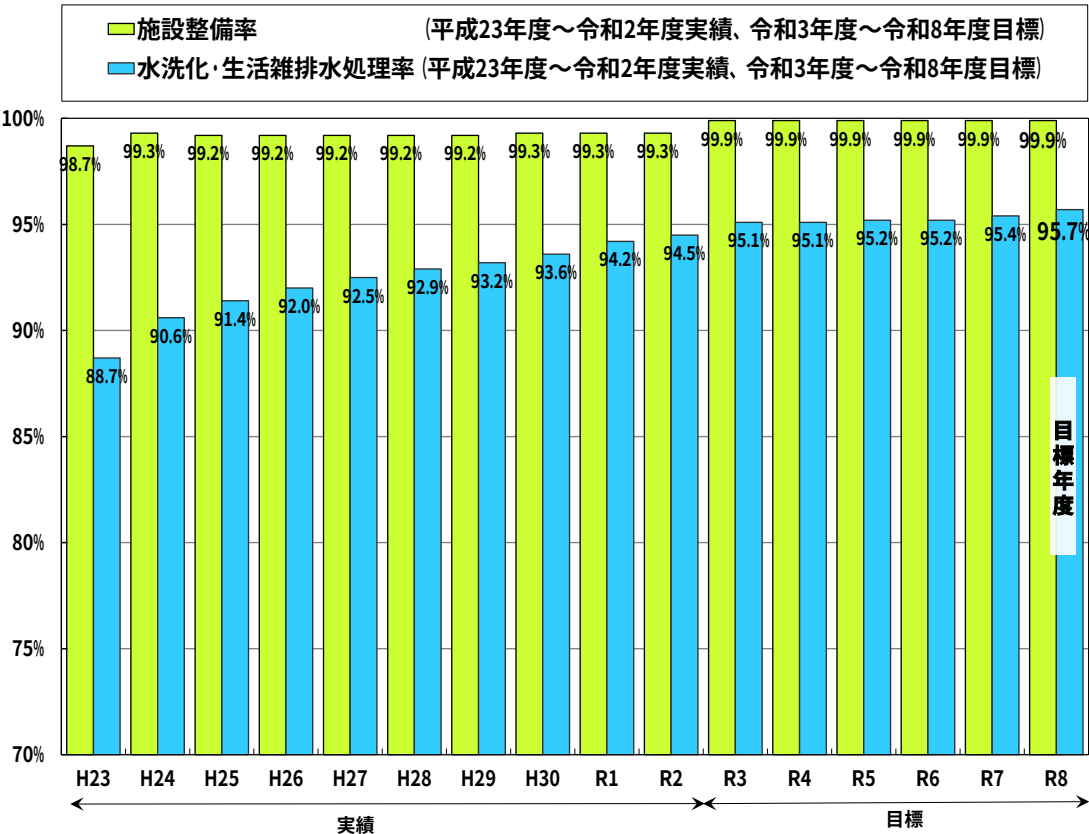
① 計画目標（数値目標）の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	実 績		目 標	
	平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度 (前期) [参考]	令和8年度 (後期)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.2 %	99.3 %	— (99.8 %)	99.9 % (99.9 %)
水洗化・生活雑排水 処理率	92.5 %	94.5 %	— (93.1 %)	95.7 % (93.2 %)

注) 令和8年度の上段数値（ゴシック体）は今回見直した目標値を、下段数値（括弧値）は当初目標値を示す。

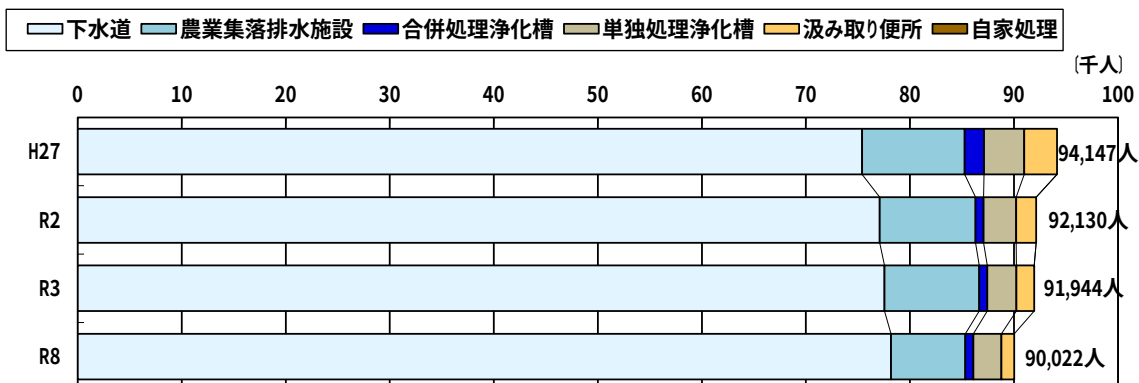


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

射 水 市 全 域				単位	実 績		目 標				
					平成27年	令和2年	令和3年	令和8年			
					当初の最終実績年度	最終実績年度	前期【参考】	後期			
行政区域内人口				人	94,147	92,130	91,944	90,022			
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	65,400	64,123	64,794	63,748		
				特定環境保全公共下水道		16,531	17,605	17,389	18,553		
			小 計			81,931	81,728	82,183	82,301		
			農業集落排水施設			10,074	9,336	9,225	7,211		
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	411	408	419		
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			93,430	91,475	91,816	89,931		
			施設整備率		%	99.2%	99.3%	—	99.9%		
								(99.8%)	(99.9%)		
			計画処理区域内人口 計				人	94,147	92,130	91,944	90,022
			計画処理区域外人口 計					0	0	0	0
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	61,031	60,964	61,722	60,886		
				特定環境保全公共下水道		14,372	16,141	15,839	17,291		
			小 計			75,403	77,105	77,561	78,177		
			農業集落排水施設			9,858	9,198	9,099	7,140		
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	411	408	419		
				下水道の処理開始公示済み区域内		435	370	370	370		
			小 計			1,860	781	778	789		
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			87,121	87,084	87,438	86,106		
			水洗化・生活雑排水処理率		%	92.5%	94.5%	—	95.7%		
								(93.1%)	(93.2%)		
			水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕				人	3,867	3,128	2,801	2,689
			非水洗化人口		〔汲み取り便所〕			3,159	1,918	1,705	1,227
					〔自家処理〕			0	0	0	0
			計画処理区域内人口 計					94,147	92,130	91,944	90,022
			計画処理区域外人口 計					0	0	0	0
			し尿処理施設 計画収集人口				人	18,744	15,025	14,383	11,845
					し 尿	汲み取り便所		3,159	1,918	1,705	1,227
					浄化槽汚泥	合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設		15,585	13,107	12,678	10,618



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

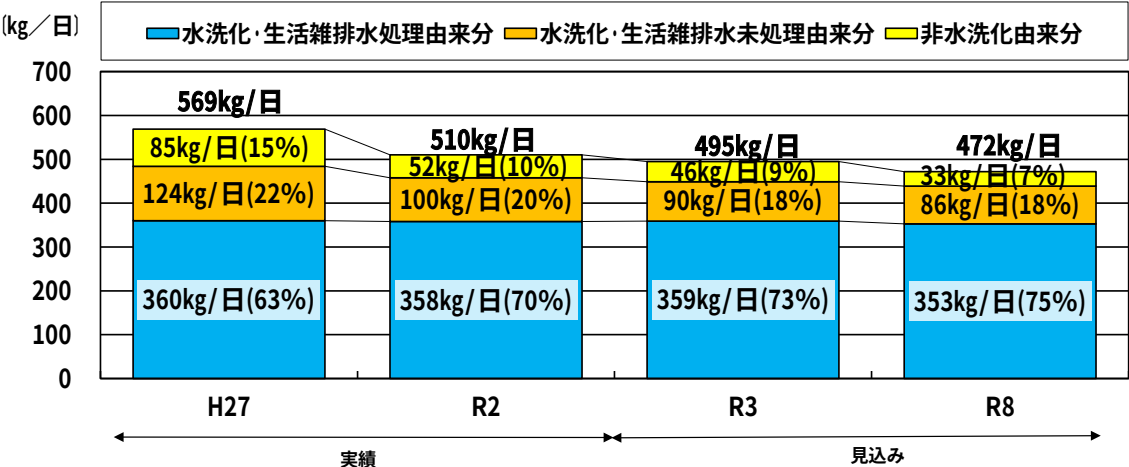
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

令和8年度におけるBOD汚濁負荷量は、令和2年度に対して約7.5%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

射水市全域			単位	実績		目標	
				平成27年	令和2年	令和3年	令和8年
				当初の最終実績年度	最終実績年度	前期【参考】	後期
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口		人	94,147	92,130	91,944	90,022
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口		75,403	77,105	77,561	78,177
		下水道					
		農業集落排水施設		9,858	9,198	9,099	7,140
		合併処理浄化槽		1,860	781	778	789
	水洗化・生活雑排水処理人口 計			87,121	87,084	87,438	86,106
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕			3,867	3,128	2,801	2,689
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕		3,159	1,918	1,705	1,227
		〔自家処理〕		0	0	0	0
	計画処理区域内人口 計			94,147	92,130	91,944	90,022
	計画処理区域外人口 計			0	0	0	0
BOD汚濁負荷量	行政区域内人口		BOD汚濁負荷量 kg/日	569	510	495	472
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口		302	308	310	313
		下水道	4 g				
		農業集落排水施設	5 g	49	46	45	36
		合併処理浄化槽	5 g	9	4	4	4
	水洗化・生活雑排水処理人口 計			360	358	359	353
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕		32 g	124	100	90	86
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕	27 g	85	52	46	33
		〔自家処理〕	27 g	0	0	0	0
	計画処理区域内人口 計			569	510	495	472
	計画処理区域外人口 計			0	0	0	0
	BOD汚濁負荷量の削減割合【令和2年度を100%とした場合】		%	—	100.0%	97.1%	92.5%

注記) BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、表4-1-2 (P.80) に示すBOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

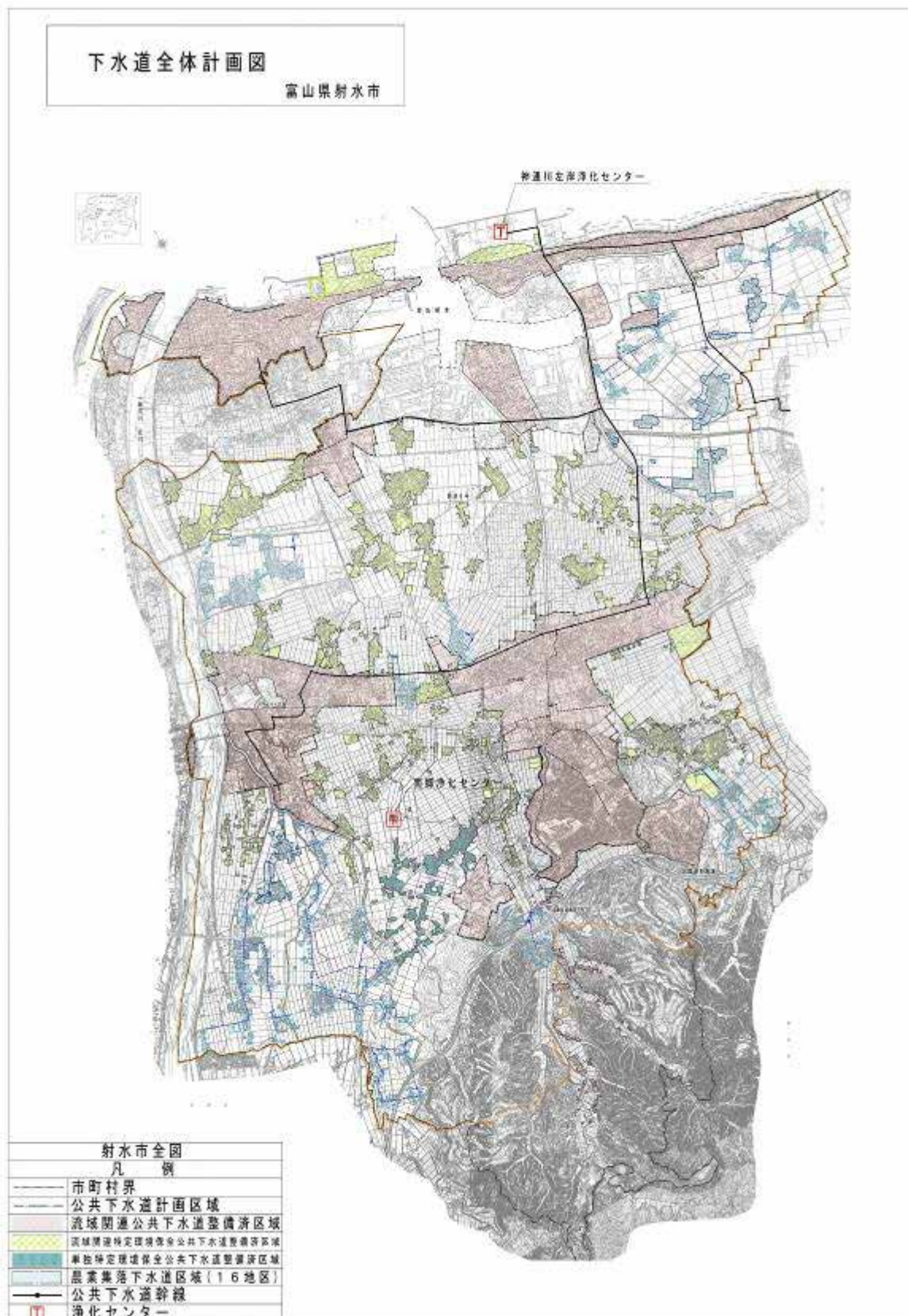
一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施 設 名		計画処理区域 【各種事業計画】累計値				計画処理人口 【各種事業計画】累積値			
			実績		見込み		実績		見込み	
			平成27	令和2	令和3	令和8	平成27	令和2	令和3	令和8
下 水 道	小矢部川処理区	公共	42.50ha	42.50ha	42.50ha	42.50ha	1,143人	1,064人	1,072人	1,051人
	神 通 川 左 岸 処 理 区	公共	1,363.72ha	1,401.53ha	1,686.53ha	1,686.53ha	53,644人	53,120人	63,722人	62,697人
		特環	652.71ha	656.68ha	656.68ha	729.68ha	15,024人	16,207人	15,947人	17,150人
	大門東部処理区	特環	32.30ha	32.30ha	32.30ha	32.30ha	1,507人	1,398人	1,442人	1,403人
	太閤山処理区	公共	266.00ha	266.00ha	令和3年度に神通川左岸処理区へ接続		10,613人	9,939人	令和3年度に神通川左岸処理区へ接続	
農 業 集 落 排 水 施 設	七 美 処 理 場		17.8ha	17.8ha	17.8ha	17.8ha	603人	568人	554人	537人
	塚原南部処理場		80.0ha	80.0ha	80.0ha	80.0ha	1,285人	1,200人	1,179人	1,142人
	本 江 処 理 場		23.8ha	23.8ha	23.8ha	23.8ha	660人	582人	587人	569人
	青 井 谷 処 理 場		21.0ha	21.0ha	21.0ha	21.0ha	549人	499人	499人	484人
	太閤山東処理場		38.6ha	38.6ha	38.6ha	38.6ha	995人	911人	904人	876人
	串田中部処理場		45.0ha	45.0ha	45.0ha	45.0ha	984人	908人	890人	862人
	宮 新 田 処 理 場		5.0ha	5.0ha	5.0ha	5.0ha	94人	78人	84人	81人
	大門西部処理場		50.1ha	50.1ha	50.1ha	50.1ha	1,309人	1,267人	1,237人	1,198人
	大門中部処理場		37.1ha	37.1ha	37.1ha	37.1ha	713人	674人	664人	643人
	大門南部処理場		20.5ha	20.5ha	20.5ha	20.5ha	230人	204人	205人	198人
	新 開 発 処 理 場		9.2ha	9.2ha	9.2ha	9.2ha	323人	302人	297人	288人
	今 開 発 処 理 場		11.3ha	11.3ha	11.3ha	11.3ha	375人	350人	344人	333人
	白 城 台 処 理 場		8.0ha	8.0ha	8.0ha	令和6年度に下水道（神通川左岸処理区）へ接続予定	242人	217人	217人	令和6年度に下水道（神通川左岸処理区）へ接続予定
	加 茂 処 理 場		40.0ha	40.0ha	40.00ha		1,175人	1,093人	1,079人	
	八 講 処 理 場		1.0ha	1.0ha	1.00ha		39人	33人	33人	
	白 石 処 理 場		24.0ha	24.0ha	24.00ha		498人	450人	452人	
合併処理浄化槽	下水道公示済み区域外						1,425人	411人	408人	419人
行政区域内人口							94,147人	92,130人	91,944人	90,022人
施設の整備人口							93,430人	91,475人	91,816人	89,931人
施 設 整 備 率							99.2%	99.3%	99.9%	99.9%

図4-2-1. 下水道全体計画図



出典：射水市上下水道部

⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭・事業者における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭・事業者における実践活動）

内	容
①野菜くずや残飯を流さない。	
②天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない。	
③トイレトーパー以外のものは流さない。	
④危険物・有害物を流さない。	
⑤ディスポーザを使用される方はディスポーザシステムで使用する(ディスポーザシステム設置には、市への届出が必要)。	
⑥飲食店等、油脂分を多く含む雑排水を排出される場合は、グリストラップの設置及び適正な維持管理が必要。	

出典：射水市上下水道業務課資料

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続な実施 ○広報いみず、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	○水質汚濁防止に関すること ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

7. 発生量の見込み

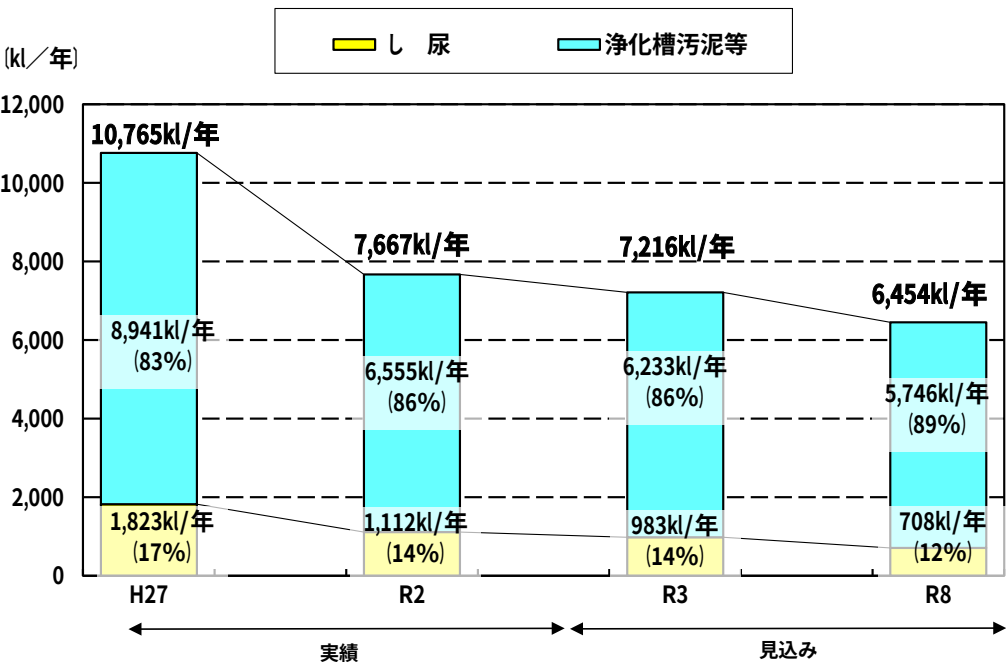
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は、令和2年度では7,667kl／年ですが、令和8年度では6,454kl／年に減少(約16%減少[令和2年度比]) する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、令和2年度では21.01kl／日ですが、令和8年度では17.68kl／日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分		単位	実績				目標			
			平成27年		令和2年		令和3年		令和8年	
			当初の最終実績年度		最終実績年度		前期【参考】		後期	
				浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合
計画年間処理量	し 尿		1,823		1,112		983		708	
	浄化槽汚泥等	浄化槽汚泥(合併+単独)	6,765		5,066		4,572		4,443	
		農業集落排水汚泥	2,176	83.1%	1,489	85.5%	1,661	86.4%	1,303	89.0%
	小 計		8,941		6,555		6,233		5,746	
	計画年間処理量 合計		10,764		7,667		7,216		6,454	
計画日平均処理量	し 尿		4.98		3.05		2.69		1.94	
	浄化槽汚泥等	浄化槽汚泥(合併+単独)	18.48		13.88		12.53		12.17	
		農業集落排水汚泥	5.95	83.1%	4.08	85.5%	4.55	86.4%	3.57	89.0%
	小 計		24.43		17.96		17.08		15.74	
	計画日平均処理量 計		29.41		21.01		19.77		17.68	



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

令和2年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は83.1%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、増加傾向となることが見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	実績	見込み	
	令和2年度	令和3年度	令和8年度
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	83.1%	86.4%	89.0%

② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃污水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設(射水市衛生センター)により処理を行っています。また、処理後の残渣物は、し渣(ごみ等の夾雑物)と余剰汚泥があり、これらは、射水市衛生センターにて焼却処理後、市所管の野手埋立処分場にて埋立処分しています。

処理体制は、当面の間はこれまで通りに安定かつ適正に処理していきますが、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく予定です。



第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

令和4年3月
